

〔防災関係機関・協力団体〕

○ 防災関係機関及び連絡先一覧

1 下諏訪町

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 | 所 管 課 |
|-----------------------------|------------------|--------------|-------------|
| 下諏訪町役場 | 下諏訪町4613-8(西鷹野町) | 0266-27-1111 | 総 務 課 |
| 下諏訪町清掃センター | 下諏訪町652-4(東町中) | 0266-27-9240 | 住 民 環 境 課 |
| 下諏訪町保健センター | 下諏訪町4590-5(清水町) | 0266-27-8384 | 保 健 福 祉 課 |
| 下諏訪町老人福祉センター | 下諏訪町社6758-1 | 0266-28-2253 | |
| 下諏訪町特別養護老人ホーム 「ハイム天白」 | 下諏訪町557-2(東町中) | 0266-28-8160 | |
| 高浜健康温泉センターゆたん歩 [®] | 下諏訪町10616-90(高浜) | 0266-26-2626 | |
| 下諏訪町東俣浄水場 | 下諏訪町1695(萩倉) | 0266-28-1131 | 建 設 水 道 課 |
| 下諏訪町さくら保育園 | 下諏訪町214-16(矢木町) | 0266-27-8764 | 教 育 こ ど も 課 |
| 下諏訪町とがわ保育園 | 下諏訪町社6725-2(東山田) | 0266-27-3315 | |
| 下諏訪町みずべ保育園 | 下諏訪町4729-1(西四王) | 0266-27-8781 | |
| 下諏訪町子育てふれあいセンター | 下諏訪町3132-1(御田町) | 0266-27-5244 | |

2 教育施設等

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 | 所 管 課 |
|-------------------------|--------------------|--------------|-------------|
| 下諏訪総合文化センター | 下諏訪町4611-40(西鷹野町) | 0266-28-0001 | 教 育 こ ど も 課 |
| 下諏訪町立図書館 | 下諏訪町652-4(清水町) | 0266-27-5555 | |
| 下諏訪町研修の家 | 下諏訪町8777-1(泉水入) | 0266-52-4471 | |
| 下諏訪南小学校 | 下諏訪町5188(南四王) | 0266-27-5000 | |
| 下諏訪北小学校 | 下諏訪町社7267(東山田) | 0266-27-2288 | |
| 下諏訪中学校 | 下諏訪町5480(上久保) | 0266-27-3000 | |
| 下諏訪社中学校 | 下諏訪町社7173 | 0266-28-7600 | |
| 下諏訪体育館 | 下諏訪町4611-11(西鷹野町) | 0266-27-1455 | |
| 下諏訪町錬成の家 | 下諏訪町10615-8(東赤砂) | 0266-28-4287 | |
| 下諏訪ローイングパーク (AQUA未来) | 下諏訪町10615-45(東赤砂) | 0266-78-3221 | |
| 下諏訪町総合運動場 | 下諏訪町4679-1(西鷹野町) | 0266-27-8339 | |
| 諏訪湖博物館・赤彦記念館 | 下諏訪町10616-111(西高木) | 0266-27-1627 | 産 業 振 興 課 |
| 下諏訪町立今井邦子文学館 | 下諏訪町3364(湯田町) | 0266-28-9229 | |
| 宿場街道資料館 | 下諏訪町3530-1(立町) | 0266-27-8827 | |
| 伏見屋邸 | 下諏訪町521-1(東町下) | 0266-27-3441 | |

3 消防機関

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 | F A X |
|----------|------------------|--------------|--------------|
| 諏訪広域消防本部 | 岡谷市加茂町1-2-6 | 0266-21-1190 | 0266-21-2119 |
| 下諏訪消防署 | 下諏訪町4488-36(清水町) | 0266-28-0119 | 0266-28-9720 |
| 下諏訪町消防団 | 下諏訪町4488-36(清水町) | 0266-28-0119 | — |

4 警察機関

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 | F A X |
|---------|----------------|--------------|-------|
| 長野県警察本部 | 長野市南長野字幅下692-2 | 026-233-0110 | |
| 諏訪警察署 | 諏訪市湖岸通り1-13-32 | 0266-57-0110 | |
| 下諏訪町交番 | 下諏訪町238-1(春日町) | 0266-27-0110 | |

5 自衛隊

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 | F A X |
|-------------|-----------|--------------|--------------|
| 自衛隊長野地方協力本部 | 長野市旭町1108 | 026-233-2108 | 026-264-7042 |
| 陸上自衛隊松本駐屯地 | 松本市高宮西1-1 | 0263-26-2766 | 0263-26-2766 |

6 国の機関

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 | F A X |
|-------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所 | 長野市鶴賀字中堰145 | 026-264-7001 | 026-264-7042 |
| 岡谷維持修繕出張所 | 岡谷市大字小井川7777 | 0266-23-5500 | 0266-23-1766 |

7 県の機関

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 | F A X |
|---------------|------------------|--------------|--------------|
| 長野県危機管理部 | 長野市大字南長野字幅下692-2 | 026-235-7184 | 026-233-4332 |
| 長野県教育委員会 | | 026-233-2959 | 026-235-7487 |
| 長野県議会事務局 | | 026-235-7411 | 026-235-7473 |
| 諏訪地方事務所 地域政策課 | 諏訪市上川1-1644-10 | 0266-57-2902 | 0266-57-2904 |
| 諏訪地方事務所 農政課 | | 0266-57-2912 | 0266-52-2295 |
| 諏訪地方事務所 林務課 | | 0266-57-2919 | 0266-57-2948 |
| 諏訪建設事務所 | 諏訪市上川1-1644-10 | 0266-57-2936 | 0266-57-2946 |
| 諏訪保健福祉事務所 | 諏訪市上川1-1644-10 | 0266-57-2925 | 0266-57-2953 |
| 諏訪湖流域下水道事務所 | 諏訪市大字豊田1866-1 | 0266-58-2955 | 0266-58-2958 |
| 南信教育事務所 | 伊那市荒井3497 | 0265-78-2111 | 0265-76-6859 |
| 水産試験場諏訪支場 | 下諏訪町6188-10(高浜) | 0266-27-8755 | 0266-26-1013 |

8 指定地方行政機関

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 | F A X |
|----------------|---------------------|--------------|--------------|
| 関東財務局長野財務事務所 | 長野市旭町1108長野第2合同庁舎5F | 026-234-5123 | 026-234-5120 |
| 関東農政局長野農政事務所 | 長野市旭町1108 | 026-233-2500 | 026-233-1588 |
| 中部森林管理局南信森林管理署 | 伊那市山寺1499-1 | 0265-72-7777 | 0265-72-7774 |
| 関東経済産業局 | 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 | 048-600-0210 | 048-601-1310 |
| 中部経済産業局 | 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 | 052-951-2683 | 052-962-6804 |
| 北陸信越運輸局長野運輸支局 | 長野市西和田1-35-4 | 026-243-4384 | 026-244-1462 |
| 長野地方気象台 | 長野市箱清水1丁目8-18 | 026-232-2034 | 026-235-5718 |
| 信越総合通信局 | 長野市旭町1108長野第1合同庁舎 | 026-234-9963 | 026-234-9969 |
| 長野労働局岡谷労働基準監督署 | 岡谷市神明町3-14 | 0266-22-3454 | 0266-23-9109 |
| 天竜川上流河川事務所 | 駒ヶ根市上穂南7番10号 | 0265-81-6415 | 0265-81-6420 |

9 指定公共機関

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 | F A X |
|---------------------------------|--------------------------------|--------------|--------------|
| 日本郵便(株)下諏訪郵便局 | 下諏訪町5237-1(栄町) | 0266-27-8100 | |
| J R 東日本長野支社下諏訪駅 | 下諏訪町5317(広瀬町) | 0266-27-8671 | |
| NTT東日本長野支店災害対策室 | 長野市新田町1137-5 | 026-225-4361 | |
| 日本銀行松本支店 | 松本市丸の内3-1 | 0263-34-3500 | 0263-37-0040 |
| 日本赤十字社長野県支部 | 長野市南県町1074 | 026-226-2073 | 026-226-2073 |
| 日本放送協会長野放送局松本支局 | 松本市深志3-10-3 | 0263-33-4700 | |
| 日本通運(株)長野支店 | 長野市北石堂町1374-1 | 026-227-4140 | 026-244-8313 |
| 中部電力パワーグリッド(株) 諏訪営業所 | 下諏訪町4559-43(西鷹野町) | 0266-27-8282 | 0266-28-6814 |
| 中日本高速道路(株)八王子支社 松本保全サービスセンター | 松本市島立1347 | 0263-47-7515 | 0263-48-0713 |
| K D D I 株式会社 | 東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー | 03-3347-0077 | |
| (株)NTTドコモ長野支店 | 長野市大字鶴賀上千歳1112-1 | 026-291-7170 | |

10 指定地方公共機関

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 | F A X |
|-----------------------------|---------------------|--------------|--------------|
| 諏訪瓦斯株式会社 | 諏訪市小和田南17-5 | 0266-52-2511 | 0266-58-6427 |
| アルピコ交通(株)諏訪支社 | 茅野市ちの3419-6 | 0266-72-7503 | 0266-72-0815 |
| (公社)長野県トラック協会 | 長野市大字南長池710-3 | 026-254-5151 | 026-254-5155 |
| 信越放送(株)諏訪放送局 | 諏訪市高島3丁目1201 | 0266-52-1518 | 0266-58-9121 |
| (株)長野放送諏訪支局 | 諏訪市諏訪1丁目6-1 | 0266-53-4532 | |
| テレビ信州(株)諏訪支局 | 諏訪市大手2-17-16 | 0266-58-2577 | 0266-58-2818 |
| 長野朝日放送(株)諏訪支局 | 諏訪市諏訪1丁目6-1 | 0266-57-0080 | |
| 長野エフエム放送株式会社 | 松本市本庄1-13-5 | 0263-33-4400 | |
| エルシーブイ(株) | 諏訪市四賀821 | 0266-53-3833 | 0266-58-2836 |
| 長野県情報ネットワーク協会 | 長野市大字南長野北石堂町1177-3 | 026-236-2028 | |
| 長野県医師会 | 長野市若里7-1-5 | 026-226-3191 | 026-228-0133 |
| 長野県歯科医師会 | 長野市岡田町96 | 026-227-5711 | 026-224-1188 |
| 長野県薬剤師会 | 松本市旭2-10-15 | 0263-34-5511 | 0263-34-0075 |
| (一社)長野県LP協会 | 長野市中御所1-16-13天馬ビル4F | 026-229-8734 | 026-229-8735 |
| 長野県建設業協会諏訪支部 下諏訪分会(庫昌土建) | 下諏訪町社145-1(社東町) | 0266-27-6710 | 0266-28-3906 |

11 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 | F A X |
|---------------------|-------------------|--------------|--------------|
| 信州諏訪農業協同組合 下諏訪支所 | 下諏訪町4862-3(西四王) | 0266-27-0804 | 0266-27-8243 |
| 諏訪森林組合 | 茅野市宮川4392-1 | 0266-73-2350 | 0266-73-2363 |
| 諏訪湖漁業協同組合 | 諏訪市洪崎1792-374 | 0266-52-4055 | 0266-53-7142 |
| 下諏訪商工会議所 | 下諏訪町4611-93(西鷹野町) | 0266-27-8533 | 0266-28-8811 |
| 諏訪郡医師会 | 諏訪市城南1-2623-1 | 0266-52-1044 | 0266-58-6834 |

| | | | |
|----------------------------|------------------|--------------|--------------|
| 下諏訪観光協会 | 下諏訪町3289(立町) | 0266-26-2102 | 0266-27-1339 |
| 岡谷下諏訪歯科医師会 | 岡谷市銀座1-1-5 F棟3F | 0266-23-8320 | 0266-23-1805 |
| 岡谷薬剤師会(矢崎薬局) | 岡谷市加茂町2-16-3 | 0266-23-7125 | 0266-23-6668 |
| グレイスフル下諏訪 | 下諏訪町9375-1(北高木) | 0266-26-7001 | 0266-26-7005 |
| 諏訪交通安全協会下諏訪支部 | 下諏訪町4613-8(西鷹野町) | 0266-27-1111 | — |
| ジェイアールバス関東諏訪支店 | 下諏訪町5325(広瀬町) | 0266-27-8673 | 0266-27-4027 |
| 下諏訪町社会福祉協議会 | 下諏訪町162-4(大門) | 0266-27-7396 | 0266-27-0890 |
| 下諏訪町赤十字奉仕団 | 下諏訪町4613-8(西鷹野町) | 0266-27-1111 | — |
| 下諏訪町アマチュア無線クラブ (松本電子部品) | 下諏訪町4528-1(東赤砂) | 0266-28-0760 | 0266-27-5939 |
| 下諏訪町衛生自治会 | 下諏訪町4613-8(西鷹野町) | 0266-27-1111 | — |
| 下諏訪町防犯協会 | 下諏訪町4488-36(清水町) | 0266-27-0119 | — |
| 下諏訪町水道組合(有)諏訪建総 | 下諏訪町200(大門) | 0266-27-3249 | |
| 諏訪赤十字病院 | 諏訪市湖岸通り5-11-50 | 0266-52-6111 | 0266-57-6036 |
| (財)中部電気保安協会諏訪事業所 | 下諏訪町7151-4(武居北) | 0266-27-3822 | 0266-27-3806 |
| 下諏訪町自主防災会 | 下諏訪町4613-8(西鷹野町) | 0266-27-1111 | — |
| 下諏訪町消防防災協力員 | 下諏訪町4613-8(西鷹野町) | 0266-27-1111 | — |
| 防災ネットワークしもすわ | 下諏訪町4613-8(西鷹野町) | 0266-27-1111 | — |
| 下諏訪町議会 | 下諏訪町4613-8(西鷹野町) | 0266-27-1111 | 0266-27-1237 |

1 2 環境関係事業所

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 | F A X |
|--------------|--------------------|--------------|--------------|
| (株)津村商事 | 下諏訪町10616-504(西赤砂) | 0266-27-6208 | 0266-27-6241 |
| (株)クリーンウェイスト | 下諏訪町2286-1(樋橋) | 0266-28-7328 | 0266-27-2250 |
| 天竜商事(有) | 下諏訪町4769(西弥生町) | 0266-28-1522 | 0266-28-1522 |
| 長野県獣医師会諏訪支部 | 諏訪市上川1-1644-10 | 0266-53-1155 | 0266-53-1155 |

1 3 医療機関

① 病院・医院

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|--------------|------------------|--------------|
| あざみ胃腸科クリニック | 下諏訪町4342-6(西赤砂) | 0266-28-0505 |
| 市瀬医院 | 下諏訪町4824-8(西鷹野町) | 0266-26-1717 |
| 信濃医療福祉センター | 下諏訪町社6525-1(東山田) | 0266-27-8414 |
| 諏訪共立病院 | 下諏訪町214(矢木町) | 0266-28-2012 |
| 諏訪皮膚科クリニック | 下諏訪町3164-1(御田町) | 0266-27-5388 |
| 諏訪マタニティクリニック | 下諏訪町112-13(矢木町) | 0266-28-6100 |
| 高浜医院 | 下諏訪町6171-9(西豊) | 0266-28-3811 |
| 西川小児科医院 | 下諏訪町4870-2(西四王) | 0266-27-0011 |
| 平山医院 | 下諏訪町3149-7(塚田町) | 0266-27-8053 |
| 三沢医院 | 下諏訪町143(矢木町) | 0266-27-8760 |
| 溝口医院 | 下諏訪町6273(東豊) | 0266-27-6266 |
| さとう眼科医院 | 下諏訪町5295-1(富士見町) | 0266-27-0085 |

② 歯科医院

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-------------|------------------|--------------|
| あさひ中央台歯科診療所 | 下諏訪町4700-16(東赤砂) | 0266-26-1414 |
| 小松歯科医院 | 下諏訪町5515(富士見町) | 0266-27-8226 |
| 小松歯科クリニック | 下諏訪町5000-4(西四王) | 0266-28-0008 |
| さつき歯科医院 | 下諏訪町6478-1(高浜) | 0266-27-5858 |
| しんえい歯科クリニック | 下諏訪町4629-6(西鷹野町) | 0266-27-7500 |
| 鈴木歯科医院 | 下諏訪町4917(西鷹野町) | 0266-28-3191 |
| 近代予防歯科センター | 下諏訪町4917(西鷹野町) | 0266-28-7060 |
| 土田歯科医院 | 下諏訪町5701(湖畔町北) | 0266-28-3001 |
| 中根矯正歯科医院 | 下諏訪町278-1(花咲町) | 0266-28-3134 |
| 浜歯科医院 | 下諏訪町6374-1(五宮) | 0266-28-4649 |
| 林歯科医院 | 下諏訪町社115-6(社東町) | 0266-28-6586 |
| 溝口歯科診療所 | 下諏訪町4342-12(西赤砂) | 0266-27-3838 |
| 三輪歯科医院 | 下諏訪町5296(富士見町) | 0266-27-3084 |
| 諏訪クリスタル歯科医院 | 下諏訪町4360-12(西赤砂) | 0266-78-7188 |

③ 薬局・薬店

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|--------------|-------------------|--------------|
| イズミ薬局 | 下諏訪町5325(広瀬町) | 0266-28-0030 |
| 盛栄堂小池薬局 | 下諏訪町3167(湯田仲町) | 0266-28-6473 |
| かえで薬局 | 下諏訪町4823-10(西鷹野町) | 0266-26-1929 |
| くすりの小口 | 下諏訪町3352-2(横町木の下) | 0266-28-3078 |
| クスリのサンロード岡谷店 | 下諏訪町4349-1(西赤砂) | 0266-26-4136 |
| 厚仁堂 | 下諏訪町3155(御田町) | 0266-27-5287 |
| 土田薬局 | 下諏訪町242-1(中央通) | 0266-28-3232 |
| (有)永田薬局 | 下諏訪町5521(大社通) | 0266-27-8123 |
| 中山薬局 | 下諏訪町18(矢木西) | 0266-28-4567 |
| 菜の花薬局 | 下諏訪町4342-6(西赤砂) | 0266-26-1500 |
| ひまわり薬局 | 下諏訪町212-24(矢木町) | 0266-26-7226 |
| ツルハドラッグ下諏訪店 | 下諏訪町6348-1(高浜) | 0266-26-3268 |
| 昭和堂 | 下諏訪町3211(御田町) | 0266-28-6186 |

14 新聞社

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 | F A X |
|------------|---------------|--------------|--------------|
| 市民新聞社(株)本社 | 岡谷市本町3-8-30 | 0266-23-4445 | 0266-21-1515 |
| 下諏訪市民新聞社 | 下諏訪町3561(大社通) | 0266-27-4444 | 0266-27-9115 |
| (株)長野日報社 | 諏訪市高島3-1323-1 | 0266-52-2000 | 0266-58-8895 |
| 信濃毎日新聞諏訪支社 | 諏訪市小和田南13-6 | 0266-52-0021 | 0266-58-8101 |
| 中日新聞諏訪通信局 | 諏訪市高島2-1275-9 | 0266-52-0805 | 0266-54-0805 |

〔災害危険箇所〕

○ 急傾斜地崩壊危険区域

| 箇所名 | 法指定年月日 | 面積 | 人家数 |
|---------|-------------|--------|-----|
| 武居 | 昭和48年 3月26日 | 0.03ha | 7戸 |
| 東町1号 | 昭和59年 4月19日 | 0.20ha | 13戸 |
| 東町2号 | 平成元年 4月10日 | 0.60ha | 36戸 |
| 山の神 | 平成 3年 4月 1日 | 0.70ha | 26戸 |
| 山の神（追加） | 平成10年 6月 4日 | 0.74ha | 21戸 |
| 星が丘 | 平成17年11月14日 | 4.00ha | 55戸 |
| 武居（追加） | 平成19年 3月29日 | 0.10ha | 0戸 |

○ 砂防指定地

| 支溪名 | 区分 | 区域 | | 指定年月日及び番号 |
|-------------|------|----------------------------------|---|---------------------|
| 砥川 (中流部) | 要設備地 | 砥川国有川敷 | 岡谷市字石仏6915の㍉、字宮久保785、786、字川久保1747-1、1747-2、1747-3、字捨大持2977-㍉、2989-ハ、2990、2994-㍉ | 昭和9年4月17日 第200号 |
| 砥川 (上流部) | 要設備地 | 河の中心より右15m | 字菰川口954-1-2、9551-1、字念仏岩1983-1の内 | 昭和10年1月29日 第16号 |
| 砥川 (上流部) | 要設備地 | 前記土地地先砥川国有河川敷 | | 昭和12年4月2日 第193号 |
| | | 左岸より10m | 字捨大持2991-㍉の内 | |
| | | 左岸より20m | 字捨大持2993-1、-3、2994-2、-3、2995-1、2995-㍉、2996、2997イ、3026-㍉、字樋橋3024イ、3024㍉の内 字入落合3043-1、3043㍉、3042、字長笹口(2881-1、2883へ)の内 字きつこずみ3033㍉、字御堂ヶ峰3120、自3120-11至3120-13の内 字御堂ヶ峰3120-14の内 字榎の木3063イ、3063㍉、3071-イ、3071-2、自3073イ至3073ハの内 字榎の木3074、3075-㍉、-ハ、3075-1、3075-3、3077-1、3078-㍉、3079-㍉、3079-1、3079-2、3081-イ、3081-㍉、3081-ハの内 | |
| | | 右岸より20m | 字樋橋3025イ、㍉、3025-3、3026イ、自3027-3、3028、字川向干尾口2997㍉、(2998㍉、2998-1)の内 字干尾2999イ(2999ハ、字砥沢口3030)の内 字砥沢口3039イ、3039㍉(3041イ1、3041㍉3、3041-1)の内 字御堂ヶ峰3120-14の内 字古屋敷3047-1、-6、-8、3049-1、3056-イ、-㍉、3057、3058-イ、3059-イ、3061、3062、3064、字川向古小場3133㍉、3115、3118、字ほうろく坂3082-1、-2、3082㍉、(字ほうろく坂3084イ-1、3084-㍉、字餅屋3097)の内 字餅屋3099-㍉、3099ハ、(3110、3111)の内 | |
| | | 字栗平3072及び前記土地地先に存する国有地並びに砥川国有河川敷 | | |
| 砥川 (上流部) | 要設備地 | 砥川国有川敷 | 字西餅屋3099-2、字川向古小屋3113㍉地先より字捨大持2996、字樋橋2991㍉地先に至る区間 | 昭和16年7月11日 第448号 |

| | | | | |
|---------------------|----------|--|--|-----------------------|
| 砥川 (上流部) | 要設備地 | <p>イ 次に掲げる土地に存する標柱1号から33号までを順次結んだ線及び標柱1号と33号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和9年内務省告示第200号で指定した土地の区域を除く。） 社字石佛6915-2(1号)、字川久保1799-イ(2号)、字前手川久保1792(3号)、1789(4号)、字川久保1794-イ(5号)、1788(6,7号)、1786(8号)、1777-1(9号)、1786-2(10号)、1764(11号)、1753-1(12号)、1754-ロ、ニ(13号)、1746-1(14号)、1747-1(15号)、1747-1先河川敷(16号)、字夕立坂910-4先河川敷(17号)、905-1(18号)、904-1(19号)、字入山山之神898-1(20号)、882-2(21号)、881-4(22号)、字山之神852-1(23号)、842-24(24号)、字川久保833(25号)、819(26号)、818-ロ(27号)、字山ノ神800-11(28号、29号)、字宮久保791-1先道路敷(30号)、790-9(31号)、790-8(32号)、786-3(33号)</p> <p>ロ 次に掲げる土地に存する標柱1号と2号を結んだ線から昭和9年内務省告示第200号で指定した土地の上流端までの区間の砥川中心線から左右各岸20mまでの土地の区域（昭和10年内務省告示第16号で指定した土地の区域を除く） 字大櫓2025-ロ(1号)、字木落2293-1(2号)</p> <p>ハ 次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷。 字大櫓2025-3、2025-ロ、2026-イ、2026-ロ、2027-ロ、2028、2029、2031、2032及び2033-1から2033-3まで、2033-イ、2033-ロ、2034-イ、2034-ロ、2034-2、字木落2302-1、2304、2305-イ-1、2305-ロ、2306、2307-ロ、2307-イ1、2307-イ2、2308、2309、2310-ロ、2311-ロ、2312-1、2312-2、2312-ロ、2315-2、2293-1、2293-3、2294、2295及び2296-イ</p> | | 平成8年4月9日 第1187号 |
| 福沢川 | 要設備地 | <p>官民界より 4m</p> | <p>社字花田744-1内標柱A、A´、C、C´を結んだ区域及び字一ノ釜7371、字内山7963、壬ノ内7963-30の内</p> | 昭和26年10月17日 第936号 |
| | | <p>字渋之湯7945イ-1、7945イ-3上流筆境を結んだ線より砥川合流点に至る区間の国有河川敷全部</p> | | |
| 福沢川 | 要行為禁止制限地 | <p>官民界より 左右岸7m</p> | <p>字渋之湯7945イ-1、7945イ-3上流筆境より字神宮路6704-2、6705-2下流筆境に至る区間。 但し道路敷、宅地及び要設備地を除く</p> | 昭和26年10月17日 第936号 |
| 福沢川 | 要設備地 | <p>官民界より 左右岸10m</p> | <p>社字内山7963-イ48から昭和26年10月17日建設省告示第936号で指定した土地に達するまでの区間</p> | 昭和43年5月17日 第1455号 |
| 大久保沢川 | 要設備地 | <p>官民界から5m</p> | <p>字大久保3948の上流筆境から字彈正3935の下流筆境までの区間 字大久保3948の上流筆境を対岸に延長した線から字天白624-1の下流筆境までの区間</p> | 昭和36年12月19日 第2829号 |
| | | <p>官民界から10m</p> | <p>字彈正3935の下流筆境から字彈正3920-1の下流筆境までの区間 字天白624-1の下流筆境から字羽場541-8の下流筆境までの区間</p> | |
| | | <p>字大久保3948の上流筆境を対岸に延長した線から字彈正3920-1の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の河川敷</p> | | |
| 小久保沢川 | 要設備地 | <p>官民界より 左右岸10m</p> | <p>字小久保4036-2の上流筆境を対岸に延長した線から字羽場4192-ロの下流筆境を対岸に延長した線に対するまでの区間</p> | 昭和45年7月9日 第1039号 |
| <p>前記区間の河川敷</p> | | | | |
| 湯沢川 | 要設備地 | <p>官民界より 左右岸6m</p> | <p>字湯沢4173、3813上流筆境を結んだ線より字湯沢4174、4176-3下流筆境を結んだ線に至る区間</p> | 昭和27年10月18日 第1292号 |
| <p>前記区間の国有河川敷全部</p> | | | | |
| 湯沢川 | 要行為禁止制限地 | <p>字湯沢3813、4173、4174、4175、4176-イ-1、4176-3、4074、4075、4098、4099以上全筆 但し要設備地を除く。</p> | | 昭和27年10月18日 第1292号 |

| | | | | |
|-----|----------|--|---|-----------------------|
| 湯沢川 | | イ 次に掲げる土地及びにこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川数。 字大芝原3743-2、字火燈3805-2、3806、字城ノ腰3807-イ、3807-ロ、字御田林4103、4104、字湯沢4105-イ、4105-ロ、4105-2、4106、4107、4112、4112-2、4113-イ、4113-ロ、4114、4115-1、4115-2、4116、4117、4117-2、4118から4125まで、4125-2、4126から4128まで、4129-1、4129-2、4130、4131、4132-1、4132-2、4133から4135まで、4136-1、4136-2、4137から4139まで、4156-ロ、4157-ロ、4157-2、4158-1、4159、4160-1、4160-2、4161-イ、4161-ロ、4162-1、4162-ロ、4163-イから4163-ハまで、4164-1、4164-イ、4165から4171まで、4171-2、4172、4208-15、4208-30 ロ 次に掲げる土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた土地の区域 字湯沢4106(1号)、4208-30(2号、3号)、4112(4号) ハ 次に掲げる土地に存する標柱1号から22号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱22号を結んだ線に囲まれた土地の区域 字湯沢4208-15(1号、2号)、4208-16(3号、4号)、4208-17(5号から7号まで)、4208-18(8号、9号)、4208-19(10号)、4208-20(11号から13号まで)、4208-21(14号から19号まで)、4208-22(20号)、4158-1(21号)、4157-ロ(22号) | | |
| 承知川 | 要設備地 | 官民界より 左右岸5m | 字治郎8099、8101、8119、8118、字汁垂8060、字追分7448、7444、字石遊場7755、7210、字川久保5966-ロ、6695-ロ、字上ノ段7073-丁、7073-2、7095-丁、7059-ロ、字高儘6343、字浜辺6306-1、6306-2、の内 | 昭和27年10月18日 第1292号 |
| | | 字宇田8368、字尾懸口8437、上流筆境を結んだ線より字湖水端10616、10616-トの内下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部 | | |
| 承知川 | 要行為禁止制限地 | 官民界より 左右岸9m | 字宇田8368、字尾懸口8437上流筆境より字湖水端10616、10616-5の内下流筆境に至る区域。但し道路、宅地敷、要設備地を除く。 | 昭和27年10月18日 第1292号 |
| | | 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた土地の区域。 (昭和27年建設省告示第1292号で指定した土地の区域を除く。) 字宇田8382-1(1号)、8389-1(2号)、字条済8417-1(3号)、8417-3(4号、5号)、字釜野川8541-1(6号)、8550(7号)、字尾懸口8447(8号)、8443(9号)、8440(10号)、字尾掛8445-1(11号)、字尾懸口8436-1(12号) | | |
| 空木沢 | 要設備地 | 官民界より 左右岸30m | 次に掲げる土地に存する標柱1号と2号を結んだ線から標柱3号と4号を結んだ線に達するまでの区間 東俣国有林121林班イ(1号)、10618-154(2号)、東俣国有林120林班イ(3号)、130林班ト(4号) | 昭和49年6月5日 第855号 |

○ 地すべり危険箇所

1 県農政部所管

| 番号 | 位 置 | | 概 況 | | | | 被害の対象 | | | | 危険度 |
|----|-----|----|-----------|-----------|------------|---------------|-----------|-----------|----------|--------|----------------------|
| | 大字 | 字 | 耕地 | その他 | 計 | 崩壊の現況 | 田 | 畑 | 用水路 | 人家 | |
| 1 | | 樋橋 | ha 7.2 | ha 7.5 | ha 14.7 | 地すべりの 経歴なし | ha 1.7 | ha 5.5 | m 800 | 戸 3 | 古い地すべり地形 で安定状態にある |

2 県建設部所管

| 番号 | 箇所名 | 箇所面積 | 区域面積 | 想定面積 | 合計面積 | 発生年次 | 人口 | 人家 | 耕地面積 | 湛水深度 | 河川影響 | 勾配 | 基盤岩 |
|----|-----|------------|------------|------|------------|---------|----------|----------|-----------|------|----------------|-----------|-----------|
| 1 | 萩倉 | ha 33.7 | ha 14.9 | ha | ha 48.6 | 昭 58 | 人 996 | 戸 249 | ha 4.8 | m | m ³ | 度 20.1 | 石英 閃岩岩 |
| 2 | 落合 | 61.5 | 17.9 | 10.0 | 89.4 | | 268 | 67 | 14.8 | 3.0 | 91,000 | 10.9 | 石英 閃岩岩 |
| 3 | 富ヶ丘 | 61.8 | 27.8 | | 89.6 | | 1,530 | 381 | 7.6 | | | 18.1 | 安山岩 |
| 4 | 星ヶ丘 | 11.3 | 10.9 | | 22.2 | | 784 | 196 | 1.6 | | | 27.0 | 安山岩 |

○ 山腹崩壊危険地区

| 番号 | 位置 | | 危険地区 の危険度 判定 | 面積ha | | 人家 戸数 | 公用・ 公共施設 (道路除く) | 被災 危険度 | 山腹崩壊 危険度 |
|----|----|-----|--------------------|------|------|----------|-----------------------|-----------|-------------|
| | 大字 | 字 | | 調査地区 | 危険地区 | | | | |
| 1 | | 宮久保 | A | 10 | 9 | 15 | | a 2 | b 1 |
| 2 | | 叩水 | A | 8 | 7 | 20 | 1 | a 2 | b 1 |
| 3 | | 山ノ神 | B | 3 | 3 | | | c 2 | a 1 |
| 4 | | 菰川 | B | 3 | 3 | 1 | | c 2 | a 1 |
| 5 | | 毒沢 | A | 6 | 6 | 18 | | a 2 | a 1 |
| 6 | | 樋橋 | B | 1 | 1 | 50 | 1 | a 2 | c 1 |
| 7 | 社 | 秋葉山 | B | 1 | 1 | 20 | 1 | a 2 | c 1 |
| 8 | | 川久保 | A | 1 | 1 | 3 | 2 | A | B |
| 9 | | 雁沢入 | A | 8 | 7 | 49 | | a 2 | a 1 |

○ 崩壊土砂流出危険地区

| 番号 | 位置 | | 危険地区 の危険度 判定 | 面積ha | | 人家 戸数 | 公用・ 公共施設 (道路除く) | 溪流延長 (m) | 山腹崩壊 危険度 |
|----|-----|-------------|--------------------|-------|------|----------|-----------------------|-------------|-------------|
| | 大字 | 字 | | 調査地区 | 危険地区 | | | | |
| 1 | | 鑄物師沢 | B | 2.88 | 182 | 2 | a 2 | 1,200 | c 1 |
| 2 | | 毒沢 | B | 0.60 | 50 | | a 2 | 400 | c 1 |
| 3 | | 長坂 | A | 1.26 | 15 | | a 2 | 600 | b 1 |
| 4 | | 山の神 | C | 0.90 | 4 | | c 2 | 600 | b 1 |
| 5 | | 樽林 | C | 2.10 | 4 | | c 2 | 1,000 | c 1 |
| 6 | | 菰川 | C | 1.05 | 1 | | c 2 | 500 | c 1 |
| 7 | | 山吹沢 | B | 2.34 | 82 | 2 | a 2 | 1,300 | c 1 |
| 8 | | 大鹿沢 | B | 2.52 | 82 | 2 | a 2 | 1,400 | c 1 |
| 9 | | 大沢 | A | 2.55 | 130 | 3 | a 2 | 1,700 | b 1 |
| 10 | | 相沢久保 | A | 1.47 | 18 | 1 | a 2 | 700 | b 1 |
| 11 | | 湯沢 | B | 1.26 | 125 | 3 | a 2 | 700 | c 1 |
| 12 | | 小久保沢 | B | 3.00 | 36 | 3 | a 2 | 1,000 | c 1 |
| 13 | | 大久保沢 | B | 4.20 | 32 | 1 | a 2 | 1,400 | c 1 |
| 14 | | 砥沢山 | B | 5.40 | 25 | | a 2 | 1,200 | c 1 |
| 15 | | 小屋場 | B | 0.90 | 20 | 1 | a 2 | 200 | c 1 |
| 16 | | 鈴ヶ沢 | B | 12.60 | 25 | | a 2 | 2,100 | c 1 |
| 17 | 社 | 長日向沢 小日向 | C | 0.45 | | | c 2 | 300 | c 1 |
| 18 | 砥沢山 | キッコズミ | C | 0.09 | | | c 2 | 100 | c 1 |
| 19 | 砥沢山 | 大根日向 | C | 0.09 | | | c 2 | 100 | c 1 |
| 20 | 社 | 内山 | B | 0.15 | 10 | | a 2 | 100 | c 1 |
| 21 | 社 | 千松坊 | B | 0.06 | 10 | 1 | a 2 | 100 | c 1 |

○ 民有林林道における災害発生危険箇所

| 番号 | 林道名 | 町 名 | 位 置 | 延 長 | 面 積 | 摘 要 |
|----|-----|-----|-------|-----|-------------------|----------|
| 1 | 砥沢線 | | 舟小場 | 30m | 600m ² | 山腹 覆工 谷止 |
| 2 | 〃 | | 〃 | 70 | 2,100 | 〃 〃 |
| 3 | 〃 | | 〃 | 20 | 600 | 〃 〃 |
| 4 | 〃 | | 〃 | 20 | 100 | 〃 〃 |
| 5 | 〃 | | 長日向 | 10 | 50 | 〃 〃 |
| 6 | 〃 | | 大根日向 | 10 | 50 | 〃 〃 谷止 |
| 7 | 〃 | | 〃 | 50 | 1,500 | 〃 〃 |
| 8 | 〃 | | 〃 | 30 | 300 | 〃 〃 |
| 9 | 〃 | | 〃 | 20 | 200 | 〃 〃 |
| 10 | 〃 | | キンコズミ | 15 | 300 | 〃 〃 |
| 11 | 萩倉線 | | 菰川 | 15 | 300 | 法止 石積 |
| 12 | 〃 | | 〃 | 20 | 200 | 〃 〃 |
| 13 | 〃 | | 後山 | 10 | 200 | 〃 〃 |

○ 土石流危険溪流

危険溪流 I

| 番号 | 溪流名 | 字 | 溪流長 (km) | 流域面積 (km ²) | 勾配 (度) | 計画 流出 土砂量 (m ³) | 人 口 (人) | 戸 数 (戸) | 耕地 面積 (ha) | 砂防指定 | 備考 |
|----|----------|-----|-------------|----------------------------|-----------|--------------------------------------|---------------|---------------|------------------|------|----|
| 1 | 東俣川 | 東俣 | 2.40 | 4.98 | 7 | 52,000 | 38 | 14 | 0.00 | 無 | |
| 2 | 東俣川 | 萩倉 | 3.30 | 10.73 | 7 | 55,400 | 38 | 14 | 0.00 | 無 | |
| 3 | 東俣川 | 萩倉 | 0.65 | 0.24 | 7 | 8,530 | 41 | 15 | 0.00 | 無 | |
| 4 | 東俣川 | 萩倉 | 1.30 | 0.41 | 7 | 10,860 | 38 | 14 | 0.00 | 無 | |
| 5 | 蝶ヶ沢 | 萩倉 | 0.50 | 0.27 | 16 | 18,630 | 30 | 11 | 0.00 | 無 | |
| 6 | 所沢 | 萩倉 | 0.42 | 0.20 | 13 | 4,990 | 52 | 19 | 1.06 | 無 | |
| 7 | 丸焼沢 | 町屋敷 | 0.57 | 0.17 | 15 | 16,930 | 3 | 1 | 0.87 | 無 | |
| 8 | 町屋敷一沢(仮) | 町屋敷 | 0.21 | 0.06 | 14 | 5,250 | 187 | 69 | 1.15 | 無 | |
| 9 | 町屋敷二沢(仮) | 町屋敷 | 0.20 | 0.05 | 19 | 1,000 | 212 | 78 | 0.74 | 無 | |
| 10 | 山の神沢 | 落合 | 0.55 | 0.29 | 15 | 550 | 5 | 2 | 0.00 | 無 | |
| 11 | 福沢川 | 東山田 | 3.20 | 2.42 | 10 | 16,100 | 432 | 159 | 0.30 | 無 | |
| 12 | 鋳物師沢 | 東山田 | 1.10 | 0.23 | 18 | 17,550 | 285 | 105 | 0.00 | 無 | |
| 13 | 咽入沢 | 東山田 | 0.25 | 0.05 | 18 | 11,250 | 149 | 55 | 1.86 | 無 | |
| 14 | 山吹沢 | 山神 | 1.75 | 0.46 | 10 | 6,760 | 24 | 9 | 0.00 | 無 | |
| 15 | 新町沢(仮) | 新町 | 0.60 | 0.18 | 11 | 14,440 | 706 | 260 | 0.00 | 無 | |
| 16 | 大久保沢 | 新町 | 0.75 | 0.30 | 11 | 19,250 | 206 | 76 | 0.00 | 有 | |
| 17 | 小久保沢 | 新町 | 0.38 | 0.09 | 14 | 15,160 | 234 | 86 | 0.00 | 無 | |
| 18 | 湯沢川 | 新町 | 0.85 | 0.30 | 14 | 31,590 | 367 | 135 | 0.00 | 有 | |
| 19 | 小湯上一沢(仮) | 小湯上 | 0.35 | 0.07 | 14 | 15,990 | 489 | 180 | 0.00 | 無 | |
| 20 | 小湯上二沢(仮) | 小湯上 | 0.38 | 0.06 | 12 | 7,230 | 472 | 174 | 0.00 | 無 | |
| 21 | 滝の沢 | 武居 | 0.45 | 0.08 | 16 | 12,380 | 1,819 | 670 | 0.00 | 有 | |
| 22 | 御射山本沢 | 武居 | 1.20 | 0.96 | 16 | 86,230 | 1,879 | 692 | 0.00 | 有 | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|---------|-----|------|------|----|---------|-------|-----|------|---|--|
| 23 | 承知川 | 武居 | 0.80 | 5.51 | 16 | 172,300 | 1,879 | 692 | 7.82 | 有 | |
| 24 | 承知川 | 本郷 | 0.25 | 0.08 | 16 | 4,000 | 1,825 | 672 | 0.00 | 有 | |
| 25 | 本郷沢(仮) | 本郷 | 0.22 | 0.04 | 21 | 6,600 | 633 | 233 | 0.00 | 無 | |
| 26 | あいざわ久保沢 | 富ヶ丘 | 0.45 | 0.25 | 12 | 1,230 | 187 | 69 | 0.00 | 無 | |
| 27 | 高木一沢(仮) | 高木 | 0.15 | 0.06 | 16 | 6,690 | 68 | 25 | 0.00 | 無 | |
| 28 | 木落沢 | 高木 | 0.35 | 0.10 | 19 | 11,930 | 546 | 201 | 0.00 | 無 | |
| 29 | 大沢川 | 高木 | 0.90 | 0.87 | 15 | 39,800 | 839 | 309 | 0.00 | 無 | |
| 30 | 高木二沢(仮) | 高木 | 0.30 | 0.08 | 15 | 3,410 | 231 | 85 | 0.00 | 無 | |

危険溪流Ⅱ

| 番号 | 溪流名 | 字 | 溪流長 (km) | 流域面積 (km ²) | 勾配 (度) | 計画流出土砂量 (m ³) | 人口 (人) | 戸数 (戸) | 耕地面積 (ha) | 砂防指定 | 備考 |
|----|---------|-----|-------------|----------------------------|-----------|------------------------------|-----------|-----------|--------------|------|----|
| 1 | 砥川 | 樋橋 | 3.70 | 8.49 | 5 | 43,937 | 11 | 4 | 0.00 | 無 | |
| 2 | 深沢一沢(仮) | 深沢 | 2.28 | 0.86 | 12 | 30,759 | 3 | 1 | 0.30 | 無 | |
| 3 | 町屋敷沢(仮) | 町屋敷 | 0.70 | 0.21 | 17 | 8,382 | 3 | 1 | 0.00 | 無 | |
| 4 | 御宝田沢 | 東俣 | 1.00 | 0.37 | 14 | 8,300 | 5 | 2 | 0.57 | 無 | |
| 5 | 野田ヶ沢 | 東俣 | 0.50 | 0.08 | 7 | 3,349 | 3 | 1 | 0.15 | 無 | |
| 6 | 東俣川 | 東俣 | 1.00 | 0.52 | 7 | 12,400 | 3 | 1 | 0.00 | 無 | |
| 7 | 藤原沢 | 萩倉 | 0.80 | 0.27 | 7 | 9,533 | 11 | 4 | 1.12 | 無 | |
| 8 | 前菰も刈沢 | 落合 | 0.45 | 0.11 | 12 | 17,529 | 8 | 3 | 2.51 | 無 | |
| 9 | 毒沢 | 星ヶ丘 | 0.20 | 0.04 | 24 | 750 | 5 | 2 | 0.00 | 無 | |

危険溪流Ⅲ

| 番号 | 溪流名 | 字 | 溪流長 (km) | 流域面積 (km ²) | 勾配 (度) | 計画流出土砂量 (m ³) | 人口 (人) | 戸数 (戸) | 耕地面積 (ha) | 砂防指定 | 備考 |
|----|---------|----|-------------|----------------------------|-----------|------------------------------|-----------|-----------|--------------|------|----|
| 1 | 砥沢 | 樋橋 | 5.48 | 10.34 | 8 | | | | | 無 | |
| 2 | 赤渋川 | 樋橋 | 4.08 | 5.22 | 11 | | | | | 有 | |
| 3 | 深沢二沢(仮) | 深沢 | 1.05 | 0.30 | 12 | | | | | 無 | |
| 4 | 沢(仮) | 所沢 | 0.85 | 0.46 | 12 | | | | | 無 | |
| 5 | 所沢一沢(仮) | 所沢 | 0.65 | 0.17 | 13 | | | | | 無 | |
| 6 | 所沢二沢(仮) | 所沢 | 0.68 | 0.15 | 9 | | | | | 無 | |

○ 土砂崩落危険箇所

| 番号 | 水系名 | 地区名 | 所在地 | 受益戸数 | 受益面積 | 管理団体 |
|----|-----|-----------|-----|------|------|----------|
| 1 | 砥川 | 樋橋町屋敷沢(1) | 樋橋 | 15 | 5 | 樋橋町屋敷沢組合 |
| 2 | 〃 | 樋橋町屋敷沢(2) | 町屋敷 | (15) | (5) | 〃 |
| 3 | 東俣川 | 萩倉用水沢 | 萩倉 | 50 | 8 | 萩倉組 |
| 4 | 〃 | 菰川沢(1) | 平ヶ沢 | 50 | 10 | 菰川沢組合 |
| 5 | 〃 | 菰川沢(2) | 菰川 | (50) | (10) | 〃 |
| 6 | 〃 | 落合沢 | 注連掛 | 20 | 5 | 落合沢組合 |
| 7 | 砥川 | 小田野上沢(1) | 長坂 | 80 | 20 | 小田野上沢組合 |

| | | | | | | |
|---|-----|----------|-----|------|------|------|
| 8 | 〃 | 小田野上汐(2) | 東山田 | (80) | (20) | 〃 |
| 9 | 承知川 | 荒汐 | 富部 | 30 | 5 | 荒汐組合 |

○ 急傾斜地崩壊危険箇所

危険箇所Ⅰ・自然斜面

| 番号 | 箇所名 | 箇所番号 | 傾斜度(度) | 長さ(m) | 高さ(m) | 人家数(戸) |
|----|-------|----------|--------|-------|-------|--------|
| 1 | 町屋敷三組 | 36111001 | 45 | 230 | 20 | 21 |
| 2 | 斧立 | 36111002 | 30 | 150 | 15 | 1 |
| 3 | 萩倉1 | 36111003 | 30 | 180 | 10 | 5 |
| 4 | 萩倉2 | 36111004 | 40 | 340 | 30 | 14 |
| 5 | 木落1 | 36111005 | 30 | 225 | 25 | 24 |
| 6 | 落合2 | 36111006 | 35 | 30 | 10 | 1 |
| 7 | 落合7 | 36111007 | 60 | 130 | 8 | 2 |
| 8 | 落合3 | 36111008 | 45 | 180 | 50 | 19 |
| 9 | 落合1 | 36111009 | 40 | 150 | 50 | 6 |
| 10 | 落合4 | 36111010 | 40 | 90 | 25 | 10 |
| 11 | 落合5 | 36111011 | 55 | 120 | 20 | 0 |
| 12 | 注連掛 | 36111012 | 30 | 70 | 20 | 15 |
| 13 | 星ヶ丘1 | 36111013 | 30 | 555 | 30 | 56 |
| 14 | 星ヶ丘2 | 36111014 | 60 | 530 | 30 | 73 |
| 15 | 東町中二4 | 36111015 | 40 | 155 | 70 | 17 |
| 16 | 山の神 | 36111016 | 45 | 230 | 11 | 22 |
| 17 | 東町 | 36111017 | 44 | 150 | 16 | 6 |
| 18 | 社ヶ丘 | 36111018 | 60 | 380 | 15 | 18 |
| 19 | 東町2号 | 36111019 | 45 | 120 | 15 | 24 |
| 20 | 新町1 | 36111020 | 60 | 180 | 10 | 13 |
| 21 | 武居 | 36111021 | 50 | 80 | 20 | 7 |
| 22 | 富ヶ丘 | 36111022 | 30 | 120 | 20 | 10 |
| 23 | 石投場 | 36111023 | 30 | 150 | 35 | 23 |
| 24 | 北高木 | 36111024 | 40 | 150 | 15 | 3 |
| 25 | 高木 | 36111025 | 58 | 170 | 37 | 23 |
| 26 | 東高木 | 36111026 | 50 | 180 | 20 | 6 |

危険箇所Ⅰ・人工斜面

| 番号 | 箇所名 | 箇所番号 | 傾斜度(度) | 長さ(m) | 高さ(m) | 人家数(戸) |
|----|-------|----------|--------|-------|-------|--------|
| 1 | 町屋敷 | 36121001 | 40 | 200 | 20 | 9 |
| 2 | 星ヶ丘第一 | 36121002 | 60 | 165 | 25 | 0 |
| 3 | 東町中二2 | 36121003 | 55 | 100 | 10 | 14 |
| 4 | 東山田 | 36121004 | 60 | 50 | 10 | 6 |
| 5 | 武居北4 | 36121005 | 42 | 110 | 20 | 12 |
| 6 | 武居北1 | 36121006 | 55 | 75 | 25 | 0 |
| 7 | 関屋 | 36121007 | 63 | 135 | 6 | 14 |
| 8 | 西高木一 | 36121008 | 40 | 50 | 9 | 10 |

危険箇所Ⅱ・自然斜面

| 番号 | 箇所名 | 箇所番号 | 傾斜度(度) | 長さ(m) | 高さ(m) | 人家数(戸) |
|----|--------|----------|--------|-------|-------|--------|
| 1 | 八島ヶ原 | 36112001 | 30 | 50 | 30 | 2 |
| 2 | 樋橋 | 36112002 | 40 | 100 | 25 | 3 |
| 3 | 樋橋2 | 36112003 | 38 | 120 | 70 | 1 |
| 4 | 萩倉3 | 36112004 | 40 | 65 | 25 | 1 |
| 5 | 萩倉4 | 36112005 | 60 | 100 | 7 | 3 |
| 6 | 落合6 | 36112006 | 55 | 245 | 50 | 4 |
| 7 | 注連掛2 | 36112007 | 30 | 80 | 17 | 1 |
| 8 | 東町中二3 | 36112008 | 50 | 65 | 10 | 1 |
| 9 | 東山田第七1 | 36112009 | 45 | 40 | 12 | 3 |
| 10 | 武居北2 | 36112010 | 45 | 85 | 30 | 3 |
| 11 | 武居北3 | 36112011 | 30 | 90 | 20 | 3 |
| 12 | 小湯の上 | 36112012 | 70 | 60 | 18 | 1 |

危険箇所Ⅲ・自然斜面

| 番号 | 箇所名 | 箇所番号 | 傾斜度(度) | 長さ(m) | 高さ(m) | 人家数(戸) |
|----|--------|----------|--------|-------|-------|--------|
| 1 | 霧ヶ峰 | 36113001 | 40 | 150 | 40 | 0 |
| 2 | 樋橋3 | 36113002 | 40 | 100 | 15 | 0 |
| 3 | 町屋敷 | 36113003 | 35 | 200 | 28 | 0 |
| 4 | 東町中二5 | 36113004 | 40 | 110 | 55 | 0 |
| 5 | 小湯の上一部 | 36113005 | 30 | 100 | 30 | 0 |
| 6 | 東高木 | 36113006 | 41 | 100 | 25 | 0 |

○ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

1 土石流

(1) 平成17年度指定分

| 番号 | 区域の名称 | 危険箇所番号 | 警戒区域 | | 特別警戒区域 | | 図面番号 | 備考 |
|----|-------|-------------|------|---------------------|--------|---------------------|------|------|
| | | | 人家戸数 | 面積(m ²) | 人家戸数 | 面積(m ²) | | |
| 1 | 雨明沢 | D04-206-001 | 217 | 76,259 | 0 | 1,742 | | 諏訪市境 |

(2) 平成21年度指定分

| 番号 | 区域の名称 | 危険箇所番号 | 警戒区域 | | 特別警戒区域 | | 図面番号 | 備考 |
|----|-------|--------------|------|---------------------|--------|---------------------|-------|----|
| | | | 人家戸数 | 面積(m ²) | 人家戸数 | 面積(m ²) | | |
| 1 | 前弧も刈沢 | D-04-361-030 | 11 | 121,352 | 0 | 2,097 | 5 | |
| 2 | 山吹沢 | D-04-361-032 | 21 | 19,091 | 1 | 6,959 | 5,7 | |
| 3 | 新町沢 | D-04-361-033 | 174 | 159,256 | 0 | 1,005 | 5,7,8 | |
| 4 | 新町沢2 | D-04-361-034 | 174 | 169,338 | 0 | 2,084 | 5,7,8 | |
| 5 | 大久保沢 | D-04-361-035 | 168 | 118,067 | 0 | 1,108 | 7,8 | |
| 6 | 小久保沢 | D-04-361-036 | 88 | 44,421 | 0 | 374 | 7,8 | |
| 7 | 咽入沢 | D-04-361-050 | 56 | 39,107 | 0 | 181 | 6 | |
| 8 | 毒沢 | D-04-361-053 | 0 | 9,403 | 0 | 0 | 5 | |
| 9 | 毒二沢 | D-04-361-054 | 9 | 15,933 | 3 | 1,344 | 5 | |
| 10 | 山の神沢 | D-04-361-055 | 0 | 13,995 | 0 | 0 | 5 | |

| | | | | | | | | |
|----|---------|--------------|-----|---------|----|--------|---|--|
| 11 | 山の神沢 2 | D-04-361-056 | 0 | 6,320 | 0 | 929 | 5 | |
| 12 | 前弧も刈沢 2 | D-04-361-031 | 2 | 4,679 | 1 | 1,628 | 5 | |
| 13 | 福沢川 | D-04-361-051 | 408 | 333,421 | 0 | 9,286 | 6 | |
| 14 | 大洞沢 | D-04-361-052 | 144 | 160,265 | 45 | 12,061 | 6 | |

(3) 平成 22 年度指定分

| 番号 | 区域の名称 | 危険箇所番号 | 警戒区域 | | 特別警戒区域 | | 図面番号 | 備考 |
|----|--------|----------------|------|---------|--------|--------|------------|----|
| | | | 人家戸数 | 面積 (㎡) | 人家戸数 | 面積 (㎡) | | |
| 1 | 赤沢川 | D-04-361-001 | 0 | 15,814 | 0 | 1,058 | 3 | |
| 2 | 焙烙沢 | D-04-361-003 | 1 | 62,946 | 3 | 34,514 | 2 | |
| 3 | 砥川 1 | D-04-361-003-2 | 3 | 177,344 | 0 | 10,639 | 1, 2, 3 | |
| 4 | 深沢一沢 | D-04-361-004 | 2 | 31,630 | 0 | 9,099 | 6 | |
| 5 | 小深沢 | D-04-361-005 | 1 | 30,287 | 0 | 2,285 | 6 | |
| 6 | 深沢三沢 | D-04-361-006 | 1 | 25,095 | 0 | 1,598 | 6 | |
| 7 | 町屋敷沢 | D-04-361-007 | 1 | 41,971 | 0 | 911 | 6 | |
| 8 | 丸焼沢 | D-04-361-008 | 1 | 21,681 | 0 | 2,474 | 8 | |
| 9 | 町屋敷一沢 | D-04-361-009 | 101 | 90,162 | 0 | 678 | 6, 7 | |
| 10 | 町屋敷二沢 | D-04-361-010 | 110 | 81,536 | 0 | 557 | 6, 7 | |
| 11 | 町屋敷三沢 | D-04-361-011 | 104 | 72,496 | 0 | 212 | 6, 7 | |
| 12 | 所沢 | D-04-361-012 | 18 | 53,795 | 0 | 1,682 | 7, 8 | |
| 13 | 所沢四沢 | D-04-361-013 | 2 | 15,309 | 0 | 97 | 7 | |
| 14 | 蝶ヶ沢 | D-04-361-014 | 0 | 23,753 | 0 | 1,286 | 7 | |
| 15 | 御宝田二沢 | D-04-361-016 | 0 | 7,529 | 0 | 2,428 | 5 | |
| 16 | 御宝田沢 | D-04-361-017 | 1 | 10,354 | 1 | 5,761 | 5 | |
| 17 | 野田ヶ沢 | D-04-361-018 | 0 | 4,239 | 2 | 2,336 | 5 | |
| 18 | 合倉沢 1 | D-04-361-019 | 0 | 26,875 | 0 | 5,916 | 4, 5 | |
| 19 | 荻原沢 | D-04-361-019-2 | 0 | 65,181 | 0 | 14,592 | 4, 5 | |
| 20 | 樋ヶ久保沢 | D-04-361-022 | 0 | 19,697 | 1 | 12,337 | 5 | |
| 21 | 鍵懸沢 | D-04-361-023 | 1 | 16,466 | 0 | 6,846 | 5 | |
| 22 | 大鹿沢 | D-04-361-024 | 0 | 7,286 | 0 | 7,825 | 7 | |
| 23 | 藤原沢 | D-04-361-025 | 0 | 7,434 | 0 | 4,137 | 7 | |
| 24 | ヤセオ沢 | D-04-361-026 | 0 | 20,291 | 0 | 1,833 | 7 | |
| 25 | ブナ沢 | D-04-361-027 | 0 | 17,787 | 0 | 2,862 | 7 | |
| 26 | ブドウ沢 | D-04-361-028 | 0 | 9,319 | 0 | 699 | 7, 8 | |
| 27 | 炭焼沢 | D-04-361-029 | 0 | 9,114 | 0 | 665 | 8 | |
| 28 | 湯沢川 | D-04-361-037 | 61 | 26,688 | 0 | 0 | 10, 12 | |
| 29 | 小湯の上一沢 | D-04-361-038 | 144 | 105,204 | 0 | 0 | 10, 11, 12 | |
| 30 | 小湯の上二沢 | D-04-361-039 | 665 | 337,693 | 0 | 223 | 10, 11, 12 | |
| 31 | 竜の沢 | D-04-361-040 | 1 | 3,532 | 1 | 1,415 | 11, 12 | |
| 32 | 御射山本沢 | D-04-361-041 | 4 | 43,976 | 0 | 3,820 | 11, 12 | |
| 33 | 承知川 1 | D-04-361-042 | 431 | 418,124 | 0 | 0 | 10, 11, 12 | |
| 34 | 大鹿沢 | D-04-361-042-4 | 6 | 77,390 | 0 | 1,089 | 11, 12 | |
| 35 | 承知川 2 | D-04-361-043 | 32 | 39,249 | 0 | 87 | 11, 12 | |
| 36 | 本郷沢 | D-04-361-044 | 328 | 108,567 | 0 | 35 | 12, 13 | |
| 37 | あいざわ久保 | D-04-361-045 | 65 | 90,176 | 0 | 918 | 12, 13 | |

| | | | | | | | | |
|----|------|--------------|-----|---------|----|--------|-------|--|
| 38 | 高木一沢 | D-04-361-046 | 65 | 52,130 | 0 | 51 | 12,13 | |
| 39 | 長久保沢 | D-04-361-047 | 219 | 175,222 | 2 | 3,032 | 12,13 | |
| 40 | 大沢川 | D-04-361-048 | 166 | 149,395 | 24 | 14,607 | 13 | |
| 41 | 高木二沢 | D-04-361-049 | 56 | 61,677 | 9 | 2,720 | 13 | |

2 急傾斜地の崩壊

(1) 平成20年度指定分

| 番号 | 区域の名称 | 危険箇所番号 | 警戒区域 | | 特別警戒区域 | | 図面番号 | 備考 |
|----|-------|-------------|------|---------------------|--------|---------------------|------|------|
| | | | 人家戸数 | 面積(m ²) | 人家戸数 | 面積(m ²) | | |
| 1 | 中屋1 | K04-204-001 | 8 | 7,849 | 4 | 2,889 | 1/9 | 岡谷市境 |

(2) 平成21年度指定分

| 番号 | 区域の名称 | 危険箇所番号 | 警戒区域 | | 特別警戒区域 | | 図面番号 | 備考 |
|----|--------|--------------|------|---------------------|--------|---------------------|------|----|
| | | | 人家戸数 | 面積(m ²) | 人家戸数 | 面積(m ²) | | |
| 1 | 東山田2 | K-04-361-002 | 3 | 3,147 | 0 | 978 | 9 | |
| 2 | 東山田3 | K-04-361-003 | 1 | 1,480 | 0 | 680 | 9 | |
| 3 | 社ヶ丘2 | K-04-361-009 | 3 | 1,991 | 1 | 669 | 9 | |
| 4 | 社ヶ丘3 | K-04-361-010 | 2 | 1,041 | 1 | 384 | 9 | |
| 5 | 社ヶ丘4 | K-04-361-011 | 0 | 1,374 | 0 | 0 | 9 | |
| 6 | 社ヶ丘 | K-04-361-012 | 3 | 4,129 | 7 | 2,017 | 9,10 | |
| 7 | 星ヶ丘2 | K-04-361-013 | 44 | 52,851 | 1 | 33,088 | 9 | |
| 8 | 星ヶ丘3 | K-04-361-014 | 1 | 11,553 | 0 | 3,331 | 8,9 | |
| 9 | 星ヶ丘第一4 | K-04-361-017 | 6 | 5,593 | 0 | 2,466 | 9 | |
| 10 | 星ヶ丘第一 | K-04-361-018 | 0 | 7,235 | 0 | 0 | 9 | |
| 11 | 星ヶ丘第一5 | K-04-361-019 | 15 | 7,393 | 3 | 5,375 | 9 | |
| 12 | 星ヶ丘6 | K-04-361-020 | 49 | 31,840 | 2 | 45,065 | 8,9 | |
| 13 | 星ヶ丘1 | K-04-361-021 | 10 | 6,411 | 12 | 1,925 | 8,9 | |
| 14 | 落合5 | K-04-361-022 | 6 | 20,321 | 2 | 8,280 | 8,9 | |
| 15 | 落合8 | K-04-361-023 | 0 | 3,429 | 0 | 2,213 | 8 | |
| 16 | 落合9 | K-04-361-024 | 0 | 1,270 | 0 | 358 | 8 | |
| 17 | 落合10 | K-04-361-025 | 0 | 6,222 | 0 | 0 | 8 | |
| 18 | 落合12 | K-04-361-027 | 4 | 4,966 | 0 | 1,099 | 8 | |
| 19 | 落合4 | K-04-361-028 | 14 | 8,853 | 8 | 4,479 | 8 | |
| 20 | 落合3 | K-04-361-029 | 12 | 17,598 | 7 | 33,345 | 8 | |
| 21 | 落合13 | K-04-361-030 | 1 | 1,333 | 0 | 0 | 8 | |
| 22 | 落合14 | K-04-361-031 | 2 | 7,433 | 0 | 0 | 8 | |
| 23 | 落合15 | K-04-361-032 | 3 | 3,000 | 0 | 359 | 8 | |
| 24 | 落合16 | K-04-361-033 | 0 | 1,284 | 0 | 0 | 8 | |
| 25 | 落合7 | K-04-361-034 | 1 | 4,032 | 1 | 1,024 | 3,8 | |
| 26 | 木落4 | K-04-361-093 | 2 | 4,031 | 2 | 2,214 | 3,8 | |
| 27 | 落合2 | K-04-361-094 | 0 | 2,713 | 1 | 1,549 | 3,8 | |
| 28 | 落合17 | K-04-361-095 | 1 | 2,484 | 0 | 0 | 8 | |
| 29 | 落合1 | K-04-361-128 | 3 | 18,027 | 6 | 19,968 | 8 | |
| 30 | 落合19 | K-04-361-129 | 4 | 4,635 | 1 | 7,165 | 8 | |

| | | | | | | | | |
|----|----------|--------------|----|--------|---|--------|------|--|
| 31 | 落合 2 0 | K-04-361-130 | 6 | 9,749 | 0 | 0 | 8 | |
| 32 | 落合 2 1 | K-04-361-131 | 1 | 2,733 | 0 | 0 | 8 | |
| 33 | 落合 6 | K-04-361-132 | 0 | 14,954 | 4 | 30,628 | 8,9 | |
| 34 | 注連掛 2 | K-04-361-133 | 2 | 13,362 | 1 | 29,811 | 8,9 | |
| 35 | 注連掛 3 | K-04-361-134 | 1 | 7,707 | 0 | 1,373 | 8,9 | |
| 36 | 東町中二 5 | K-04-361-135 | 1 | 7,644 | 1 | 11,900 | 9 | |
| 37 | 東町中二 4 | K-04-361-136 | 24 | 12,724 | 2 | 17,390 | 9 | |
| 38 | 東町中二 2 | K-04-361-138 | 17 | 6,838 | 0 | 0 | 9 | |
| 39 | 東町中二 6 | K-04-361-139 | 42 | 14,236 | 2 | 9,456 | 9,10 | |
| 40 | 山の神 | K-04-361-140 | 35 | 12,918 | 5 | 2,837 | 9,10 | |
| 41 | 山の神 2 | K-04-361-141 | 3 | 6,143 | 0 | 0 | 9,10 | |
| 42 | 東町 | K-04-361-142 | 6 | 7,762 | 1 | 1,881 | 9,10 | |
| 43 | 東町 2 | K-04-361-143 | 1 | 7,335 | 0 | 4,224 | 9,10 | |
| 44 | 東町 2 号 2 | K-04-361-152 | 7 | 2,202 | 0 | 337 | 10 | |
| 45 | 東町 2 号 | K-04-361-153 | 32 | 9,833 | 0 | 0 | 10 | |
| 46 | 星ヶ丘第一 3 | K-04-361-008 | 0 | 2,212 | 0 | 725 | 9 | |
| 47 | 星ヶ丘 5 | K-04-361-016 | 1 | 3,971 | 0 | 0 | 9 | |
| 48 | 東町 3 | K-04-361-144 | 0 | 4,094 | 0 | 1,520 | 9 | |
| 49 | 東町 4 | K-04-361-145 | 0 | 7,518 | 0 | 3,219 | 9 | |
| 50 | 東町 5 | K-04-361-146 | 0 | 9,406 | 0 | 3,993 | 9 | |
| 51 | 東町 6 | K-04-361-147 | 0 | 5,007 | 0 | 1,692 | 9 | |
| 52 | 東町 8 | K-04-361-149 | 0 | 3,843 | 0 | 1,347 | 9 | |
| 53 | 東町 9 | K-04-361-150 | 0 | 6,105 | 0 | 2,676 | 9 | |
| 54 | 東町 2 号 3 | K-04-361-154 | 7 | 6,501 | 0 | 0 | 9 | |
| 55 | 星ヶ丘第一 6 | K-04-361-224 | 0 | 1,156 | 1 | 276 | 9 | |

(3) 平成 2 2 年度指定分

| 番号 | 区域の 名称 | 危険箇所番号 | 警戒区域 | | 特別警戒区域 | | 図面番号 | 備考 |
|----|-----------|--------------|------|--------|--------|--------|------|----|
| | | | 人家戸数 | 面積 (㎡) | 人家戸数 | 面積 (㎡) | | |
| 1 | 樋橋 4 | K-04-361-039 | 1 | 10,077 | 0 | 0 | 1 | |
| 2 | 樋橋 9 | K-04-361-044 | 0 | 3,650 | 0 | 0 | 1 | |
| 3 | 樋橋 1 0 | K-04-361-045 | 0 | 9,012 | 2 | 11,930 | 1 | |
| 4 | 樋橋 1 1 | K-04-361-046 | 1 | 4,039 | 0 | 0 | 1 | |
| 5 | 樋橋 1 2 | K-04-361-047 | 1 | 6,102 | 0 | 0 | 1 | |
| 6 | 樋橋 1 3 | K-04-361-048 | 1 | 10,056 | 1 | 9,831 | 1 | |
| 7 | 樋橋 | K-04-361-050 | 3 | 2,050 | 0 | 903 | 1 | |
| 8 | 樋橋 1 7 | K-04-361-053 | 1 | 3,040 | 0 | 1,113 | 2 | |
| 9 | 樋橋 1 8 | K-04-361-054 | 1 | 4,004 | 0 | 5,616 | 2 | |
| 10 | 樋橋 2 3 | K-04-361-060 | 1 | 12,281 | 0 | 0 | 2 | |
| 11 | 樋橋 2 5 | K-04-361-062 | 2 | 7,619 | 0 | 4,238 | 2 | |
| 12 | 樋橋 2 6 | K-04-361-063 | 1 | 11,112 | 0 | 0 | 2 | |
| 13 | 樋橋 2 8 | K-04-361-065 | 0 | 5,322 | 0 | 96 | 2 | |
| 14 | 樋橋 2 | K-04-361-066 | 2 | 11,622 | 0 | 19,941 | 2 | |
| 15 | 町屋敷 3 | K-04-361-067 | 2 | 7,257 | 0 | 4,691 | 2 | |
| 16 | 町屋敷 4 | K-04-361-068 | 1 | 6,632 | 0 | 0 | 2 | |

| | | | | | | | | |
|----|----------|--------------|----|--------|----|---------|-----|--|
| 17 | 町屋敷 5 | K-04-361-069 | 0 | 6,708 | 0 | 0 | 2 | |
| 18 | 町屋敷 6 | K-04-361-070 | 0 | 3,385 | 0 | 1,427 | 2,4 | |
| 19 | 町屋敷 7 | K-04-361-071 | 0 | 1,898 | 0 | 193 | 2,4 | |
| 20 | 町屋敷 1 2 | K-04-361-076 | 0 | 1,202 | 0 | 1,710 | 2,4 | |
| 21 | 町屋敷 | K-04-361-078 | 2 | 4,147 | 0 | 2,994 | 4 | |
| 22 | 町屋敷 1 4 | K-04-361-079 | 0 | 9,969 | 0 | 12,292 | 4 | |
| 23 | 町屋敷三組 | K-04-361-081 | 28 | 29,505 | 11 | 8,749 | 2,4 | |
| 24 | 町屋敷 1 6 | K-04-361-082 | 2 | 2,096 | 0 | 0 | 4 | |
| 25 | 町屋敷 1 7 | K-04-361-083 | 2 | 5,218 | 0 | 497 | 4 | |
| 26 | 町屋敷 1 8 | K-04-361-084 | 2 | 1,557 | 0 | 0 | 4 | |
| 27 | 町屋敷 1 9 | K-04-361-085 | 4 | 3,218 | 0 | 0 | 4 | |
| 28 | 町屋敷 2 0 | K-04-361-086 | 2 | 2,124 | 0 | 0 | 4 | |
| 29 | 町屋敷 2 1 | K-04-361-087 | 1 | 2,325 | 0 | 1,011 | 4 | |
| 30 | 木落 1 | K-04-361-088 | 26 | 32,190 | 11 | 39,442 | 4 | |
| 31 | 町屋敷 2 2 | K-04-361-089 | 4 | 2,475 | 4 | 630 | 4 | |
| 32 | 町屋敷 | K-04-361-090 | 18 | 13,597 | 0 | 236 | 4 | |
| 33 | 木落 2 | K-04-361-091 | 8 | 3,560 | 0 | 32 | 4 | |
| 34 | 木落 3 | K-04-361-092 | 12 | 5,401 | 3 | 1,476 | 4 | |
| 35 | 木落 4 | K-04-361-093 | 2 | 4,031 | 2 | 2,214 | 4 | |
| 36 | 萩倉 5 | K-04-361-097 | 4 | 14,503 | 0 | 0 | 4 | |
| 37 | 萩倉 1 | K-04-361-098 | 21 | 29,508 | 14 | 38,153 | 4,5 | |
| 38 | 萩倉 3 | K-04-361-099 | 8 | 7,969 | 2 | 7,837 | 4,5 | |
| 39 | 萩倉 2 | K-04-361-102 | 7 | 34,763 | 0 | 0 | 4,5 | |
| 40 | 萩倉 8 | K-04-361-103 | 2 | 6,967 | 0 | 0 | 4,5 | |
| 41 | 萩倉 1 0 | K-04-361-105 | 6 | 7,887 | 0 | 0 | 5 | |
| 42 | 斧立 | K-04-361-106 | 11 | 35,503 | 1 | 107,276 | 5 | |
| 43 | 斧立 3 | K-04-361-108 | 0 | 5,880 | 0 | 0 | 5 | |
| 44 | 斧立 4 | K-04-361-109 | 0 | 4,696 | 0 | 1,029 | 5 | |
| 45 | 斧立 6 | K-04-361-111 | 0 | 627 | 1 | 1,732 | 3 | |
| 46 | 斧立 7 | K-04-361-112 | 2 | 4,751 | 1 | 3,328 | 3 | |
| 47 | 斧立 1 0 | K-04-361-118 | 0 | 6,239 | 0 | 4,086 | 5 | |
| 48 | 斧立 1 1 | K-04-361-119 | 2 | 6,339 | 0 | 0 | 5 | |
| 49 | 東町 2 号 5 | K-04-361-156 | 7 | 6,854 | 3 | 7,679 | 9 | |
| 50 | 新町 1 | K-04-361-158 | 17 | 8,096 | 4 | 2,904 | 9 | |
| 51 | 新町 3 | K-04-361-159 | 4 | 1,698 | 1 | 753 | 9 | |
| 52 | 新町 5 | K-04-361-161 | 0 | 1,407 | 1 | 465 | 9 | |
| 53 | 小湯の上 | K-04-361-163 | 3 | 1,172 | 4 | 635 | 8,9 | |
| 54 | 武居 2 | K-04-361-164 | 3 | 1,832 | 2 | 86 | 8,9 | |
| 55 | 武居 | K-04-361-165 | 11 | 7,319 | 4 | 3,414 | 8,9 | |
| 56 | 武居 3 | K-04-361-166 | 5 | 3,656 | 1 | 4,013 | 8,9 | |
| 57 | 武居北 2 | K-04-361-167 | 4 | 7,092 | 2 | 3,107 | 8,9 | |
| 58 | 武居北 4 | K-04-361-168 | 8 | 7,572 | 4 | 9,319 | 8,9 | |
| 59 | 武居北 3 | K-04-361-169 | 1 | 2,858 | 4 | 2,894 | 8 | |
| 60 | 武居北 8 | K-04-361-173 | 0 | 8,796 | 0 | 4,630 | 8 | |
| 61 | 武居北 9 | K-04-361-174 | 0 | 32,862 | 1 | 50,678 | 8 | |
| 62 | 武居北 2 1 | K-04-361-186 | 0 | 13,699 | 0 | 18,990 | 8 | |

| | | | | | | | | |
|----|---------|--------------|-----|--------|----|--------|------|--|
| 63 | 武居北 1 | K-04-361-187 | 0 | 12,589 | 0 | 9,066 | 8 | |
| 64 | 武居北 2 3 | K-04-361-189 | 0 | 3,068 | 0 | 0 | 8 | |
| 65 | 武居北 2 4 | K-04-361-190 | 0 | 14,802 | 0 | 17,679 | 8 | |
| 66 | 武居北 2 5 | K-04-361-191 | 14 | 21,038 | 4 | 14,951 | 8,9 | |
| 67 | 武居北 2 6 | K-04-361-192 | 5 | 1,905 | 0 | 406 | 8,9 | |
| 68 | 武居北 2 8 | K-04-361-194 | 9 | 7,718 | 0 | 0 | 9 | |
| 69 | 武居 5 | K-04-361-196 | 6 | 6,109 | 0 | 4,742 | 8,9 | |
| 70 | 武居 6 | K-04-361-197 | 6 | 7,785 | 3 | 4,747 | 8,9 | |
| 71 | 武居 7 | K-04-361-198 | 2 | 1,359 | 0 | 0 | 8,9 | |
| 72 | 武居 8 | K-04-361-199 | 1 | 1,503 | 0 | 507 | 8,9 | |
| 73 | 武居 9 | K-04-361-200 | 1 | 1,509 | 1 | 432 | 9 | |
| 74 | 関屋 | K-04-361-202 | 37 | 11,487 | 43 | 5,431 | 9,10 | |
| 75 | 関屋 2 | K-04-361-203 | 33 | 4,587 | 0 | 3,546 | 9,10 | |
| 76 | 関屋 4 | K-04-361-205 | 6 | 2,307 | 0 | 0 | 10 | |
| 77 | 富ヶ丘 2 | K-04-361-207 | 6 | 4,645 | 2 | 5,630 | 10 | |
| 78 | 富ヶ丘 | K-04-361-208 | 12 | 10,012 | 11 | 14,470 | 10 | |
| 79 | 石投場 | K-04-361-209 | 9 | 8,011 | 10 | 7,393 | 10 | |
| 80 | 石投場 2 | K-04-361-210 | 5 | 4,519 | 0 | 0 | 10 | |
| 81 | 西高木 1 | K-04-361-211 | 148 | 6,301 | 0 | 0 | 10 | |
| 82 | 西高木 2 | K-04-361-212 | 0 | 12,874 | 0 | 3,979 | 10 | |
| 83 | 北高木 | K-04-361-213 | 2 | 10,165 | 2 | 10,432 | 10 | |
| 84 | 北高木 2 | K-04-361-214 | 1 | 3,607 | 0 | 206 | 10 | |
| 85 | 高木 2 | K-04-361-216 | 7 | 1,579 | 0 | 0 | 10 | |
| 86 | 高木 3 | K-04-361-217 | 4 | 1,865 | 0 | 0 | 10 | |
| 87 | 高木 4 | K-04-361-218 | 0 | 1,942 | 1 | 1,333 | 10 | |
| 88 | 東高木 | K-04-361-219 | 4 | 1,637 | 0 | 919 | 10 | |
| 89 | 東高木 3 | K-04-361-220 | 5 | 4,624 | 0 | 1,426 | 10 | |
| 90 | 東高木 2 | K-04-361-221 | 5 | 10,902 | 1 | 19,181 | 10 | |

3 地滑り

(1) 平成 28 年度指定分

| 番号 | 区域の名称 | 危険箇所番号 | 警戒区域 | | 特別警戒区域 | | 図面番号 | 備考 |
|----|-------|--------------|------|---------|--------|--------|------|----|
| | | | 人家戸数 | 面積 (㎡) | 人家戸数 | 面積 (㎡) | | |
| 1 | 町屋敷 | J04-361-001A | 54 | 23,904 | | | 2 | |
| 2 | 町屋敷 | J04-361-001B | 51 | 22,395 | | | 2 | |
| 3 | 町屋敷 | J04-361-001C | 32 | 15,923 | | | 2 | |
| 4 | 菽倉 | J04-361-001D | 10 | 3,784 | | | 2 | |
| 5 | 菽倉 | J04-361-001E | 5 | 8,612 | | | 2 | |
| 6 | 菽倉 | J04-361-001F | 4 | 15,936 | | | 2 | |
| 7 | 東町上 | J04-361-002A | 1 | 20,259 | | | 2 | |
| 8 | 東町上 | J04-361-002B | 1 | 13,861 | | | 2 | |
| 9 | 東町上 | J04-361-002C | 19 | 35,544 | | | 2.3 | |
| 10 | 東町上 | J04-361-002D | 14 | 17,196 | | | 2.3 | |
| 11 | 東町上 | J04-361-002E | 30 | 135,365 | | | 3 | |
| 12 | 星が丘 | J04-361-003A | 3 | 18,828 | | | 3 | |

| | | | | | | | | |
|----|-----|--------------|----|--------|--|--|---|--|
| 13 | 星が丘 | J04-361-003B | 8 | 6,406 | | | 3 | |
| 14 | 星が丘 | J04-361-003C | 13 | 7,077 | | | 3 | |
| 15 | 星が丘 | J04-361-003D | 22 | 10,600 | | | 3 | |
| 16 | 富ヶ丘 | J04-361-004A | 28 | 45,642 | | | 4 | |
| 17 | 富ヶ丘 | J04-361-004B | 25 | 28,825 | | | 4 | |
| 18 | 富ヶ丘 | J04-361-004C | 9 | 10,919 | | | 4 | |
| 19 | 富ヶ丘 | J04-361-004D | 1 | 11,649 | | | 4 | |
| 20 | 高木 | J04-361-004E | 15 | 8,962 | | | 4 | |
| 21 | 高木 | J04-361-004F | 3 | 9,592 | | | 4 | |
| 22 | 高木 | J04-361-004G | 41 | 41,646 | | | 4 | |
| 23 | 高木 | J04-361-004H | 12 | 11,356 | | | 4 | |
| 24 | 樋橋 | J04-361-401A | 1 | 65,049 | | | 1 | |

○ 重要水防区域

| 河川名 | 河川管理者名 | 河川の種別 | 右岸・左岸の別 | 警戒の度合 | 延長(m) | 場所 (目標) | 予想される水位(m) | 区分と予想される危険 |
|------|--------|-------|---------|-------|-------|---------------------|------------|---------------------|
| 砥川 | 県 | 1級 | 左 | A | 1,900 | 医王渡橋 ～県道岡谷下諏訪線 | 3.0～4.0 | 断面不足・越水 堤防弱体・洗掘 |
| | 県 | 1級 | 右 | A | 1,900 | | 3.0～4.0 | |
| 福沢川 | 県 | 1級 | 左 | B | 200 | 熊野神社横～ダムサイト ト | 1.0 | 崖崩れによる川のせき止め・越水・土石流 |
| | 県 | 1級 | 右 | B | 200 | | 1.0 | |
| 承知川 | 県 | 1級 | 左 | A | 450 | 武居橋上～ 第三配水池下 | 2.0 | " |
| | 県 | 1級 | 右 | A | 450 | | 2.0 | |
| 承知川 | 県 | 1級 | 左 | A | 150 | 町道宮街道承知橋 ～JR中央東線 | 2.0 | " |
| | 県 | 1級 | 右 | A | 150 | | 2.0 | |
| 諏訪湖 | 県 | 1級 | 湖岸 | A | 200 | 諏訪市境～大沢川河口 | 1.7 | 堤防高不足・越水 |
| 東俣川 | 県 | 1級 | 左 | B | 4,000 | 大平～落合 | 2.0 | 護岸等の決壊 |
| | 県 | 1級 | 右 | B | 4,000 | | 2.0 | |
| 大沢川 | 町 | 準用 | 左 | B | 400 | 第六保育園上 | 1.5 | 崖崩れによる川のせき止め・越水・土石流 |
| | 町 | 準用 | 右 | B | 400 | | 1.5 | |
| 湯沢川 | 町 | 準用 | 左 | B | 150 | 国道142号線上 | 1.0 | 崖崩れによる川のせき止め・越水・土石流 |
| | 町 | 準用 | 右 | B | 150 | | 1.0 | |
| 十四瀬川 | 県 | 1級 | 左 | B | 2,600 | 町道東山田西山田線岡谷境～諏訪湖河口 | 1.0 | 堤防高不足・溢水 |
| | 県 | 1級 | 右 | B | 2,600 | | 1.0 | |

○ 水防上重要な水門・樋門

| 対象河川等 | No. | 名称 | 河川名 | 操作担当 | 操作基準水位 | 体制基準水位 |
|--------------|-----|-------|------|--------------|--------|--------|
| 砥川 (一級河川) | 1 | 御手洗水門 | 御手洗川 | 消防課 | 大雨時適時 | |
| | 2 | 蚊無水門 | 蚊無川 | | | |
| | 3 | 大汐水門 | 大汐 | 産業振興課 農林係 | | |
| | 4 | 上汐水門 | 上汐 | | | |
| | 5 | 下汐水門 | 下汐 | | | |
| | 7 | 樋橋汐水門 | 樋橋汐 | | | |

| | | | | | | |
|--------------------------------------|------|---------|---------|----------------|-------|-------|
| | 8 | 入町屋敷汐水門 | 入町屋敷汐 | | | |
| 承知川 | 6 | 荒汐水門 | 荒汐 | | | |
| 東俣川 | 9 | 落合汐水門 | 落合汐 | | | |
| 諏訪湖 (一級河川) (No.は県指定 番号) | 21 | 舟入樋門 | 舟入川 | 建設水道課 建設管理係 | 1.20m | 1.15m |
| | 22 | 渋田樋門 | 渋田排水路 | | | |
| | 23 | 東赤砂1号樋門 | 東赤砂1号水路 | | | |
| | 24 | 東赤砂2号樋門 | 東赤砂2号水路 | | | |
| | 25 | 一ツ浜樋門 | 一ツ浜水路 | | | |
| | 26 | 新川樋門 | 新川 | | | |
| | 27 | 古川樋門 | 古川 | | | |
| | 28 | 湖浜1号樋門 | 湖浜1号水路 | | | |
| | 29 | 湖浜2号樋門 | 湖浜2号水路 | | | |
| | 30 | 湖浜3号樋門 | 湖浜3号水路 | | | |
| | 31 | 湖浜4号樋門 | 湖浜4号水路 | | | |
| | 32 | 湖浜5号樋門 | 湖浜5号水路 | | | |
| | 33 | 湖浜6号樋門 | 湖浜6号水路 | | | |
| | 34 | 鰻沢樋門 | 鰻沢 | | | |
| | 35 | 高浜1号樋門 | 高浜1号水路 | | | |
| | 36 | 高浜2号樋門 | 高浜2号水路 | | | |
| | 37 | 高浜3号樋門 | 高浜3号水路 | | | |
| | | 43-イ | 大沢樋門 | | | |
| | 43-ロ | 杉之沢樋門 | 杉之沢排水路 | | | |
| | 43-ハ | 五反田樋門 | 五反田川 | | | |
| 計 | | 29箇所 | | | | |

○ 水防警報指定河川

| 河川名 | 区 域 | | 対 象 水 位 観 測 所 | | | | 対象水防 管理団体 | 水防警報 発表責任者 |
|-----|------|-------|---------------|------------|---------------------|---------------------|------------------|---------------|
| | 自 | 至 | 名称 | 位置 | 水防団 待機 水位 (m) | はん濫 注意 水位 (m) | | |
| 諏訪湖 | 湖岸一円 | | 釜口 水門 | 岡谷市 湊 | 1.5 | 1.7 | 諏訪市・岡谷 市・下諏訪町 | 諏訪建設 事務所長 |
| 砥 川 | 医王渡橋 | 諏訪湖河口 | 医王 渡橋 | 下諏訪 町 社 | 0.4 | 0.8 | 下諏訪町 | |

○ 水位周知指定河川

| 河川名 | 区 域 | | 対 象 水 位 観 測 所 | | | 対象水防 管理団体 | 水防警報 発表責任者 |
|-----|------|-------|---------------|------------|------------|------------------|---------------|
| | 自 | 至 | 名称 | 位置 | 避難判断水位 (m) | | |
| 諏訪湖 | 湖岸一円 | | 釜口 水門 | 岡谷市 湊 | 2.0 | 諏訪市・岡谷 市・下諏訪町 | 諏訪建設 事務所長 |
| 砥 川 | 医王渡橋 | 諏訪湖河口 | 医王 渡橋 | 下諏訪 町 社 | 1.1 | 下諏訪町 | |

○ 要配慮者利用施設（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）

| No. | 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 利用者別 | 浸水想定等 |
|-----|--------------------|---------------|---------|------|------------------|
| 1 | 憩いの家パセオ | 26(矢木町) | 27-0106 | 高齢者 | 浸水想定 |
| 2 | デイサービスセンタースマイル | 121-5(大門) | 27-0084 | | 浸水想定 |
| 3 | 下諏訪町老人福祉センター | 社6758-1(大門) | 28-2253 | | 土砂災害警戒区域 |
| 4 | ハイム天白 | 557-2(東町中) | 28-8160 | | 土砂災害警戒区域 |
| 5 | グループホームさくら | 556-1(東町中) | 26-8888 | | 土砂災害警戒区域 |
| 6 | 和音 | 4770-2(西弥生町) | 27-3088 | | 浸水想定 |
| 7 | ゆいまーる西弥生高齢者複合施設 | 4928-1(西弥生町) | 26-8311 | | 浸水想定 |
| 8 | 小規模多機能ケアやよい | 5247-4(東弥生町) | 55-4313 | | 浸水想定 |
| 9 | グループホームふきのとう | 5000-8(西四王) | 75-2362 | | 浸水想定 |
| 10 | カーサ・デ・ソル諏訪湖 | 10802(東赤砂) | 27-0317 | | 浸水想定 |
| 11 | ショートステイひまわりの家 | 4429-30(西赤砂) | 26-2127 | | 浸水想定 |
| 12 | ほがら家 | 4415-1(西赤砂) | 78-1581 | | 浸水想定 |
| 13 | ほがら家 赤砂 | 4406(西赤砂) | 75-2862 | | 浸水想定 |
| 14 | 老健すずかぜ | 4429-6(西赤砂) | 26-3033 | | 浸水想定 |
| 15 | ル・レポ月岡 | 4699-15(東赤砂) | 28-7560 | | 浸水想定 |
| 16 | 月岡ケアサービス多機能事業所月見ヶ丘 | 5927-3(武居北) | 26-0091 | | 土砂災害警戒区域 |
| 17 | グレイスフル下諏訪 | 9375-1(北高木) | 26-7001 | | 土砂災害警戒区域 |
| 18 | テラスの森諏訪湖 | 10616-10(西高木) | 26-2000 | | 土砂災害警戒区域 |
| 19 | デイサービスセンター「陽だまり横丁」 | 社6672-15(東山田) | 27-8568 | | 土砂災害警戒区域 |
| 20 | グループホーム縁 | 社7618-1(東山田) | 26-0170 | | 土砂災害警戒区域 (一部) |
| 21 | 穂乃家 | 社6534-4(東山田) | 26-4530 | | 土砂災害警戒区域 |
| 22 | デイサービスセンターいざわ | 6174-1(西豊) | 26-2121 | | 浸水想定 |
| 23 | みんなの家紙風船 | 6175-3(西豊) | 28-7005 | | 浸水想定 |
| 24 | カーサ・デ・ソル湖浜 | 6150-1(西四王) | 27-3850 | | 浸水想定 |
| 25 | 下諏訪町地域活動支援センター | 5288-1(西四王) | 28-9850 | 浸水想定 | |
| 26 | 第2この街学園 | 6129-7(南四王) | 27-8974 | 浸水想定 | |
| 27 | 工房エリア下諏訪 | 4350-8(西赤砂) | 75-2187 | 浸水想定 | |

| | | | | | |
|----|-------------------------------|---------------|---------|------|---------------|
| 28 | 生活支援事業所ゆらり | 5608-16(湖畔町北) | 55-4445 | 障がい者 | 浸水想定 |
| 29 | 一般社団法人シーズ発達研究所 | 社14-8(社東町) | 75-0788 | | 浸水想定 |
| 30 | つばさの家 下諏訪 | 6182-6(高浜) | 28-5522 | | 浸水想定 |
| 31 | 下諏訪南小学校 | 5188(南四王) | 27-5000 | 学校 | 浸水想定 |
| 32 | 下諏訪北小学校 | 社7267(東山田) | 27-2278 | | 土砂災害警戒区域 |
| 33 | 下諏訪中学校 | 5480(上久保) | 27-3000 | | 土砂災害警戒区域 |
| 34 | 下諏訪社中学校 | 社7101(星が丘) | 28-7600 | | 土砂災害警戒区域 |
| 35 | 下諏訪向陽高校 | 7401(武居北) | 28-7582 | | 土砂災害警戒区域 |
| 36 | 長野県花田養護学校 | 社6525(東山田) | 28-3033 | | 浸水想定・土砂災害警戒区域 |
| 37 | 下諏訪町さくら保育園 | 214-16(矢木町) | 27-8739 | 乳幼児 | 浸水想定 |
| 38 | 下諏訪町みずべ保育園 | 4729-1(西四王) | 27-8781 | | 浸水想定 |
| 39 | 下諏訪町とがわ保育園 | 社6725-2(東山田) | 27-9255 | | 浸水想定 |
| 40 | 信濃医療福祉センター(重症心身障害児(者)通園事業 もあ) | 社6525-1(東山田) | 27-8414 | 病院 | 浸水想定・土砂災害警戒区域 |
| 41 | 諏訪共立病院 | 214(矢木町) | 28-2012 | | 浸水想定 |
| 42 | 諏訪マタニティークリニック | 112-13(矢木町) | 28-6100 | | 浸水想定 |

○ 危険物施設等の状況

| 貯 蔵 所 | | | | | 取 扱 所 | | | 合 計 |
|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------|-----------------------|--------------|-----|
| 屋 内 貯 蔵 所 | 屋 外 タンク 貯 蔵 所 | 屋 内 タンク 貯 蔵 所 | 地 下 タンク 貯 蔵 所 | 移 動 タンク 貯 蔵 所 | 給 油 取 扱 所 | 第 一 種 販 売 取 扱 所 | 一 般 取 扱 所 | |
| 9 | 4 | 1 | 30 | 10 | 8 | 1 | 6 | 69 |

〔水位・雨量観測所〕

○ 水位観測所

| 所 属 | 観測所名 | 水系名 | 河川名 | 位 置 | 備考 |
|---------|---------|-----|-----|---------------|----|
| 諏訪建設事務所 | 医王渡橋観測所 | 天竜川 | 砥 川 | 町道医王渡橋下流約140m | |

○ 雨量観測所

| 所 属 | 観測所名 | 水系名 | 河川名 | 位 置 | 備考 |
|---------|----------|-----|-----|----------|------------------|
| 長 野 県 | 水月公園 | 天竜川 | — | 水月公園内 | 県砂防情報 ステーション |
| | 八島高原 | | — | 八島高原 | |
| | 榎の木 | | — | 榎の木 | |
| 下 諏 訪 町 | 役場庁舎 | 天竜川 | — | 役場庁舎 | 役場サーバー にて情報収集 |
| | 東俣浄水場 | | 東俣川 | 東俣浄水場 | |
| | いずみ湖研修の家 | | 承知川 | いずみ湖研修の家 | |
| | 福沢川上流 | | 福沢川 | 福沢川上流 | |
| | 花田公園 | | — | 花田公園 | |
| | 津島神社横 | | — | 津島神社横 | |
| | 四ツ角駐車場 | | — | 四ツ角駐車場 | |
| | 赤砂崎公園 | | — | 赤砂崎公園 | |

○ 水力発電所の現況

| 水系 | 所 名 | 所 在 地 | 計画 洪水量 (m ³ /S) | 流域面積 (km ²) | 認可最大 出力 (kw) | 有効貯水量 (万m ³) | 水路亘長 (km) |
|-----|-----|--------------|----------------------------------|----------------------------|--------------------|-----------------------------|--------------|
| 天竜川 | 蝶ヶ沢 | 下諏訪町10618 | 35.8 | 13.3 | 250 | — | 1.6 |
| | 落 合 | 下諏訪町落合2102のイ | 59.1 | 21.9 | 200 | — | 0.9 |
| | 砥 川 | 下諏訪町山の神853 | 99.9 | 46.2 | 470 | — | 1.4 |

〔防 災 拠 点〕

○ 広域防災拠点

| 名 称 | 所在地 | 収容人員 (延面積/5m ²) | 面積 | 想定避難者 | 防災機能 | 備考 |
|-------|---------------|--------------------------------|-------|---------------------|--|---|
| 赤砂崎公園 | 宇赤砂崎 10944 | 24,300人 | 7.6ha | 全町及び近 隣市町村 対象 | ヘリポート 備蓄倉庫・燃料庫 耐震性貯水槽 放送・照明設備 マンホールトイレ 野外炉・日陰だな 多目的広場 多目的グラウンド 防火・水防樹木育成林 管理棟 | 県広域 受援計 画救助 活動拠 点 航空搬 送拠点 |

〔避難・救護・備蓄〕

○ 指定避難所

| No. | 指定避難所 | 所在地 | 電話番号 | 想定避難者 所在地区 | 収容人数 (延面積 /5㎡) | 延床 面積 | 建築 年 | 備 考 |
|-----|------------------|----------------|---------|---------------|----------------------|----------|---------|------------------|
| 1 | 下諏訪南小学校 大体育館 | 5188(南四王) | 27-5000 | 3・4・10 区 | 300 | 1,463 | S59 | |
| 2 | 下諏訪南小学校 小体育館 | 5188(南四王) | 27-5000 | 3・4・10 区 | 120 | 581 | S59 | |
| 3 | 下諏訪北小学校 大体育館 | 社7267(東山田) | 27-2288 | 1・7・8 区 | 210 | 1,076 | S46 | H14 大規模 改修 |
| 4 | 下諏訪北小学校 小体育館 | 社7267(東山田) | 27-2288 | 1・7・8 区 | 100 | 480 | S58 | H22 耐震補強 |
| 5 | 下諏訪中学校 講堂 | 5480(上久保) | 27-3000 | 2・3・4・10 区 | 200 | 1,045 | H 6 | |
| 6 | 下諏訪中学校 体育館 | 5480(上久保) | 27-3000 | 2・3・4・10 区 | 120 | 614 | H22 | H22 改築 |
| 7 | 下諏訪社中学校 体育館 | 社7173(星が丘) | 28-7600 | 7・9 区 | 150 | 728 | S59 | |
| 8 | 下諏訪社中学校 講堂 | 社7173(星が丘) | 28-7600 | 7・9 区 | 300 | 1,492 | S57 | H22 耐震補強 |
| 9 | 下諏訪体育館 | 4611-11(西鷹野町) | 27-1455 | 全町 | 1,100 | 5,788 | S52 | H20 耐震補強 |
| 10 | 下諏訪総合文化センター | 4611-40(西鷹野町) | 28-0018 | 全町 | 1,200 | 5,979 | S63 | |
| 11 | 図書館 | 4562-41(清水町) | 27-5555 | 3 区 | 330 | 1,692 | H14 | |
| 12 | 諏訪湖博物館・赤 彦記念館 | 10616-111(西高木) | 27-1627 | 5 区 | 390 | 1,983 | H 4 | |
| 13 | さくら保育園 | 214-16(矢木町) | 27-8764 | 1・3 区 | 300 | 1,497 | H20 | |
| 14 | とがわ保育園 | 社6725-2(東山田) | 27-3315 | 1・7・8 区 | 310 | 1,549 | H21 | |
| 15 | みずべ保育園 | 4729-1(西四王) | 27-8781 | 3 区 | 320 | 1,637 | H 2 | |
| 16 | 老人福祉センター | 社6758-1(大門) | 28-2253 | 全町災害時 要配慮者 | 300 | 1,498 | S49 | 福祉避難所 H19耐震補強 |
| 17 | 菰倉地区公民館 | 2685-イ(菰倉) | | 6 区 | 70 | 334 | H18 | |
| 18 | 富部地区公民館 | 6263(東豊) | 28-6639 | 10 区 | 130 | 659 | S54 | |
| 19 | 矢木町会館 | 217-2(矢木町) | | 1 区 | 40 | 211 | H 9 | |
| 20 | 東明館 | 4205(新町上) | 28-1112 | 2 区 | 90 | 432 | S58 | |
| 21 | 平和館 | 3149-24(御田町) | | 2・3 区上 | 40 | 194 | H 8 | |
| 22 | 城の腰館 | 3841(小湯の上) | 28-6968 | 2 区 | 50 | 256 | H 2 | |
| 23 | 大黒館 | 22(矢木西) | | 3 区上 | 40 | 213 | S60 | |
| 24 | 四王公会所 | 4997-7(西四王) | 27-6908 | 3 区下 | 120 | 625 | S62 | |
| 25 | 久保海道公会所 | 5733-1(久保海道) | | 4 区 | 20 | 83 | H18 | |
| 26 | 武居公会所 | 5916-1(武居) | | 4 区 | 40 | 216 | H 元 | |
| 27 | 高木公民館 | 9117(北高木) | 28-0385 | 5 区 | 100 | 495 | S54 | |
| 28 | 東山田公民館 | 社6671(東山田) | 28-6926 | 7 区 | 110 | 560 | S54 | |
| 29 | 社東町公会所 | 社107-1(社東町) | 28-6950 | 8 区 | 100 | 516 | H 9 | |
| 30 | 星が丘公会所 | 社7150(星が丘) | 27-7969 | 9 区 | 60 | 290 | H 7 | |
| 31 | 子育てふれあいセンター | 3132-1(御田町) | 27-5244 | 1 区・2 区 | 130 | 671 | S55 | H23 改修・耐 震補強 |
| 32 | 長野県花田養護学校 | 社6525-1(東山田) | 28-3033 | 全町災害時 要配慮者 | 90 | 462 | S56 | 福祉避難所 H18耐震補強 |
| 33 | 保健センター | 4590-5(清水町) | 27-8384 | 全町災害時 要配慮者 | 240 | 1,207 | S62 | 福祉避難所 |

| | | | | | | | | |
|----|---------------------|---------------|---------|---------|-------|-------|-----|--------|
| 34 | 錬成の家 | 10615-8(東赤砂) | 28-4287 | 3区下 | 80 | 433 | S51 | |
| 35 | 高浜健康温泉センターゆたん歩 | 10616-90(高浜) | 26-2626 | 10区 | 90 | 463 | H27 | |
| 36 | おんばしら館よいさ | 168-1(大門) | 26-0413 | 1区 | 80 | 414 | H27 | |
| 37 | 町屋敷公会所 | 2129-115(町屋敷) | | 6区 | 20 | 121 | H28 | |
| 38 | しもすわ今昔館 | 3289(立町) | 27-0001 | 2区 | 340 | 1,678 | H9 | |
| 39 | 八島ビジターセンターあざみ館 | 10618(東俣) | 52-7000 | 6区 | 40 | 199 | H7 | |
| 40 | 下諏訪南小学校学童クラブ棟 | 5188(南四王) | 27-5000 | 3・4・10区 | 130 | 664 | H27 | H27 改築 |
| 41 | 下諏訪北小学校学童クラブ棟 | 社7267(東山田) | 27-2288 | 1・7・8区 | 240 | 1,211 | S58 | |
| 42 | 第四区公会所 | 5468(上久保) | | 4区 | 60 | 312 | H30 | H30 改修 |
| 43 | スポーツコミュニティセンター | 4562(西鷹野町) | 27-8339 | 3区下 | 60 | 302 | H30 | H30 改築 |
| 44 | 地域活動支援センター | 5288(西四王) | 28-9850 | 3区下 | 120 | 580 | S42 | S62 改築 |
| 45 | 下諏訪ローイングパーク(AQUA未来) | 10615-45(東赤砂) | 78-3221 | 3区下 | 200 | 1,000 | R2 | 水上防災拠点 |
| 合計 | | | | 全町 | 8,680 | | | |

○ 指定避難場所

| No. | 指定避難所 | 所在地 | 電話番号 | 想定避難者所在地区 | 面積(m ²) | 収容人数(3m ² /人) | 備考 |
|-----|----------|--------------|---------|--------------|---------------------|--------------------------|------------------|
| 1 | 南小学校校庭 | 5188(南四王) | 27-5000 | 3区・4区・10区 | 10,532 | 3,511 | |
| 2 | 北小学校校庭 | 社7267(東山田) | 27-2288 | 1区・7区・8区 | 10,189 | 3,396 | |
| 3 | 下諏訪中学校校庭 | 5480(上久保) | 27-3000 | 2区・3区・4区・10区 | 8,895 | 2,965 | |
| 4 | 社中学校校庭 | 社7173(星が丘) | 28-7600 | 6区・7区・9区 | 9,311 | 3,104 | |
| 5 | さくら保育園園庭 | 214-16(矢木町) | 27-8764 | 1区・3区 | 1,527 | 509 | |
| 6 | とがわ保育園園庭 | 社6725-2(東山田) | 27-3315 | 7区・8区 | 1,007 | 336 | |
| 7 | 高浜公園 | 10616(高浜) | | 3区・4区・10区 | 3,019 | 1,006 | |
| 8 | みずべ公園 | 6151(湖畔町南) | | 3区・10区 | 8,467 | 2,822 | |
| 9 | あすなろ公園 | 4562(清水町) | | 3区 | 4,865 | 1,622 | |
| 10 | 総合運動場 | 4679-1(西鷹野町) | | 3区 | 19,765 | 6,588 | 陸上競技場除く ヘリポート |
| 11 | 一ツ浜公園 | 4869(西四王) | | 3区 | 1,983 | 661 | |
| 12 | 一ツ浜第2公園 | 4729(西四王) | 27-8781 | 3区 | 2,004 | 668 | みずべ保育園庭 |
| 13 | 西赤砂公園 | 4385(西赤砂) | | 3区 | 1,761 | 587 | |
| 14 | 砥川西公園 | 4869(西赤砂) | | 3区 | 2,114 | 705 | |
| 15 | 鴨田公園 | 4361(西赤砂) | | 3区 | 1,682 | 561 | |
| 16 | 四王公園 | 4999(西四王) | | 3区 | 2,322 | 774 | |

| | | | | | | | |
|----|---------------------|----------------|---------|------------|---------|--------|--------|
| 17 | 赤砂公園 | 4703(東赤砂) | | 3区 | 2,256 | 752 | |
| 18 | 花田公園 | 社6535(東山田) | | 7区・8区 | 1,572 | 524 | |
| 19 | 泉園公園 | 6161(湖畔町南) | | 3区・4区・10区 | 1,560 | 520 | |
| 20 | 向陽台公園 | 7108(武居北) | | 4区 | 2,190 | 730 | |
| 21 | 東明公園 | 社10(社東町) | | 8区 | 1,201 | 400 | |
| 22 | 高木運動公園 | 10616-397(西高木) | | 5区 | 4,825 | 1,608 | |
| 23 | 四つ角駐車場 | 3202(御田町) | 28-3335 | 2区・3区 | 3,256 | 1,085 | |
| 24 | 社東町公民館庭 | 社106-1(社東町) | 28-6950 | 8区 | 500 | 167 | |
| 25 | 萩倉地区公民館庭 | 2678(萩倉) | | 6区 | 300 | 100 | |
| 26 | 下屋敷公会所庭 | 2342-6 4(下屋敷) | | 6区 | 300 | 100 | |
| 27 | 赤砂崎公園 | 10944(宇赤砂崎) | | 全町(地域防災拠点) | 76,000 | 25,300 | 広域防災拠点 |
| 28 | 星が丘公会所南用地 | 社6992-145(星が丘) | | 9区 | 634 | 211 | |
| 29 | おんばしら館よいさ庭 | 168-1(大門) | 26-0413 | 1区 | 1,216 | 405 | |
| 30 | 駅前広場 | 5315-18(広瀬町) | | 3区 | 908 | 302 | 帰宅困難者 |
| 31 | 旧労災リハビリテーション長野作業所敷地 | 社7001(星が丘) | | 9区 | 9,000 | 3,000 | |
| 32 | 友之町駐車場 | 289(友之町) | 27-0005 | 3区上 | 3,650 | 1,236 | |
| 合計 | | | | 全町 | 195,811 | 65,235 | |

○協定による避難所、避難場所

| No. | 企業名 | 所在地 | 電話番号 | 使用場所 | 面積(m ²) | 収容人数 | 備考 |
|-----|----------------|-------------|---------|------------------------|---------------------|-------|-------|
| 1 | 日本電産サンキョー(株) | 5329(広瀬町) | 27-3111 | 体育館アリーナ | 1,520 | 304 | |
| | | | | 駐車場 | 約7,000 | 2,333 | |
| 2 | 宗教法人 諏訪大社 | 5828(上久保) | 27-8035 | 秋宮参集殿 | | | |
| | | | | 秋宮・春宮境内 | | | |
| 3 | 武藤工業(株) 諏訪工場 | 3128(御田町) | 28-1881 | 工場 | | | |
| | | | | 駐車場 | | | |
| 4 | 社会医療法人 南信勤労者医療 | 214(矢木町) | 28-2012 | 諏訪共立 ケアセンター赤砂 | | | 福祉避難所 |
| 5 | 日亜化学工業(株) | 8974-6(南高木) | 26-2022 | 諏訪技術センター敷地内階段状ピロティスペース | 1,750 | 583 | |
| 6 | 下諏訪温泉旅館組合 | | | 町内宿泊施設 | | 287 | 15施設 |
| 7 | 一般財団法人 諏訪自動車協会 | 10795(東赤砂) | 27-9206 | 1階会議室 | 215 | 43 | |
| | | | | 敷地 | 4,363 | 1,454 | |

○ 町会一次集合場所及び想定避難先

第1区

| 町会名 | 一次集合場所 | 区分 | 種別 | 想定避難施設 | 想定避難場所 |
|------|----------------|----|------|---|-----------------------------------|
| 東町上 | 東町上公会所 | 町会 | 公民館 | 北小 さくら保育園 子育てふれあいセンター 矢木町会館 おんばしら館 よいさ | 北小校庭 さくら保育園庭 おんばしら館 よいさ庭 |
| 東町中1 | 慈雲寺駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |
| 東町中2 | 高木常吉宅駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |
| 東町下 | 中村駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |
| 仲町 | 春宮駐車場 | 神社 | 駐車場 | | |
| 大門1 | おんばしら館よいさ | 町 | 町有施設 | | |
| 大門2 | ヤマト・諏訪マタニティ駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |
| 大門3 | おんばしら館よいさ | 町 | 町有施設 | | |
| 田中町 | 河西均宅前駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |
| 矢木町1 | さくら保育園 | 町 | 保育園 | | |
| 矢木町2 | | | | | |
| 矢木町3 | | | | | |
| 桜町 | さくら保育園桜町駐車場 | 町 | 駐車場 | | |
| 緑町 | 下諏訪キリスト教会横駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |

第2区

| 町会名 | 一次集合場所 | 区分 | 種別 | 想定避難施設 | 想定避難場所 |
|--------|--------------------|-----|------|--|----------------|
| 立町1部 | ぎん月駐車場 | 民間 | 駐車場 | 下中 東明館 平和館 城の腰館 子育てふれあいセンター しもすわ今昔館 | 下中校庭 四ツ角駐車場 |
| 立町2部 | | | | | |
| 小湯の上1部 | 城の腰館 | 町会 | 公民館 | | |
| 小湯の上2部 | 秋宮ふれあい広場、大社倉庫 | 神社等 | 駐車場等 | | |
| 横町木の下 | 遊泉ハウス児湯駐車場 | 財産区 | 駐車場 | | |
| 湯田町 | 子育てふれあいセンター | 町 | 町有施設 | | |
| 湯田仲町 | 旧富士館駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |
| 新町上 | 東明館 | 町会 | 公民館 | | |
| 新町下 | 子育てふれあいセンター | 町 | 町有施設 | | |
| 御田町 | 諏訪信用金庫御田町支店・四ツ角駐車場 | 民間等 | 駐車場 | | |
| 塚田町 | 諏訪信用金庫御田町支店駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |

第3区

| 町会名 | 一次集合場所 | 区分 | 種別 | 想定避難施設 | 想定避難場所 |
|--------|--------------------------|-----|------|---|---|
| 大社通 | 下中校庭 | 町 | 学校 | 南小 下中 下諏訪体育館 総合文化センター 町立図書館 さくら保育園 みずべ保育園 平和館 大黒館 四王公会所 錬成の家 スポーツコミュニティセンター 地域活動支援センター 下諏訪ローイングパーク (AQUA 未来) | 南小校庭 下中校庭 さくら保育園庭 みずべ公園 あすなろ公園 総合運動場 一ツ浜公園 一ツ浜第2公園 西赤砂公園 砥川西公園 鴨田公園 四王公園 赤砂公園 泉園公園 四ツ角駐車場 駅前広場 友之町駐車場 |
| 友之町 | 友之町駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |
| 広瀬町 | 駅前広場 | 町 | 都市公園 | | |
| 富士見町 | | | | | |
| 菅野町 | 下中校庭 | 町 | 学校 | | |
| 上馬場 | | | | | |
| 平沢町 | 青雲館 | 町会 | 公民館 | | |
| 中央通 | 宮坂駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |
| 花咲町 | 花咲町駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |
| 中汐町 | 春日町児童公園 | 町 | 児童遊園 | | |
| 春日町 | | | | | |
| 矢木東 | | | | | |
| 矢木西 | 大黒館前、西友北側・ファミリーマート・林家駐車場 | 町会等 | 公民館等 | | |
| 東弥生町 | 矢木駒農園、小規模ケアやよい駐車場 | 民間 | 農園等 | | |
| 西弥生町 | 天竜商事広場 | 民間 | 空地 | | |
| 栄町 | 栄町公会所 | 町会 | 公会所 | | |
| 曙町 | 金丸・長野システム駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |
| 魁町 | 魁塚 | 町会 | 神社 | | |
| 北四王 | 南小校庭 | 町 | 学校 | | |
| 東四王 | | | | | |
| 西四王1部 | 四王公園 | 町 | 都市公園 | | |
| 西四王2部 | | | | | |
| 西四王3部 | | | | | |
| 西四王4部 | | | | | |
| 南四王1部 | 南小校庭 | 町 | 学校 | | |
| 南四王2部 | | | | | |
| 東鷹野町 | あすなろ公園 | 町 | 都市公園 | | |
| 西鷹野町1部 | | | | | |
| 西鷹野町2部 | | | | | |

| | | | | | |
|-----|--------------------|----|-------|--|--|
| 清水町 | あすなろ公園 | 町 | 都市公園 | | |
| 東赤砂 | 陸上競技場南側、赤砂・赤砂崎公園 | 町 | 競技場等 | | |
| 西赤砂 | 砥川西・鴨田・西赤砂公園、赤砂公会所 | 町等 | 都市公園等 | | |

第4区

| 町会名 | 一次集合場所 | 区分 | 種別 | 想定避難施設 | 想定避難場所 |
|--------|----------------------|-----|-----|--|--|
| 上久保1 | 秋宮 | 神社 | 駐車場 | 南小 下中 久保海道公会所 武居公会所 第四区公会所 | 南小校庭 下中校庭 みずべ公園 泉園公園 向陽台公園 |
| 上久保2 | 下諏訪中学校 | 町 | 学校 | | |
| 久保海道1組 | (株)サトー駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |
| 久保海道2組 | | | | | |
| 湖畔町南 | みずべ公園 | 町 | 公園 | | |
| 湖畔町北 | 泉園公園 | 町 | 公園 | | |
| 武居南 | お松葉 | 町会等 | 道路 | | |
| 武居北 | 六地藏前、向陽台公園、下諏訪向陽高等学校 | 町会等 | 道路等 | | |

第5区

| 町会名 | 一次集合場所 | 区分 | 種別 | 想定避難施設 | 想定避難場所 |
|-----|----------------------------|----|-------|-----------------------|--------|
| 東高木 | 第五分団屯所、橋本政屋 | 町等 | 町有施設 | 諏訪湖博物館・赤彦記念館 高木公民館 | 高木運動公園 |
| 西高木 | 高木運動公園、(株)セリオエインタープライズ、南大門 | 町等 | 都市公園等 | | |
| 南高木 | ユーペンハウス、南大門 | 民間 | 駐車場 | | |
| 北高木 | 高木運動公園、(株)セリオエインタープライズ | 町等 | 都市公園等 | | |

第6区

| 町会名 | 一次集合場所 | 区分 | 種別 | 想定避難施設 | 想定避難場所 |
|-------|--|-----|-----|-------------------|---------------------|
| 萩倉東組 | 地区防災マップに準拠 | - | - | 萩倉地区公民館 町屋敷公会所 | 萩倉地区公民館庭 下屋敷公会所庭 |
| 萩倉西組 | | | | | |
| 樋橋 | 樋橋公会所 | 町会 | 公会所 | | |
| 東俣 | 東俣公会所 | 町会 | 公会所 | | |
| 町屋敷1組 | 中電変電所入口、町屋敷公会所、142号線木落下特避所部、木落上部、萩倉線丁字路部 | 民間等 | 道路等 | | |
| 町屋敷2組 | | | | | |
| 町屋敷3組 | | | | | |
| 下屋敷 | | | | | |

第7区

| 町会名 | 一次集合場所 | 区分 | 種別 | 想定避難施設 | 想定避難場所 |
|-------|------------------------------|----|------|------------------------------|---------------------------------|
| 東山田第1 | とがわ保育園駐車場 | 町 | 保育園 | 北小 社中 とがわ保育園 東山田公民館 | 北小校庭 社中校庭 とがわ保育園庭 花田公園 |
| 東山田第2 | とがわ保育園 (1, 2, 3, 9, 10班) | | | | |
| | 下諏訪北小学校 (4, 5, 6, 7, 8班) | 町 | 学校 | | |
| 東山田第3 | 下諏訪北小学校 小体育館 (東山田第4は7班以外) | 町 | 学校 | | |
| 東山田第4 | | | | | |
| 東山田第5 | 花田公園 | 町 | 都市公園 | | |
| 東山田第6 | | | | | |
| 東山田第7 | 社ヶ丘公会所 | 町会 | 公会所 | | |

第8区

| 町会名 | 一次集合場所 | 区分 | 種別 | 想定避難施設 | 想定避難場所 |
|-------|---------------------|-----|------|------------------------|--|
| 社東町第1 | 東明公園 | 町 | 都市公園 | 北小 社東町公会所 とがわ保育園 | 北小校庭 とがわ保育園庭 社東町公民館庭 東明公園 花田公園 |
| 社東町第2 | アサヒ駐車場、ローソン駐 車場 | 民間 | 駐車場 | | |
| 社東町第3 | 化興駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |
| 社東町第4 | | | | | |
| 全体 | ヤマダ電機駐車場、社東町 公会所 | 民間等 | 駐車場等 | | |

第9区

| 町会名 | 一次集合場所 | 区分 | 種別 | 想定避難施設 | 想定避難場所 |
|-------|--------------------|----|------|--------------|--|
| 星が丘第1 | しごと創生拠点施設ホシス メバ | 町 | 町有施設 | 社中 星が丘公会所 | 社中校庭 星が丘公会所南 用地 旧労災リハビリ テーション長野 作業所敷地 |
| 星が丘第2 | 星が丘公会所南側用地 | 町 | 空地 | | |
| 星が丘第3 | | | | | |
| 星が丘第5 | 旧雇用促進住宅下駐車場 | 民間 | 駐車場 | | |

第10区

| 町会名 | 一次集合場所 | 区分 | 種別 | 想定避難施設 | 想定避難場所 |
|-----|----------|----|------|---------|-----------------|
| 西 豊 | 宮坂建材店前広場 | 民間 | 駐車場 | 南小 | 南小校庭 |
| 西 浜 | 高浜公園 | 町 | 都市公園 | 下中 | 下中校庭 |
| 高 浜 | | | | 富部地区公民館 | 高浜運動公園 みずべ公園 |

| | | | | | |
|-----|----------|------|-----|-----------------|------|
| 東 豊 | 博愛館跡地 | 町会等 | 空地 | 高浜健康温泉センターゆたん歩° | 泉園公園 |
| 本 郷 | ルーテル教会庭 | 民間 | 空地 | | |
| 五 官 | 関屋団地登り口 | 民間 | 道路等 | | |
| 富ヶ丘 | 江黒宅前 | 民間 | 道路等 | | |
| 関 屋 | 関屋団地集会所前 | 公営住宅 | 道路等 | | |

○ 水防倉庫別備蓄資材一覧

| 倉庫名 資材名 | 消防署 | 役場 | 町水防倉庫 | 大門 | 東山田 | 計 |
|-------------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|
| ビニールシート (枚) | 30 | 95 | 0 | 3 | 25 | 168 |
| 土のう袋 (枚) | 2,100 | 1,300 | 0 | 800 | 713 | 8,210 |
| 鉄線 (kg) | 60 | 70 | 50 | 50 | 250 | 580 |
| じゃかご (本) | 0 | 0 | 26 | 0 | 0 | 26 |
| ロープ (m) | 650 | 1380 | 200 | 60 | 320 | 2,610 |
| 鉄杭 (本) | 378 | 89 | 15 | 35 | 48 | 565 |

○ 水防用具の現有

| 用具 保管場所 | 役場 | 消防団 | | | | | | | 水防倉庫 | 計 |
|------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| | | 1分団 | 2分団 | 3分団 | 4分団 | 5分団 | 6分団 | 7分団 | | |
| 照明器具 (台) | 0 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 11 |
| チェンソー (台) | 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 16 |
| 掛矢 (本) | 13 | 2 | 2 | 4 | 3 | 2 | 2 | 5 | 3 | 36 |
| なた (丁) | 7 | 3 | 3 | 8 | 3 | 3 | 8 | 7 | 4 | 46 |
| かま (丁) | 17 | 2 | 3 | 10 | 3 | 3 | 4 | 5 | 3 | 50 |
| のこぎり (丁) | 8 | 6 | 3 | 8 | 3 | 4 | 6 | 7 | 2 | 47 |
| おの (丁) | 5 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 6 | 0 | 19 |
| スコップ (丁) | 49 | 10 | 11 | 23 | 14 | 7 | 20 | 21 | 2 | 157 |
| ツルハシ (丁) | 14 | 2 | 2 | 6 | 4 | 2 | 4 | 5 | 2 | 41 |
| カッター (丁) | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 3 | 5 | 0 | 18 |
| シノ (丁) | 6 | 4 | 5 | 9 | 5 | 3 | 7 | 9 | 0 | 48 |
| 土のう作製器 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

○ 水防資機材取扱業者一覧

| 資材名 | 名称 | 住所 | 電話番号 |
|-------------------------------|----------|-----|---------|
| 鉄線・ロープ 土のう袋・じゃかご 竹竿・シート | 共益金物店 | 御田町 | 27-8169 |
| | (有)佐藤金物店 | 曙町 | 27-8705 |
| | 前島商店 | 西赤砂 | 27-7038 |

○ 救助の実施要領の基準（概要）

令和元年10月23日現在

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
|-----------------|--|---|--------------------|--|
| 避難所の設置 | 災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者に供与する。 | 【基本額】 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から7日以内 | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 |
| 応急仮設住宅の供与 | 住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者で自らの資金では住宅を得ることができない者 | ○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基準額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の給与終了に伴う解体撤去および土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 | 災害発生の日から20日以内に着工 | 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内 |
| | | ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額 | 災害発生の日から速やかに借上げ、提供 | 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者にとの契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者 | 1人1日当たり 1,160円以内 | 災害発生の日から7日以内 | 1 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日) |

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
|-----------------------|--|---|---------------|-----------------------------------|
| 飲料水の供給 | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。) | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から7日以内 | 輸送費、人件費は別途計上 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 | 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | 1 夏季(4月～9月) 冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 | 災害発生の日から10日以内 | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること |

| 区分 | | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上 1人増すごとに加算 |
|------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| 全壊 全焼 流出 | 夏 | 18,800 | 24,200 | 35,800 | 42,800 | 54,200 | 7,900 |
| | 冬 | 31,200 | 40,400 | 56,200 | 65,700 | 82,700 | 11,400 |
| 半壊 半焼 床上浸水 | 夏 | 6,100 | 8,300 | 12,400 | 15,100 | 19,000 | 2,600 |
| | 冬 | 10,000 | 13,000 | 18,400 | 21,900 | 27,600 | 3,600 |

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
|-------------|--|--|---------------|--|
| 医療 | 医療の途を失った者(応急的処置) | 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内 | 災害発生の日から14日以内 | 患者等の移送費は、別途計上 |
| 助産 | 災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(死産、流産を含み現に助産を要する状態にある者) | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金100分の80以内の額 | 分べんした日から7日以内 | 妊婦等の移送費は、別途計上 |
| 被災者の救出 | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から3日以内 | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後、「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上 |
| 被災した住宅の応急修理 | 1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊または半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊または半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内 | 災害発生の日から1ヶ月以内 | |

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
|-------------------|---|---|--|--|
| 学用品の給与 | 住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水により学用品を喪失または毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。 | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、またはその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円 | 災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内 | 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。 |
| 埋葬 | 災害に際し死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 | 1体当たり 大人(12才以上) 215,200円以内 小人(12才未満) 172,000円以内 | 災害発生の日から10日以内 | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 |
| 死体の搜索 | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から10日以内 | 1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 |
| 死体の処理 | 災害に際し死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。 | (洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外: 1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金 | 災害発生の日から10日以内 | 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者 | 市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内 | 災害発生の日から10日以内 | |
| 輸送費及び賃金 職員等雇上費 | 1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | |

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|--|-----------------|--------------------------|---|--------------------------------|---|-------------------------------|---|------------------------------|---|------------------------------|---|------------------------------|---|-------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 実費弁償 | 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 | 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県知事等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める | 救助の実施が認められる期間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別に定める額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 救助の事務を行うのに必要な費用 | <ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務手当 2 賃金、職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料および賃借料 6 通信運搬費 7 委託費 | <p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た合計額以内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="596 1339 1299 1574"> <tr> <td>イ</td> <td>3千万円以下の部分の金額については100分の10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5億円を超える部分の金額については100分の4</td> </tr> </table> | イ | 3千万円以下の部分の金額については100分の10 | ロ | 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 | ハ | 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 | ニ | 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 | ホ | 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 | ヘ | 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 | ト | 5億円を超える部分の金額については100分の4 | 救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算を行う期間以内 | 災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。 |
| イ | 3千万円以下の部分の金額については100分の10 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ | 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ | 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ | 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ホ | 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ヘ | 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ト | 5億円を超える部分の金額については100分の4 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

〔応 急・復 旧〕

○ 下諏訪町水道事業指定給水装置工事事業者一覧

| 番号 | 指定番号 | 工 事 店 名 | 住 所 | 電話番号 |
|----|------|---------------|---------------------|--------------|
| 1 | 1 | ㈱昭和設備 | 諏訪市大手1-2-12 | 52-3493 |
| 2 | 5 | 杉村設備㈱下諏訪営業所 | 下諏訪町3147(塚田町) | 27-0575 |
| 3 | 7 | ㈱若松 | 下諏訪町4611-92(西鷹野町) | 28-5113 |
| 4 | 8 | 水道建設㈱下諏訪営業所 | 下諏訪町2222-11(町屋敷) | 28-8139 |
| 5 | 9 | (有)共同建設 | 下諏訪町2778-1(樋橋) | 28-1365 |
| 6 | 14 | ㈱上條電設工業下諏訪営業所 | 下諏訪町社5-11(社東町) | 23-5330 |
| 7 | 15 | (有)諏訪冷熱 | 下諏訪町4359-11(西赤砂) | 28-6462 |
| 8 | 16 | 松澤工業㈱下諏訪営業所 | 下諏訪町5251(曙町) NSビル2F | 28-0919 |
| 9 | 17 | ㈱親水工業 | 下諏訪町社6837-1(東山田) | 27-8399 |
| 10 | 19 | スワンシステム(有) | 下諏訪町5246(東弥生町) | 26-8866 |
| 11 | 20 | (有)藤森水道 | 岡谷市長地御所2-13-40 | 27-7289 |
| 12 | 21 | 信和設備㈱ | 岡谷市天竜町3-16-21 | 22-3302 |
| 13 | 22 | ㈱イワナミ | 岡谷市天竜町1-2-63 | 22-2222 |
| 14 | 24 | 湖畔設備 | 岡谷市湊4-16-20 | 23-7881 |
| 15 | 26 | ㈱浜パイピング | 岡谷市山下町1-16-14 | 23-6885 |
| 16 | 27 | ㈱総建 | 下諏訪町6642-1(五官) | 28-8295 |
| 17 | 30 | ㈱総設工業下諏訪営業所 | 下諏訪町社7540-4(東山田) | 28-8504 |
| 18 | 31 | ㈱シンエイ | 下諏訪町6191-1(高浜) | 28-2737 |
| 19 | 32 | (有)マルワ住設 | 諏訪市豊田3962-1 | 58-3337 |
| 20 | 33 | ㈱オスガ設備 | 岡谷市長地権現町1-7-13 | 27-6622 |
| 21 | 34 | (有)丸三上田商店 | 諏訪市諏訪2-2-15 | 58-0171 |
| 23 | 35 | 日設工業㈱ | 諏訪市中洲1512 | 58-2281 |
| 24 | 36 | ㈱エスメックフル | 木曾郡木祖村藪原994-27 | 0264-36-2241 |
| 25 | 37 | (有)阿部設備 | 諏訪市中洲3726-1 | 53-1406 |
| 26 | 38 | (有)信濃管設工業 | 下諏訪町4440-4(西赤砂) | 28-1352 |
| 27 | 39 | ㈱シンニチ設備 | 岡谷市郷田2-2-12 | 22-1365 |
| 28 | 40 | 北原空調設備 | 下諏訪町4353-12(西赤砂) | 28-5312 |
| 29 | 41 | (有)辰野ヤジマ設備工業 | 上伊那郡辰野町平出2093-3 | 41-1438 |
| 30 | 42 | (有)にいむら設備工業 | 上伊那郡辰野町平出853 | 43-0033 |
| 31 | 43 | 庫昌土建㈱ | 下諏訪町社145-1(社東町) | 27-6710 |
| 32 | 44 | 設備工業(有) | 茅野市宮川4166-2 | 73-4698 |
| 33 | 45 | エルトークマルヤス | 岡谷市加茂町3-7-2 | 23-3075 |
| 34 | 46 | 十和設備㈱ | 岡谷市神明町4-22-18 | 24-0182 |
| 35 | 48 | 小林設備店 | 茅野市城山17-12 | 72-8053 |
| 36 | 49 | ㈱アイテック | 岡谷市神明町3-15-11 | 23-8500 |
| 37 | 50 | ルピナ中部工業㈱ | 松本市宮渕2-2-31 | 0263-32-5568 |
| 38 | 52 | 小松設備 | 岡谷市長地御所1-3-8 | 28-5695 |
| 39 | 53 | (有)柳平建設 | 茅野市本町東14-5 | 72-3655 |
| 40 | 54 | (有)諏訪テクノ住設 | 下諏訪町4933-35(東鷹野町) | 78-6825 |
| 41 | 55 | 上島住設 | 下諏訪町1995-1(東町上) | 27-0037 |
| 42 | 57 | (有)丸竹下島商店 | 岡谷市本町4-1-37 | 22-2406 |
| 43 | 58 | ㈱設備ティーフッカー | 茅野市塚原2-9-22 | 82-9228 |
| 44 | 60 | (有)エーシン | 岡谷市長地権現町1-6-20 | 28-0111 |
| 45 | 62 | (有)三善工業 | 岡谷市東銀座1-1-15 | 23-3446 |

| | | | | |
|----|----|---------------|--------------------|--------------|
| 46 | 63 | (有)伸晃 | 諏訪市大字中州4421-1 | 52-3382 |
| 47 | 64 | 諏訪テレビ | 下諏訪町6143-11(南四王) | 27-2043 |
| 48 | 65 | 小林住設 | 下諏訪町4953-1(西四王) | 28-3527 |
| 49 | 66 | ケイ・オフィス・シミズ | 岡谷市山手町1-21-7 | 22-7707 |
| 50 | 67 | イツミ設備 | 諏訪市大字四賀1353-2 | 58-9797 |
| 51 | 68 | ハウスリペア | 岡谷市銀座2-1-2 | 22-5120 |
| 52 | 69 | (株)太陽住設 | 諏訪郡富士見町富士見4654-636 | 62-2093 |
| 53 | 70 | (株)アクアテック杉村 | 諏訪市小和田南17-11 | 75-0038 |
| 54 | 71 | (株)アクア住設 | 諏訪郡富士見町落合3060-34 | 65-3388 |
| 55 | 73 | 諏訪瓦斯(株) | 諏訪市小和田南17-5 | 52-2511 |
| 56 | 74 | サン・レモン | 伊那市福島1233-1 | 0265-72-7896 |
| 57 | 75 | (有)ミワ設備 | 茅野市金沢923-5 | 73-5210 |
| 58 | 76 | (株)電管エンジニアリング | 諏訪市豊田1215-1 | 53-1421 |
| 59 | 77 | (有)山本管工事 | 諏訪郡富士見町境7146-6 | 64-2649 |
| 60 | 78 | (株)胡桃工房 | 諏訪市上諏訪8243-12 | 75-5283 |
| 61 | 79 | (株)双子 | 松本市大字笹賀2525-6 | 0263-88-7619 |
| 62 | 80 | シミズ技研 | 伊那市南箕輪940 | 0265-78-2865 |
| 63 | 81 | (有)林組工業所 | 諏訪市大手2-9-1 | 58-1336 |
| 64 | 82 | (有)配管舎モリヤ | 茅野市玉川8448-1 | 70-1051 |
| 65 | 83 | 池田商会 | 松本市波田8296-15 | 0263-92-5715 |
| 66 | 84 | (株)クサダ | 松本市島立3849-1 | 0263-48-5200 |
| 67 | 85 | (有)木村設備 | 茅野市湖東5866-2 | 77-2380 |
| 68 | 86 | 鮎澤設備 | 岡谷市神明町4-6-21 | 22-7743 |
| 69 | 87 | (株)有賀水道 | 茅野市金沢2186-2 | 72-4017 |
| 70 | 88 | (株)クリアコネクト | 下諏訪町2484(萩倉) | 75-1253 |
| 71 | 89 | (有)サクラ建設設備 | 諏訪郡富士見町落合9984-209 | 62-4911 |
| 72 | 90 | (有)ムカワ | 下諏訪町5445(菅野町) | 28-5672 |
| 73 | 91 | (株)クラシアン | 神奈川県横浜市湖北区新横浜1-2-1 | 045-473-8181 |
| 74 | 92 | 林組工業所 | 下諏訪町7064-4(本郷) | 28-6383 |

○ 下水道排水設備指定工事店一覧

| 番号 | 指定番号 | 工 事 店 名 | 住 所 | 電話番号 |
|----|------|---------------|--------------------|--------------|
| 1 | 1 | 株若松 | 下諏訪町4611-92(西鷹野町) | 28-5113 |
| 2 | 3 | ㈹サンワ工務店 | 下諏訪町267-2(中汐町) | 27-3300 |
| 3 | 4 | 株親水工業 | 下諏訪町社6837-1(東山田) | 27-8399 |
| 4 | 10 | 杉村設備株下諏訪営業所 | 下諏訪町3147(塚田町) | 27-0575 |
| 5 | 11 | 株六協 | 下諏訪町5259(広瀬町) | 28-6000 |
| 6 | 14 | ㈹諏訪冷熱 | 下諏訪町4359-11(西赤砂) | 28-6462 |
| 7 | 15 | 株上條電設工業下諏訪営業所 | 下諏訪町社5-11(社東町) | 23-5330 |
| 8 | 17 | 水道建設株下諏訪営業所 | 下諏訪町2222-11(町屋敷) | 28-8139 |
| 9 | 18 | ㈹共同建設 | 下諏訪町2778-1(樋橋) | 28-1365 |
| 10 | 19 | 松澤工業株下諏訪営業所 | 下諏訪町5251(曙町) | 28-0919 |
| 11 | 30 | 株シンエイ | 下諏訪町6191-1(高浜) | 28-2737 |
| 12 | 31 | スワンシステム㈹ | 下諏訪町5246(東弥生町) | 26-8866 |
| 13 | 32 | 株総設工業下諏訪営業所 | 下諏訪町社7540-4(東山田) | 28-8504 |
| 14 | 33 | 湖畔設備 | 岡谷市湊4-16-20 | 23-7881 |
| 15 | 35 | 株浜パイピング | 岡谷市山下町1-16-14 | 23-6885 |
| 16 | 37 | 信和設備株 | 岡谷市天竜町3-16-21 | 22-3302 |
| 17 | 39 | 株総建 | 下諏訪町6642-1(五官) | 28-8295 |
| 18 | 40 | ㈹ヤジマ設備工業 | 諏訪市小和田南1-5 | 52-1777 |
| 19 | 41 | ㈹マルワ住設 | 諏訪市豊田3962-1 | 58-3337 |
| 20 | 42 | 株オスガ設備 | 岡谷市長地権現町1-7-13 | 27-6622 |
| 21 | 43 | ㈹丸三上田商店 | 諏訪市諏訪2-2-15 | 58-0171 |
| 22 | 44 | 日設工業株 | 諏訪市中洲1512 | 58-2281 |
| 23 | 45 | ㈹信濃管設工業 | 下諏訪町4440-4(西赤砂) | 28-1352 |
| 24 | 46 | 株イワナミ | 岡谷市天竜町1-2-63 | 22-2222 |
| 25 | 47 | ㈹阿部設備 | 諏訪市中洲下金子3726-1 | 53-1406 |
| 26 | 48 | 株シンニチ設備 | 岡谷市郷田2-2-12 | 22-1365 |
| 27 | 49 | 北原空調設備 | 下諏訪町4353-12(西赤砂) | 28-5312 |
| 28 | 51 | ㈹辰野ヤジマ設備工業 | 上伊那郡辰野町平出2093-3 | 41-1438 |
| 29 | 52 | ㈹にいむら設備工業 | 上伊那郡辰野町平出853 | 43-0033 |
| 30 | 54 | 十和設備株 | 岡谷市神明町4-22-18 | 24-0182 |
| 31 | 56 | 小林設備店 | 茅野市城山17-12 | 72-8053 |
| 32 | 57 | 株アイテック | 岡谷市神明町3-15-11 | 23-8500 |
| 33 | 58 | ルピナ中部工業株 | 松本市宮渕2-2-31 | 0263-32-5568 |
| 34 | 60 | 小松設備 | 岡谷市長地御所1-3-8 | 28-5695 |
| 35 | 62 | ㈹ムカワ | 下諏訪町5445(菅野町) | 28-5672 |
| 36 | 65 | ㈹丸竹下島商店 | 岡谷市本町4-1-37 | 22-2406 |
| 37 | 66 | 株設備ティーワッカー | 茅野市塚原2-9-22 | 82-9228 |
| 38 | 68 | ㈹エーシン | 岡谷市長地権現町1-6-20 | 28-0111 |
| 39 | 70 | ㈹三善工業 | 岡谷市東銀座1-1-15 | 23-3446 |
| 40 | 72 | 上島住設 | 下諏訪町1995-1(東町上) | 27-0037 |
| 41 | 73 | 小林住設 | 下諏訪町4953-1(西四王) | 28-3527 |
| 42 | 75 | イツミ設備 | 諏訪市四賀1353-2 | 58-9797 |
| 43 | 76 | ハウスリペア | 岡谷市銀座2-1-2 | 22-5120 |
| 44 | 77 | 株太陽住設 | 諏訪郡富士見町富士見4654-636 | 62-2093 |
| 45 | 78 | 株アクアテック杉村 | 諏訪市小和田1-1428-1 | 75-0038 |
| 46 | 79 | 株アクア住設 | 諏訪郡富士見町落合3060-34 | 65-3388 |
| 47 | 83 | ㈹ミワ設備 | 茅野市金沢923-5 | 73-5210 |

| | | | | |
|----|----|---------------|-------------------|--------------|
| 48 | 84 | (株)電管エンジニアリング | 諏訪市豊田1215-1 | 53-1421 |
| 49 | 85 | (有)山本管工事 | 諏訪郡富士見町境7146-6 | 64-2649 |
| 50 | 86 | (株)胡桃工房 | 諏訪市上諏訪8243-12 | 75-5283 |
| 51 | 87 | (株)双子 | 松本市大字笹賀2525-6 | 0263-88-7619 |
| 52 | 88 | シミズ技研 | 伊那市西箕輪940 | 0265-78-2865 |
| 53 | 89 | (有)林組工業所 | 諏訪市大手2-9-1 | 58-1336 |
| 54 | 90 | (株)津村商事 | 下諏訪町652-4(東町中) | 27-6208 |
| 55 | 91 | (有)配管舎モリヤ | 茅野市玉川8448-1 | 70-1051 |
| 56 | 92 | 池田商会 | 松本市波田8296-15 | 0263-92-5715 |
| 57 | 93 | (株)クサダ | 松本市大字島立3849-1 | 0263-48-5200 |
| 58 | 94 | (有)木村設備 | 茅野市湖東5866-2 | 77-2380 |
| 59 | 95 | 鮎澤設備 | 岡谷市神明町4-6-21 | 22-7743 |
| 60 | 96 | (株)有賀水道 | 茅野市金沢2186-2 | 72-4017 |
| 61 | 97 | (株)クリアコネクト | 下諏訪町2484(萩倉) | 75-1253 |
| 62 | 98 | (有)サクラ建設設備 | 諏訪郡富士見町落合9984-209 | 62-4911 |
| 63 | 99 | (株)クラシアン | 長野市稲里町下氷鉋515-8 | 026-283-3861 |

○ 温泉事業指定給湯装置工事事業者一覧

| 番号 | 指定番号 | 工事店名 | 住所 | 電話番号 |
|----|------|---------|------------------|---------|
| 1 | 2 | (株)親水工業 | 下諏訪町社6837-1(東山田) | 27-8399 |
| 3 | 4 | (有)諏訪冷熱 | 下諏訪町4359-11(西赤砂) | 28-6462 |
| 4 | 9 | 小林住設 | 下諏訪町4953-1(西四王) | 28-3527 |
| 5 | 10 | 林組工業所 | 下諏訪町7064-4(本郷) | 28-6383 |

〔消 防〕

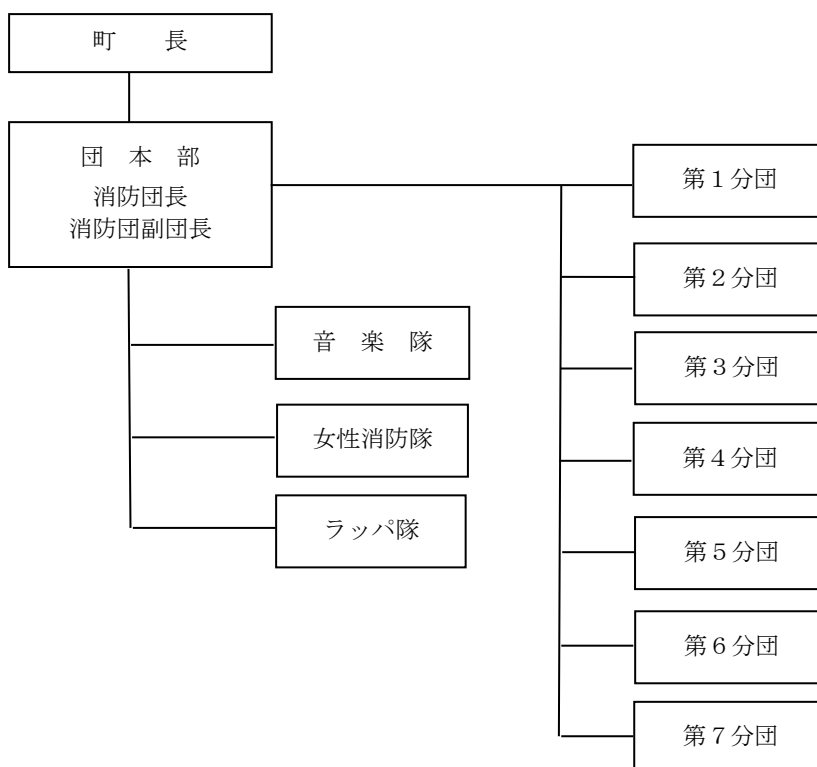
○ 消防力の現況

| 所属 \ 名称 | 査察車 | 水槽付ポンプ車 | ポンプ車 | 積載車 | 小型動力ポンプ | 救急車 | その他 | 計 |
|---------|-----|---------|------|-----|---------|-----|-----|----|
| 消 防 署 | 1 | 1 | | | | 2 | 1 | 5 |
| 消 防 団 | | | 8 | 6 | 10 | | 2 | 26 |
| 計 | 1 | 1 | 8 | 6 | 10 | 2 | 3 | 31 |

○ 消防水利の状況

| 区 分 | | | 計 |
|------|--|-----|-----|
| 貯水槽 | 20m ³ 未満 | 5 | 5 |
| | 20m ³ 以上40m ³ 未満 | 89 | 89 |
| | 40m ³ 以上 | 50 | 50 |
| | 計 | 144 | 144 |
| 消火栓 | 437 | | 431 |
| 河川堰止 | | | |
| プール | 4 | | 4 |
| 池・湖等 | 1 | | 1 |

○ 下諏訪町消防団組織図



各分団定数

| 所属 | 分団長 | 副分団長 | 部長 | 班長 | 団員 | 合計 |
|-------|-----|------|----|----|-----|-----|
| 第1分団 | 1 | 1 | 1 | 2 | 24 | 29 |
| 第2分団 | 1 | 1 | 1 | 2 | 24 | 29 |
| 第3分団 | 1 | 1 | 3 | 5 | 49 | 59 |
| 第4分団 | 1 | 1 | 1 | 2 | 25 | 30 |
| 第5分団 | 1 | 1 | 1 | 2 | 22 | 27 |
| 第6分団 | 1 | 1 | 1 | 3 | 20 | 26 |
| 第7分団 | 1 | 1 | 1 | 4 | 33 | 40 |
| 女性消防隊 | | 1 | 1 | 1 | 7 | 10 |
| 音楽隊 | 1 | 1 | 2 | 2 | 20 | 26 |
| ラッパ隊 | | 1 | 1 | 1 | — | 3 |
| 合計 | 8 | 10 | 13 | 24 | 224 | 279 |

条例定数281人（正副団長を含む）

〔通 信・輸 送〕

○ 町防災行政無線施設一覧

1 同報系親局設備設置場所

| 番号 | 設置名称 | 設置場所 |
|----|--------|---------------|
| 1 | 下諏訪町役場 | 4613-8(西鷹野町) |
| 2 | 下諏訪消防署 | 4488-36(西鷹野町) |

2 同報系屋外拡声子局設置場所

| 子局番号 | 分割 | 設置名称 | 設置場所 | 子局番号 | 分割 | 設置名称 | 設置場所 |
|------|----|------------|---------------|------|----|----------|----------------|
| 1 | A | 樋橋児童遊園 | 2851-1(樋橋) | 21 | A | 下諏訪中学校 | 5569-2(上久保) |
| 2 | A | 所沢団地 | 1689-2(菘倉) | 22 | B | 富部地区公民館 | 6263(東豊) |
| 3 | B | 菘倉地区公民館 | 2685-1(菘倉) | 23 | B | 武居六地藏 | 7648-1(武居北) |
| 4 | B | 下屋敷公会所 | 2342-64(下屋敷) | 24 | B | J R 下諏訪駅 | 5315-2(広瀬町) |
| 5 | A | 町屋敷公会所 | 2129-115(町屋敷) | 25 | B | 南小学校 | 5188(南四王) |
| 6 | B | 長坂公会所 | 1904-50(東町上) | 26 | B | 砥川西公園 | 4352(西赤砂) |
| 7 | A | 星が丘公会所 | 社7035-60(星が丘) | 27 | A | 赤砂公会所 | 4434-2(西赤砂) |
| 8 | B | 社中学校 | 社7173-4(星が丘) | 28 | B | 赤砂公園 | 4703(東赤砂) |
| 9 | A | 北小学校 | 社7267(東山田) | 29 | A | みずべ公園 | 6151(湖畔町) |
| 10 | B | 東山田公民館 | 社6671(東山田) | 30 | A | 泉園 | 6161(南四王) |
| 11 | B | 山の神団地入口 | 794-1(東町中) | 31 | A | 高浜公園 | 10616-38(高浜) |
| 12 | A | 花田公園 | 社6535(東山田) | 32 | B | 高木藤ノ木 | 8873-5(北高木) |
| 13 | B | 社東町公民館 | 社106-1(社東町) | 33 | A | 津島神社横 | 9323-2(北高木) |
| 14 | A | 東明公園 | 社10(社東町) | 34 | B | 南高木線路上 | 8985-1(南高木) |
| 15 | A | 子育て支援センター横 | 3128(御田町) | 35 | A | 高木源湯 | 10616-374(西高木) |
| 16 | B | 第1区防災倉庫 | 485(仲町) | 36 | A | 県職員高木寮 | 10616-438(南高木) |
| 17 | B | 西弥生町公会所 | 5243(西弥生町) | 37 | A | 高木運動公園 | 10616(西高木) |
| 18 | A | 協和館 | 238-1(中汐町) | 38 | A | 赤砂崎公園 | 10944(赤砂崎) |
| 19 | B | 四ツ角駐車場 | 3202(大社通) | 39 | | 八島ヶ原湿原 | 10618(八島湿原) |
| 20 | B | 城の腰館横 | 3842(小湯の上) | 40 | | 老人福祉センター | 社6758-1(大門) |

3 移動系設置場所

| | | |
|---------|-----|--|
| 基地局無線装置 | 1台 | 総務課 |
| 可搬型無線装置 | 3台 | 総務課、建設水道課 |
| 車載型無線装置 | 10台 | タウンエース、サクシード、アルファード、スペーシア、三菱デリカ、日産アトラスデイズ、ダイハツハイゼット、スクラムバン、エクストレイル |
| 携帯型無線装置 | 21台 | 総務課、消防課 |

○ 下諏訪町消防団無線局一覧表

| 番号 | 識別信号 | 種別 | 免許番号 | 空中線電力 | 搭載車両等 |
|----|---------------------------|-------|--------------|-------|----------|
| 1 | しもすわしょうぼうだん 1 1 9 | 陸上移動局 | 信移第20109423号 | 1 | 可搬 |
| 2 | しもすわしょうぼうだんだんしき 1 | 〃 | 信移第20110594号 | 1 | 車載 |
| 3 | しもすわしょうぼうだん 1 | 〃 | 信移第20109397号 | 1 | 団長 |
| 4 | しもすわしょうぼうだん 2 | 〃 | 信移第20109398号 | 1 | 副団長 |
| 5 | しもすわしょうぼうだん 3 | 〃 | 信移第20109424号 | 1 | 署長 |
| 6 | しもすわしょうぼうだん 4 | 〃 | 信移第20109425号 | 1 | 事務局 |
| 7 | しもすわしょうぼうだん 5 | 〃 | 信移第20109426号 | 1 | 危機管理室 |
| 8 | しもすわしょうぼうだんおんがく たい 1 1 | 〃 | 信移第20110592号 | 1 | 音楽隊隊長 |
| 9 | しもすわしょうぼうだんおんがく たい 1 2 | 〃 | 信移第20110593号 | 1 | 音楽隊副隊長 |
| 10 | しもすわしょうぼうだんらっぱた い 1 1 | 〃 | 信移第20109422号 | 1 | ラッパ隊隊長 |
| 11 | しもすわしょうぼうだんらっぱた い 1 2 | 〃 | 信移第20110591号 | 1 | ラッパ隊副隊長 |
| 12 | しもすわしょうぼうだんじよせい たい 1 1 | 〃 | 信移第20109421号 | 1 | 女性隊隊長 |
| 13 | しもすわしょうぼうだんじよせい たい 1 2 | 〃 | 信移第20110590号 | 1 | 女性隊部長 |
| 14 | しもすわしょうぼうだんぼんぷ 1 | 〃 | 信移第20109399号 | 1 | 車載 |
| 15 | しもすわしょうぼうだん 1 1 | 〃 | 信移第20109400号 | 1 | 1分団長 |
| 16 | しもすわしょうぼうだん 1 2 | 〃 | 信移第20109401号 | 1 | 1分団副分団長 |
| 17 | しもすわしょうぼうだん 1 3 | 〃 | 信移第20110595号 | 1 | 1分団部長 |
| 18 | しもすわしょうぼうだん 1 4 | 〃 | 信移第20110596号 | 1 | 1分団班長 |
| 19 | しもすわしょうぼうだんぼんぷ 2 | 〃 | 信移第20109402号 | 1 | 車載 |
| 20 | しもすわしょうぼうだん 2 1 | 〃 | 信移第20109403号 | 1 | 2分団長 |
| 21 | しもすわしょうぼうだん 2 2 | 〃 | 信移第20109404号 | 1 | 2分団副分団長 |
| 22 | しもすわしょうぼうだん 2 3 | 〃 | 信移第20110597号 | 1 | 2分団部長 |
| 23 | しもすわしょうぼうだん 2 4 | 〃 | 信移第20110598号 | 1 | 2分団班長 |
| 24 | しもすわしょうぼうだんよつかど 3 | 〃 | 信移第20109405号 | 1 | 車載 |
| 25 | しもすわしょうぼうだんあかすな 3 | 〃 | 信移第20109406号 | 1 | 車載 |
| 26 | しもすわしょうぼうだんしおう 3 | 〃 | 信移第20110599号 | 1 | 車載 |
| 27 | しもすわしょうぼうだん 3 1 | 〃 | 信移第20109407号 | 1 | 3分団長 |
| 28 | しもすわしょうぼうだん 3 2 | 〃 | 信移第20109408号 | 1 | 3分団副分団長 |
| 29 | しもすわしょうぼうだん 3 3 | 〃 | 信移第20110600号 | 1 | 3分団四ッ角部長 |
| 30 | しもすわしょうぼうだん 3 4 | 〃 | 信移第20110601号 | 1 | 3分団赤砂部長 |
| 31 | しもすわしょうぼうだん 3 5 | 〃 | 信移第20110602号 | 1 | 3分団四王部長 |
| 32 | しもすわしょうぼうだん 3 6 | 〃 | 信移第20110603号 | 1 | 3分団班長 |

| | | | | | |
|----|------------------------|---|--------------|---|---------|
| 33 | しもすわしょうぼうだんぼんぶ 4 | 〃 | 信移第20109409号 | 1 | 車載 |
| 34 | しもすわしょうぼうだんせきさい 4 | 〃 | 信移第20110604号 | 1 | 車載 |
| 35 | しもすわしょうぼうだん 4 1 | 〃 | 信移第20109410号 | 1 | 4分団長 |
| 36 | しもすわしょうぼうだん 4 2 | 〃 | 信移第20109411号 | 1 | 4分団副分団長 |
| 37 | しもすわしょうぼうだん 4 3 | 〃 | 信移第20110605号 | 1 | 4分団部長 |
| 38 | しもすわしょうぼうだん 4 4 | 〃 | 信移第20110606号 | 1 | 4分団班長 |
| 39 | しもすわしょうぼうだんぼんぶ 5 | 〃 | 信移第20109412号 | 1 | 車載 |
| 40 | しもすわしょうぼうだん 5 1 | 〃 | 信移第20109413号 | 1 | 5分団長 |
| 41 | しもすわしょうぼうだん 5 2 | 〃 | 信移第20109414号 | 1 | 5分団副分団長 |
| 42 | しもすわしょうぼうだん 5 3 | 〃 | 信移第20110581号 | 1 | 5分団部長 |
| 43 | しもすわしょうぼうだん 5 4 | 〃 | 信移第20110582号 | 1 | 5分団班長 |
| 44 | しもすわしょうぼうだんぼんぶ 6 | 〃 | 信移第20109415号 | 1 | 車載 |
| 45 | しもすわしょうぼうだんせきさい 6 | 〃 | 信移第20110583号 | 1 | 車載 |
| 46 | しもすわしょうぼうだん 6 1 | 〃 | 信移第20109416号 | 1 | 6分団長 |
| 47 | しもすわしょうぼうだん 6 2 | 〃 | 信移第20109417号 | 1 | 6分団副分団長 |
| 48 | しもすわしょうぼうだん 6 3 | 〃 | 信移第20110584号 | 1 | 6分団部長 |
| 49 | しもすわしょうぼうだん 6 4 | 〃 | 信移第20110585号 | 1 | 6分団班長 |
| 50 | しもすわしょうぼうだんぼんぶ 7 | 〃 | 信移第20109418号 | 1 | 車載 |
| 51 | しもすわしょうぼうだんやしろ 7 | 〃 | 信移第20110586号 | 1 | 車載 |
| 52 | しもすわしょうぼうだんほしがお か 7 | 〃 | 信移第20110587号 | 1 | 車載 |
| 53 | しもすわしょうぼうだん 7 1 | 〃 | 信移第20109419号 | 1 | 7分団長 |
| 54 | しもすわしょうぼうだん 7 2 | 〃 | 信移第20109420号 | 1 | 7分団副分団長 |
| 55 | しもすわしょうぼうだん 7 3 | 〃 | 信移第20110588号 | 1 | 7分団部長 |
| 56 | しもすわしょうぼうだん 7 4 | 〃 | 信移第20110589号 | 1 | 7分団班長 |

○ 町有車両一覧

| No. | 車種 | 車両番号 | 担当課等 | No. | 車種 | 車両番号 | 担当課等 |
|-----|---------------|------------|-------|-------|--------------|------------|--------|
| 1 | マイクロバス | 諏訪200さ53 | 総務課 | 36 | キャリアダンプ | 諏訪480あ4034 | 建設水道課 |
| 2 | トヨタ カルディナ | 諏訪500さ8971 | | 37 | ハイゼット | 諏訪483え1132 | |
| 3 | トヨタ レジアス | 諏訪430さ4883 | | 38 | ライトエースバン | 諏訪480す4132 | |
| 4 | プリウス | 諏訪330さ8880 | | 39 | マツダ スクラムバン | 諏訪480い4661 | |
| 5 | エスティマハイブリッド | 諏訪330せ7914 | | 40 | クリッパー | 諏訪483い4132 | |
| 6 | ハイエース | 諏訪300さ8556 | | 41 | カローラフィールダー | 諏訪530ぬ1104 | |
| 7 | フィットハイブリッド | 諏訪500せ3225 | | 42 | トヨタ タウンエース | 諏訪400さ4526 | |
| 8 | ダイハツ 軽トラ | 諏訪480い2857 | | 43 | キャリアダンプ | 諏訪480あ1150 | |
| 9 | エクストレイル | 諏訪800さ989 | | 44 | デイズルークス | 諏訪580き9958 | |
| 10 | プリウス | 諏訪300せ575 | | 45 | ホンダ シャトル | 諏訪500そ6646 | |
| 11 | プリウスα | 諏訪300せ3898 | | 46 | カローラ | 諏訪500さ8970 | 産業振興課 |
| 12 | アルファード | 諏訪330つ1132 | | 47 | 日野 レンジャー | 諏訪100さ136 | |
| 13 | スペーシア | 諏訪583ふ125 | | 48 | アトラス | 諏訪400さ1513 | |
| 14 | アクア | 諏訪530の630 | | 49 | ミニキャブバン | 諏訪480あ9053 | |
| 15 | エブリィバン | 諏訪483い1810 | | 50 | 三菱 アイミーブ | 諏訪580う7448 | |
| 16 | スペーシア | 諏訪580け1880 | | 51 | デリカ | 諏訪300せ4792 | 保健福祉課 |
| 17 | 日野 メルファ | 諏訪200ち1 | | 52 | ダイハツ ミラ | 諏訪580あ6186 | |
| 18 | 日産 ノートE-POWER | 諏訪500た2120 | | 53 | ホンダ バモス | 諏訪580あ9491 | |
| 19 | ダイハツ 軽トラ | 諏訪480う4685 | | 54 | スズキ エブリィ | 諏訪480あ3970 | |
| 20 | ハイゼットカーゴ | 諏訪480う5431 | | 55 | スズキ アルト | 諏訪583あ2945 | |
| 21 | デイズ | 諏訪580け7620 | | 56 | タント | 諏訪580え4625 | |
| 22 | デイズルークス | 諏訪580か9130 | 税務課 | 57 | トヨタ ヴォクシー | 諏訪500さ7830 | 住民環境課 |
| 23 | スズキ キャリー | 諏訪490い1 | 58 | ミニキャブ | 諏訪800あ126 | | |
| 24 | クリッパー | 諏訪480い8635 | 59 | ハイエース | 諏訪800さ628 | | |
| 25 | 三菱 キャンター | 諏訪400さ937 | 建設水道課 | 60 | アトラス(トラック) | 諏訪400さ2987 | 教育こども課 |
| 26 | アクティートラック | 諏訪480あ3794 | | 61 | スズキ アルト | 諏訪583い1178 | |
| 27 | いすゞ エルフ | 諏訪400さ926 | | 62 | 三菱バス | 諏訪200は15 | |
| 28 | 日産 アトラス | 諏訪100さ324 | | 63 | 三菱 ミニキャブ | 諏訪480あ5652 | |
| 29 | トヨタ サクシードバン | 諏訪800さ291 | | 64 | マツダ スクラムトラック | 諏訪480い6600 | |
| 30 | プリウス | 諏訪300さ1815 | | 65 | タウンエース | 諏訪400さ4234 | |
| 31 | スズキ キャリー | 諏訪480あ3793 | | 66 | | | |
| 32 | エブリィバン | 諏訪483あ1126 | | 67 | | | |
| 33 | ミニキャブトラック | 諏訪483あ4126 | | 68 | | | |
| 34 | 三菱 ミニキャブバン | 諏訪483い1132 | | 69 | | | |
| 35 | ミニキャブバン | 諏訪483あ1132 | | 70 | | | |

○ 物資輸送拠点

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|--------|--------------------|---------|
| 下諏訪体育館 | 下諏訪町 4611-11(西鷹野町) | 27-1455 |

○ 災害対策用ヘリポート

| 名 称 | 所 在 地 | 施設規模 | 地面 | 広さ(幅×長さ) m |
|--------------------|-------------------|------|----------------|---------------|
| 下諏訪町陸上競技場 | 下諏訪町 4679-1(清水町) | 小型 | 緑地 | 140×50 |
| いずみ湖グラウンド | 下諏訪町 8777-1(字泉水入) | 中型 | 土 | 100×100 |
| 赤砂崎公園 防災ヘリポート広場 | 下諏訪町 10944(字赤砂) | 大型 | 緑地及び コンクリート | 73×94 |

〔下諏訪町の概況及び災害履歴〕

○ 地目面積

(平成28年1月1日現在)

| 区分 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 原野 | 湖沼 | その他 | 計 |
|--------|------|------|------|-------|------|------|-------|-------|
| 面積(k㎡) | 0.65 | 0.99 | 2.86 | 35.43 | 7.69 | 2.84 | 16.41 | 66.87 |

(資料：税務課資産税係担当)

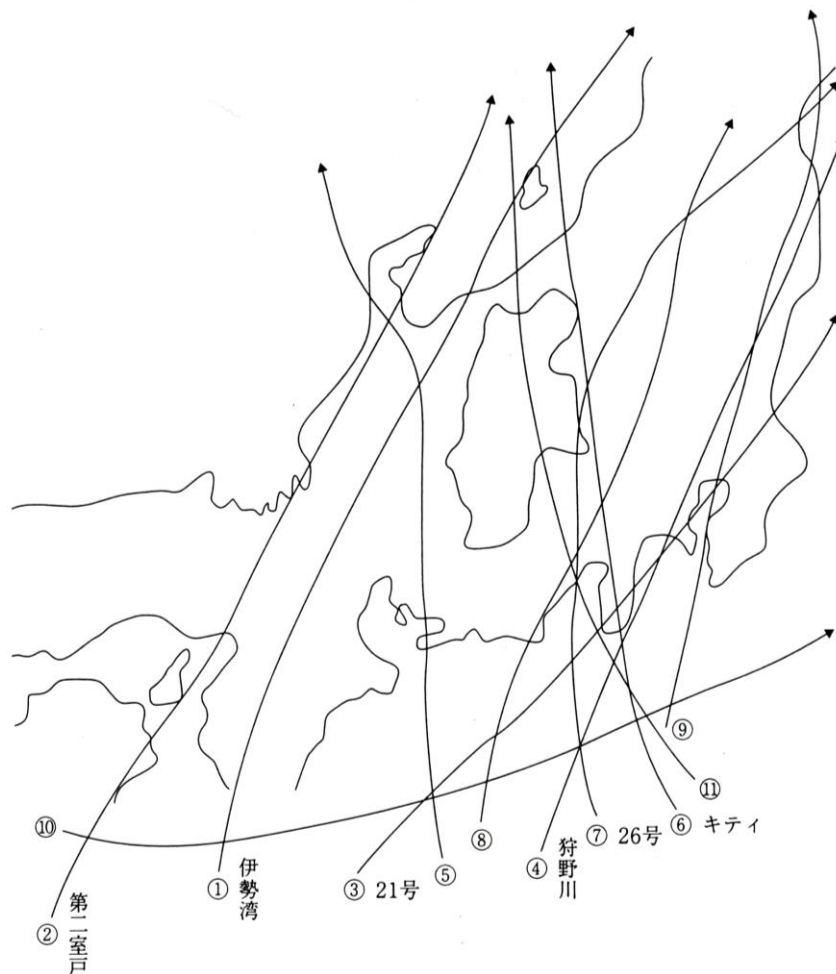
○ 人口・世帯数の推移

(毎年10月1日現在)

| 年別 | 世帯数 | 人 口 | | |
|-------|-------|--------|--------|--------|
| | | 総 数 | 男 性 | 女 性 |
| 平成10年 | 8,714 | 23,960 | 11,579 | 12,381 |
| 平成11年 | 8,838 | 23,956 | 11,624 | 12,332 |
| 平成12年 | 8,637 | 23,930 | 11,579 | 12,351 |
| 平成13年 | 8,732 | 23,785 | 11,470 | 12,315 |
| 平成14年 | 8,706 | 23,558 | 11,368 | 12,190 |
| 平成15年 | 8,658 | 23,283 | 11,244 | 12,039 |
| 平成16年 | 8,696 | 23,088 | 11,117 | 11,971 |
| 平成17年 | 8,662 | 22,863 | 11,053 | 11,810 |
| 平成18年 | 8,605 | 22,465 | 10,861 | 11,604 |
| 平成19年 | 8,659 | 22,314 | 10,785 | 11,529 |

| | | | | |
|-------|-------|--------|--------|--------|
| 平成20年 | 8,597 | 22,125 | 10,697 | 11,428 |
| 平成21年 | 8,500 | 21,774 | 10,507 | 11,267 |
| 平成22年 | 8,361 | 21,532 | 10,395 | 11,137 |
| 平成23年 | 8,388 | 21,356 | 10,299 | 11,057 |
| 平成24年 | 8,394 | 21,217 | 10,252 | 10,965 |
| 平成25年 | 8,335 | 20,918 | 10,125 | 10,793 |
| 平成26年 | 8,347 | 20,698 | 10,042 | 10,656 |
| 平成27年 | 7,922 | 20,236 | 9,860 | 10,475 |
| 平成28年 | 7,933 | 20,061 | 9,646 | 10,415 |
| 平成29年 | 7,957 | 19,857 | 9,574 | 10,283 |
| 平成30年 | 7,928 | 19,626 | 9,468 | 10,158 |
| 令和元年 | 7,842 | 19,224 | 9,266 | 9,958 |
| 令和2年 | 7,794 | 18,926 | 9,098 | 9,828 |

○ 長野県に接近し被害を及ぼした台風の進路



| | | | |
|---|-----------------|---|-----------------|
| ① | 昭和 34 年伊勢湾台風 | ⑦ | 昭和 41 年台風第 26 号 |
| ② | 昭和 36 年第 2 室戸台風 | ⑧ | 昭和 57 年台風第 18 号 |
| ③ | 昭和 33 年台風第 21 号 | ⑨ | 昭和 56 年台風第 15 号 |
| ④ | 昭和 33 年狩野川台風 | ⑩ | 昭和 58 年台風第 10 号 |
| ⑤ | 昭和 57 年台風第 10 号 | ⑪ | 昭和 34 台風第 7 号 |
| ⑥ | 昭和 24 年キティ台風 | | |

○ 過去の災害記録

1 風水害

| 年 月 日 | 災 害 名 | 被 災 状 況 | 被 害 場 所 | 原 因 |
|--------------|---------------|--|--------------------|---------------|
| 昭和 56. 6. 27 | 梅雨前線による集中豪雨 | 土砂及び雑木が高さ 30m 幅 10m にわたり崩落、福沢川及び町道渋の湯線に堆積し、越水及び通行不能 | 福沢川一の橋上流 100m の左山腹 | 豪雨 |
| 昭和 56. 7. 13 | 集中豪雨 | 十四瀬川氾濫（越水）により床下浸水 20 戸 赤砂・東山田線の交通規制 | 十四瀬川下流の西赤砂一帯 | 同上 |
| 昭和 57. 8. 1 | 台風 10 号 | 豪雨による諏訪湖周辺の浸水 | 高木～赤砂にかけて湖周の低地浸水 | 豪雨による諏訪湖の水位上昇 |
| 昭和 57. 9. 12 | 台風 18 号 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 昭和 58. 9. 28 | 台風 10 号 | 同上（床上浸水 15） （床下浸水 57） | 同上 | 同上 |
| 平成 18. 7. 19 | 平成 18 年 7 月豪雨 | 豪雨による町内小河川、承知川氾濫及び諏訪湖周辺の浸水 （半壊 3） （床上浸水 168） （床下浸水 174） | 町内全域 | 梅雨前線停滞による集中豪雨 |

2 地震災害

| 発震 年・月・日・時・分 | 規模 M | 深さ km | 震央距離 km | 震源域・地震名 |
|------------------------------------|------|-------|---------|--------------------------|
| 1944 (S19) 年 12 月 7 日 13 時 35 分 | 8.0 | 極浅 | 220 | 熊野灘・東南海地震 参考震度 VI：上諏訪 |
| 1984 (S59) 年 9 月 14 日 08 時 48 分 | 6.8 | 2 | 40 | 長野県西部・長野県西部地震 |

〔文化財〕

○ 指定文化財一覧

1 国指定文化財

| No. | 種 別 | 指 定 年月日 | 名 称 | 員数 | 所 有 者 (管理者) | 所在地ほか |
|-------|------------------|-------------|-------------|----|----------------|---------------|
| 1 | 重要文化財 (考古資料) | S 9. 1. 30 | 売神祝ノ印 | 1 | 諏訪大社下社 | 下諏訪町3580(上久保) |
| 2 | 天然記念物 | S35. 6. 10 | 八島ヶ原高層湿原 | 1 | 国有地 | 下諏訪町東俣 |
| 3 | 重要文化財 (建 造 物) | S58. 12. 26 | 諏訪大社下社 | | | |
| | | | 春宮幣拝殿 | 1 | 諏訪大社下社 | 下諏訪町193-1(大門) |
| | | | 春宮左右片拝殿 | 2 | | |
| | | | 秋宮幣拝殿 | 1 | | 下諏訪町3580(上久保) |
| | | | 秋宮左右片拝殿 | 2 | | |
| 秋宮神楽殿 | 1 | | | | | |
| 4 | 史 跡 | H27. 3. 10 | 星ヶ塔黒曜石原産地遺跡 | 1 | 国有地 | 下諏訪町東俣 |

2 県指定文化財

| No. | 種 別 | 指 定 年月日 | 名 称 | 員数 | 所 有 者 (管理者) | 所在地ほか |
|-----|-------------|------------|-----------|----|-----------------------------|------------------------------|
| 1 | 史 跡 | S40. 2. 25 | 青塚古墳 | 1 | 諏訪大社下社 | 下諏訪町3340(横町木の下) |
| 2 | 有形民俗文化財 | S43. 3. 21 | 諏訪湖のまるた舟 | 2 | 下諏訪町 | 下諏訪町10616-111(西高木) |
| 3 | 県宝(工芸品) | S45. 4. 13 | 慈雲寺梵鐘 | 1 | 白華山慈雲寺 | 下諏訪町606(東町中) |
| 4 | 無形民俗 文化財 | S 6. 8. 15 | 諏訪大社の御柱祭り | | 諏訪大社式年造営御柱大 祭保存会 (諏訪大社内) | 岡谷市、諏訪市、茅野市、下 諏訪町、富士見町、原村 |

3 町指定文化財

| No. | 種 別 | 指 定 年月日 | 名 称 | 員数 | 所 有 者 (管理者) | 所在地ほか |
|-----|-------|-------------|-----------------|----|----------------|--------------------------|
| 1 | 彫 刻 | S44. 12. 4 | 石造弥勒菩薩座像 | 1 | 第3区区長 | 下諏訪町上久保 土田墓地 |
| 2 | 史 跡 | S45. 9. 16 | 西餅屋茶屋跡 | 1 | 武居清志ほか3 | 下諏訪町3089(西餅屋) |
| 3 | 史 跡 | S45. 9. 16 | 樋橋茶屋本陣跡 | 1 | 小松良人 | 下諏訪町3005-1(樋橋) |
| 4 | 彫 刻 | S45. 11. 17 | 日根野織部正高吉 供養塔 | 1 | 白華山慈雲寺 | 下諏訪町606(東町中) |
| 5 | 彫 刻 | S45. 11. 17 | 天竜道人の墓 | 1 | 第3区区長 | 下諏訪町5596(上久保) |
| 6 | 史 跡 | S46. 3. 5 | 浪人塚 | 1 | 樋橋 | 下諏訪町3036- α (砥沢口) |
| 7 | 建 造 物 | S46. 6. 10 | 慈雲寺山門 | 1 | 白華山慈雲寺 | 下諏訪町606(東町中) |
| 8 | 建 造 物 | S46. 6. 10 | 熊野神社本殿 | 1 | 第7区区長 | 下諏訪町社7505(東山田) |
| 9 | 史 跡 | S47. 1. 20 | 中山道一里塚(五十四里) | 1 | 下諏訪町 | 下諏訪町2272-2(町屋敷) |
| 10 | 天然記念物 | S47. 2. 23 | 天桂松 | 1 | 白華山慈雲寺 | 下諏訪町606(東町中) |
| 11 | 史 跡 | S47. 2. 23 | 下諏訪宿本陣遺構 | 1 | 岩波尚宏 | 下諏訪町3492-1(横町木の下) |
| 12 | 無形文化財 | S47. 10. 26 | 騎馬行列の所作 | | | |

| | | | | | | |
|----|----------------|-------------|-------------------------|-----|------------------------|--------------------|
| | | | 第1区下の原騎馬 | | 第1区区長 | 下諏訪町第1区 |
| 13 | | | 第3区友之町騎馬 | | 第3区区長 | 下諏訪町第3区 |
| 14 | 史跡 | S48. 3. 27 | 犬射馬場四至ノ標石 | 4 | 下諏訪町ほか3 | 下諏訪町上馬場、菅野町 |
| 15 | 建造物 | S48. 6. 26 | 下社春宮下馬橋 | 1 | 諏訪大社下社 | 下諏訪町県道諏訪大社春宮線 |
| 16 | 天然記念物 | S48. 6. 26 | 諏訪大社下社社叢 | | | |
| | | | 春宮社叢 | 1 | 諏訪大社下社 | 下諏訪町193(大門) |
| 17 | | | 秋宮社叢 | 1 | | |
| 18 | 彫刻 | S49. 6. 24 | 金銅薬師如来立像 | 1 | 敬愛社 | 下諏訪町572-2(東町中) |
| 19 | 史跡 | S49. 6. 24 | 魁塚(相楽塚) | 1 | 下諏訪町 | 下諏訪町5363(魁町) |
| 20 | 史跡 | S49. 6. 24 | ジジ穴・ババ穴古墳 | 2 | 下諏訪町 | 下諏訪町628・618(東町中) |
| 21 | 彫刻 | S50. 5. 22 | 石造十王像 | 1 | 第1区 | 下諏訪町455(大門) 明新館 |
| 22 | 天然記念物 | S50. 5. 22 | 武居桜 | 1 | 武居町内会長 | 下諏訪町5915-1(武居南) |
| 23 | 典籍 | S50. 11. 26 | 五点具足阿字軸 | 1 | 宮坂俊二 | 下諏訪町3852(小湯の上) |
| 24 | 彫刻 | S50. 11. 26 | 阿弥陀如来立像 | 1 | 白華山慈雲寺 | 下諏訪町606(東町中) |
| 25 | 彫刻 | S50. 11. 26 | 薬師如来像 | 1 | 小湯の上念仏講 | 下諏訪町3841(小湯の上) 公会所 |
| 26 | 彫刻 | S50. 11. 26 | 鍍焼地藏尊 | 1 | 来迎寺 | 下諏訪町3454(横町木の下) |
| 27 | 工芸品 | S51. 3. 12 | 瀬戸飴釉瓶子 | 1 | 長崎光久 | 下諏訪町9140(北高木) |
| 28 | 建造物 | S51. 9. 29 | 東山田行屋 | 1 | 東講社 | 下諏訪町社7503(東山田) |
| 29 | 建造物 | S54. 7. 30 | 鍍焼地藏堂 | 1 | 来迎寺 | 下諏訪町3454(横町木の下) |
| 30 | 史跡 | H14. 12. 26 | 尾掛松 | 1 | 津島神社 | 下諏訪町8971(南高木) |
| 31 | 天然記念物 | H14. 12. 26 | 高木のしだれ桜 | 1 | 第5区 | 下諏訪町9441(北高木) |
| 32 | 天然記念物 | S56. 1. 26 | 専女の櫓 | 1 | 諏訪大社下社 | 下諏訪町5794(上久保) |
| 33 | 建造物 | S57. 3. 26 | 島木赤彦住居 (柿蔭山房・赤松・クルミ) | 1 | 下諏訪町 | 下諏訪町9180(北高木) |
| 34 | 彫刻 | S57. 3. 26 | 万治の石仏 (みたらしの石仏) | 1 | 国有地 | 下諏訪町東山田 |
| 35 | 工芸品 (民俗文化財) | S61. 7. 23 | 湯立の釜 | 1 | 第7区区長 | 下諏訪町東山田 |
| 36 | 書跡 | S63. 7. 27 | 延宝元年下原村検地野帳 | 2 | 第1区区長 | 下諏訪町東町中 |
| 37 | 書跡 | S63. 7. 27 | 寛文五年高木村宗門改帳 | 1 | 松倉国雄 | 下諏訪町9183(東高木) |
| 38 | 彫刻 | H 2. 2. 21 | 木造弘法大師坐像 | 1 | 岩波 巖 | 下諏訪町258(緑町) |
| 39 | 彫刻 | H 2. 2. 21 | 木造金山大権現立像 | 1 | 岩波 巖 | 下諏訪町258(緑町) |
| 40 | 彫刻 | H 2. 2. 21 | 木造役の行者像 | 1 | 第10区区長 | 下諏訪町6262-1(東豊) |
| 41 | 彫刻 | H 2. 2. 21 | 木造虚空蔵菩薩坐像 | 1 | 小松秀夫 | 下諏訪町3461(横町木の下) |
| 42 | 彫刻 (民俗文化財) | H10. 5. 8 | 武居薬師十二神将 | 1 | 武居町内会長 | 下諏訪町5916-1(武居南) |
| 43 | 歴史資料 | H14. 12. 26 | 島木赤彦の遺墨と 関係資料 | 10 | 下諏訪町 | 下諏訪町10616-111(西高木) |
| 44 | 考古資料 | H14. 12. 26 | 土田遺跡朱彩壺型土器 | 1 | 下諏訪町 | 下諏訪町10616-111(西高木) |
| 45 | 歴史資料 | H14. 12. 26 | 相楽絵三関係資料 | 33 | 下諏訪町 | 下諏訪町10616-111(西高木) |
| 46 | 歴史資料 | H14. 12. 26 | 中村勝五郎日記 | 4 | 中村 博美 | 下諏訪町10616-111(西高木) |
| 47 | 歴史資料 | H14. 12. 26 | 立木種清建築資料 | 426 | 下諏訪町(208) 立木 直(218) | 下諏訪町10616-111(西高木) |
| 48 | 古文書 | H14. 12. 26 | 元禄二年 | 2 | 第7区 | 下諏訪町社6671-1(東山田) |
| | | | 東山田村宛山論裁許状 | | | |

| | | | | | | | | |
|----|-----------------|-----------|--------------|----|----------------|--------------------|------|---------------|
| 49 | 建造物 | H14.12.26 | 慈雲寺本堂(棟札2枚) | 1 | 白華山慈雲寺 | 下諏訪町606(東町中) | | |
| 50 | 工芸品 | H14.12.26 | 秋宮経塚出土品 | | | | 諏訪大社 | 下諏訪町3580(上久保) |
| | | | 舟形水差 | 1 | | | | |
| | | | 和鏡 | 2 | | | | |
| | | | 花形鏡 | 1 | | | | |
| | | | 黄瀬戸香炉 | 1 | | | | |
| | | | 灰釉の壺と黄金 | 46 | | | | |
| 51 | 工芸品 | H14.12.26 | 諏訪大社下社宝物 | | | | 諏訪大社 | 下諏訪町3580(上久保) |
| | | | 和鏡 | 1 | | | | |
| | | | 舟形鏡と鍵 | 1 | | | | |
| | | | 鎌 | 1 | | | | |
| 52 | 書跡 典籍 古文書 | H14.12.26 | 諏訪大社下社文書 | | | | 諏訪大社 | 下諏訪町3580(上久保) |
| | | | 右大將家下文 | 1 | | | | |
| | | | 小笠原長基寄進状 | 1 | | | | |
| | | | 小笠原持長社領安堵状 | 1 | | | | |
| | | | 江戸幕府朱印状 | 1 | | | | |
| | | | 御教書 | 1 | | | | |
| 53 | 古文書 | H23.1.15 | 下社 副祝職宛行状 | 1 | 下諏訪町 | 下諏訪町10616-111(西高木) | | |
| 54 | 無形文化財 | H24.10.1 | 諏訪大社下社の御柱木遣り | 1 | 下諏訪町木遣り保存会 | 下諏訪町 | | |
| 55 | 建造物 | H30.12.19 | 津島神社本殿 | 1 | 高木津島神社 氏子総代 | 下諏訪町9305(東高木) | | |

4 登録有形文化財

| No. | 種別 | 指定年月日 | 名称 | 員数 | 所有者(管理者) | 所在地ほか |
|-----|--------------|----------|------------|----|----------|----------------|
| 1 | 登録有形文化財(建造物) | H25.6.21 | 旧伏見屋邸店舗兼主屋 | 1 | 下諏訪町 | 下諏訪町521-1(東町下) |
| 2 | 登録有形文化財(建造物) | H25.6.21 | 旧伏見屋南土蔵 | 1 | 下諏訪町 | 下諏訪町521-1(東町下) |
| 3 | 登録有形文化財(建造物) | H25.6.21 | 旧伏見屋北土蔵 | 1 | 下諏訪町 | 下諏訪町521-1(東町下) |

5 登録有形民俗文化財

| No. | 種別 | 指定年月日 | 名称 | 員数 | 所有者(管理者) | 所在地ほか |
|-----|-----------|----------|-----------------|-----|----------|--------------------|
| 1 | 登録有形民俗文化財 | H21.3.11 | 諏訪湖の漁撈用具及び舟大工用具 | 904 | 下諏訪町 | 下諏訪町10616-111(西高木) |

〔条 例〕

○ 下諏訪町防災会議条例

(昭和39年6月23日 町条例第24号)

沿革 昭和56年6月19日第19号 平成12年3月24日第11号
平成14年12月20日第29号 平成21年3月23日第4号
平成24年9月24日第48号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、下諏訪町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 下諏訪町の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 長野県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 長野県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

(定数)

第4条 前条第5項第1号から第4号まで、第7号及び第8号に規定する者をもって充てる委員の定数は、30人以内とする。

(任期)

第5条 第3条第5項第7号及び第8号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第6条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門の委員を置くことができる。

2 専門委員は、別に町長が任命する。

3 前項の専門委員は、必要に応じて、防災会議に出席し、意見を述べることができる。

4 第2項の専門委員は、当該専門の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 防災会議の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年下諏訪町条例第3号)により支給する。

(補則)

第8条 この条例で定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、昭和39年7月1日施行する。

附則（昭和56年6月19日）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成12年3月24日）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成14年12月20日）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附則（平成21年3月23日）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成24年9月24日）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（第1条の規定による下諏訪町防災会議条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の下諏訪町防災会議条例第3条第5項第8号の規定に基づき任命された下諏訪町防災会議の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の下諏訪町防災会議条例第3条第5項第8号の規定により任命された下諏訪町防災会議の委員とみなす。

○ 下諏訪町防災会議委員

| No. | 役職 | 職 名 |
|--|----|------------------------------|
| 1 | 会長 | 下諏訪町長 |
| 1号 指定地方行政機関の職員 | | |
| 2 | 委員 | 国土交通省関東地方整備局長野国道事務所岡谷維持修繕出張所 |
| 3 | 委員 | 陸上自衛隊第12旅団第13普通科連隊第1中隊長 |
| 2号 長野県知事の部内の職員 | | |
| 4 | 委員 | 諏訪地方事務所長 |
| 5 | 委員 | 諏訪保健福祉事務所長 |
| 6 | 委員 | 諏訪建設事務所長 |
| 3号 長野県警察の警察官 | | |
| 7 | 委員 | 諏訪警察署長 |
| 4号 諏訪広域消防本部の職員のうちから町長が指名する者 | | |
| 8 | 委員 | 諏訪広域消防本部消防長 |
| 9 | 委員 | 諏訪広域消防下諏訪消防署長 |
| 5号 町長がその部内の職員のうちから指名する者 | | |
| 10 | 委員 | 下諏訪町副町長 |
| 6号 教育長 | | |
| 11 | 委員 | 下諏訪町教育長 |
| 7号 消防団長 | | |
| 12 | 委員 | 下諏訪町消防団長 |
| 8号 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員または職員 | | |
| 13 | 委員 | 東日本旅客鉄道(株)下諏訪駅長 |
| 14 | 委員 | N T T東日本長野支店設備部災害対策室長 |
| 15 | 委員 | 日本郵便(株)下諏訪郵便局長 |
| 16 | 委員 | 中部電力(株)諏訪営業所長 |
| 17 | 委員 | 諏訪瓦斯(株)岡谷下諏訪営業所長 |
| 18 | 委員 | エルシーブイ(株)代表取締役 |
| 19 | 委員 | アルピコ交通(株)諏訪支店長 |
| 20 | 委員 | 有隣会幹事(下諏訪医師会) |
| 21 | 委員 | 長野県建設業協会諏訪支部下諏訪分会分会長 |
| 22 | 委員 | 長野LP協会諏訪支部長 |
| 9号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が指名する者 | | |
| 23 | 委員 | J Rバス関東(株)中央道統括支店諏訪営業所長 |
| 24 | 委員 | 区長会長 |
| 25 | 委員 | 下諏訪町社会福祉協議会長 |
| 26 | 委員 | 下諏訪町民生児童福祉委員協議会長 |
| 27 | 委員 | 下諏訪町赤十字奉仕団委員長 |
| 28 | 委員 | 下諏訪町消防防災協力員本部長 |
| 29 | 委員 | 下諏訪町連合婦人会長 |

| | | |
|----|----|-----------------|
| 30 | 委員 | 下諏訪町保健補導委員会連合会長 |
| 31 | 委員 | 下諏訪町消防団女性消防隊長 |
| 32 | 委員 | 防災ネットワークしもすわ会長 |

○ 下諏訪町災害対策本部条例

(昭和39年6月23日町条例第25号)
沿革 平成8年6月18日第12号
平成24年9月24日第48号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、下諏訪町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する、災害対策本部員がこれに当たる。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に規定するもののほか必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附則

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

附則（平成8年6月18日）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成24年9月24日）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 下諏訪町地震災害警戒本部条例

(平成15年3月25日 町条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第18条第4項の規定に基づき、下諏訪町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 長野県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(2) 長野県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 教育長

(5) 消防団長

(6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(7) その他町長が必要と認め任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから、町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(補則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 下諏訪町水防協議会条例

(昭和56年3月20日 町条例第5号)

沿革 平成11年3月24日第4号 平成12年3月24日第10号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、下諏訪町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務をいう。

- (1) 水防計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 地域に係る災害は発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 水防に関係のある団体の代表者及び学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き水防管理者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理するほか、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、その指名する委員が職務を代行する。

(職員)

第6条 協議会に幹事を置き、会長が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受け庶務に従事する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、消防課に置く。

(報酬及び費用弁償)

第9条 協議会の委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年町条例第3号)により支給する。

(補則)

第10条 この条例で定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成12年3月24日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

〔協 定 書〕

○ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、諏訪広域圏内に属する岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村のそれぞれの市町村（以下「構成六市町村」という。）において、災害が発生し、被災地独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができないなどにより応援を必要とする場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、六市町村間においての応援措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 構成六市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 被災者の救助並びに医療機関及び防疫施設の応急復旧等に必要な資器材又は物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の応援
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請がある事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員数
- (4) 応援の場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急応援)

第5条 構成六市町村は、事態が緊急を要するときは、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援市町村の職員等は、被災市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った各市町村の負担とする。

(資料等の交換)

第8条 構成六市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料若しくは情報を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第9条 構成六市町村は、相互応援の円滑化を図るため、連絡会議を置くことができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、構成六市町村がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が相互に協議して別に定めるものとする。

第11条 この協定は、平成7年8月22日から効力を発生するものとする。

この協定締結の証として本書7通を作成し、諏訪地域広域市町村圏事務組合長及び諏訪地域市町村長が記名押印のうえおのおの1通を保有する。

平成7年8月22日

| | |
|----------------|---|
| 諏訪地域広域市町村圏事務組合 | |
| 組合長 | 印 |
| 岡谷市長 | 印 |
| 諏訪市長 | 印 |
| 茅野市長 | 印 |
| 下諏訪町長 | 印 |
| 富士見町長 | 印 |
| 原村長 | 印 |

諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定第10条第2項の規定による協議書

「災害時の医療救護活動に関する協定書」第14条の損害補償については、次のとおり定める。

(損害補償)

一、 医療救護活動従事中に医療救護班に属する者が被害を受けたときは、被災市町村の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に準じて補償を行うものとする。

一、 医療施設等において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、被災市町村が負担する。

(第三者に対する損害補償)

一、 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、被災市町村とその医療救護活動を行った医師会が所属する市町村が、協議のうえ定めるものとする。

平成8年3月26日

| | |
|----------------|---|
| 諏訪地域広域市町村圏事務組合 | |
| 組合長 | 印 |
| 岡谷市長 | 印 |
| 諏訪市長 | 印 |
| 茅野市長 | 印 |
| 下諏訪町長 | 印 |
| 富士見町長 | 印 |
| 原村長 | 印 |

○ 災害時における相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、愛知県南知多町長（以下「甲」という。）と、長野県下諏訪町長（以下「乙」という。）との協議により、南知多町又は下諏訪町において災害が発生し、被災者の救護等の応急措置が被災地単独では十分に行えない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき甲又は乙が応援を求める際の対応を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合の相互連絡を円滑に行うため、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、別記様式により相手方に報告するものとする。連絡担当部局に異動があったときも同様とする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品及び医薬品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 救助、応急復旧等に必要な職員等の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次の事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、電信その他利用可能な通信手段により要請し、その後速やかに文書による手続きをとるものとする。

- (1) 被害の発生状況と今後想定される事態
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名、数量、梱包の単位等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援の場所、現場までの経路及び現場附近の状況
- (5) 応援を必要とする期間及び必要とされる装備品
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主応援)

第5条 甲及び乙は、災害発生時において、通信の途絶等により被災地状況等の情報が入手できないとき、又は事態が緊急を要するときは、速やかに被災地状況等について自主的に情報の収集及び提供を行い、前条の要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援を行うことができる。

(指揮権)

第6条 応援を行うために派遣された職員等（以下「応援職員等」という。）は、被災地の町長の指揮下に入り行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、法令その他の特別の定めがある場合を除き、要請町の負担とする。

- 2 応援職員等が、その活動により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、法令その他の特別の定めがある場合を除き、応援を要請された町の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(資料等の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑かつ効果的に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料又は情報を相互に交換するものとする。

(被災者の受入れ)

第9条 甲及び乙は、被災者の受入れについて必要な措置を行うものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定の実施及び運用に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

2 平成7年10月19日締結の災害時における相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成26年4月1日

(甲) 南知多町長

印

(乙) 下諏訪町長

印

○ 長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 消防応援 消防隊による応援

(2) 救助応援 救助隊による応援

(3) 救急応援 救急隊による応援

(4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

- 2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。
- 4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。
- 3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生時の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 消防活動に要した消火剤
- オ 燃料及び給食等に要する経費
- カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

(損害賠償)

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第4章 協議

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

2 栄村にあつては、当分の間、必要に応じて応援するものとする。

附則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附則

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附則

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附則

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

別表

| 区分 | 市町村等 |
|------|------------------------------------|
| 北信地域 | 長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合 |
| 東信地域 | 上田地域広域連合 佐久広域連合 |
| 中信地域 | 松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合 |
| 南信地域 | 諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合 |

○ 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

- 第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。
- 2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。
 - 4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。
 - 5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。
 - 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
 - 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

- 第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。
- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
 - 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。
 - 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

- 第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

- 第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

- 第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。
- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

- 第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

| ブロック名 | 代表市町村 | 構成市町村 |
|-------|-------|---|
| 佐久 | 佐久市 | 小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町 |
| 上小 | 上田市 | 上田市・東御市・長和町・青木村 |
| 諏訪 | 岡谷市 | 岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村 |
| 上伊那 | 伊那市 | 伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村 |
| 飯伊 | 飯田市 | 飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村 |
| 木曾 | 木曾町 | 木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村 |
| 松本 | 松本市 | 松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村 |
| 大北 | 大町市 | 大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村 |
| 長野 | 長野市 | 長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村 |
| 北信 | 中野市 | 中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村 |

(別記2)

| 被災ブロック | 応援するブロック |
|--------|------------|
| 佐 久 | 上 小 |
| 上 小 | 佐 久 |
| 諏 訪 | 上伊那 木 曾 |
| 上伊那 | 諏 訪 飯 伊 |
| 飯 伊 | 上伊那 木 曾 |
| 木 曾 | 飯 伊 諏 訪 |
| 松 本 | 長 野 |
| 大 北 | 北 信 |
| 長 野 | 松 本 |
| 北 信 | 大 北 |

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

○ 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したとき

は、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

(1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表

(2) 備蓄物資、資機材一覧表

(3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

○ 災害時の医療救護活動に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と諏訪郡医師会（以下「乙」という。）は災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、下諏訪町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、救護所等を含む災害現場に派遣するものとする。

（医療救護班の他市町村への派遣等）

第3条 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派遣することができる。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第4条 乙は、第2条の規定により医療救護活動を実施するための災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出する。

（医療救護班の任務）

第5条 医療救護班は、甲が設置する避難所及び救護所等において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （2）傷病者に対する応急処置
- （3）死者の検案
- （4）前各号以外の必要な処置

（医療救護班に対する指揮命令）

第6条 甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対し、乙の長を通じて指揮命令を行うことができる。

（医療救護班の輸送）

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるように、医療救護班の輸送確保に努める。

（医療品等の供給）

第8条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（救護所の設置等）

第9条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

3 甲は、救護所において医療救護班が必要とする給食・給水及び宿舎の手配を行う。

（医療費）

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成・待機及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項第2号の定めによる実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、医療救護活動従事中に乙に属する者が災害を受けたときは、町村非常勤職員公務災害補償条例（平成5年長野県町村総合事務組合条例第4号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 第9条の規定による救護所を設置した医療施設並びに傷病者を転送した医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第13条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(他市町村派遣時における損害補償)

第14条 第3条の規定による医療救護班の他市町村派遣時における損害補償については、別に定める。

(医事紛争の処理)

第15条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な処置を講ずるものとする。

(報告)

第16条 乙は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第17条 乙は、第11条に規定する費用及び第12条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払)

第18条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し適切であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に対し支払うこととする。

(委任)

第19条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、実施細則で定める。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成8年4月1日から平成9年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1カ月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、双方その1通を保有する。

平成8年4月1日

甲 下諏訪町長 印
乙 諏訪郡医師会長 印

○ 災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成8年4月1日付けで、下諏訪町（以下「甲」という。）と諏訪郡医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定める。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は協定書第2条及び第3条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動後、各医療班ごとの「医療救護活動報告書」（様式第1号）、「医療報告書」（様式第2号）、「助産報告書」（様式第3号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第4号）により速やかに甲に報告する。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により速やかに報告する。

（医療施設等損傷報告書）

第3条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、「医療施設及び設備損傷報告書」（様式第6号）により速やかに報告する。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第11条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第5条 協定書第17条に規定する費用等の請求は、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第7号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第8号）及び「医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書」（様式第9号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前2条に規定する費用弁償及び費用等関係書類を確認のうえ、速やかに乙に支払うものとする。

平成8年4月1日

甲 下諏訪町長 印
乙 諏訪郡医師会長 印

別表

| | | |
|---------|--------------------------|--|
| 日当 | 医 師 保健師 助産師 看護師 | 災害援助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。 |
| 旅費 | 医 師 保健師 助産師 看護師 | 下諏訪町職員等の旅費に関する条例（昭和49年町条例第3号）の例による。 この場合において医師は町長、助役、収入役等の規定を、保健婦、助産婦及び看護婦は一般職の職員の規定を適用する。 |
| 時間外勤務手当 | 医 師 保健師 助産師 看護師 | 下諏訪町一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年町条例第45号）を準用する。 この場合において、同条例第38条の勤務一時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。 |

様式 略

○ 災害時における応急措置に関する協定

下諏訪町長新村益雄（以下「甲」という。）と長野県建設業協会諏訪支部下諏訪分会分会長伊藤智文（以下「乙」という。）は災害時における応急措置に万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、下諏訪町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき下諏訪町の地域において災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、甲が行う公共施設の応急措置及び建物等障害物の除去（以下「応急措置等」という。）の実施について乙が行う協力に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は災害が発生し、下諏訪町単独では十分な応急措置が実施できない場合において乙に応急措置等の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく協力のために要した費用は、甲乙協議の上決定する額を甲が負担する。

（損害補償）

第5条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により応急措置等に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、下諏訪町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年町条例第35号）の規定に準じて補償するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定に基づき応急措置等が完了したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- （1）応急措置等に従事した人員、名簿及び従事した期間
- （2）応急措置等に使用した機器類の種別、台数及び使用期間
- （3）その他必要な事項

（費用等の請求）

第7条 乙は、第4条の規定する費用及び第5条に規定する補償（「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払）

第8条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はその協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成10年6月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成10年6月1日

| | | |
|---|--------------------------|---|
| 甲 | 下諏訪町長 | 印 |
| 乙 | 長野県建設業協会諏訪支部下諏訪分会 分会長 | 印 |

○ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

下諏訪町（以下「甲」という。）と諏訪湖農業協同組合（以下「乙」という。）は、下諏訪町地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（法令の遵守）

第11条 この協力の施行にあたっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）その他関係法令を遵守するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議

のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有する。

平成11年3月26日

甲 下諏訪町長 印
乙 諏訪湖農業協同組合 印
代表理事組合長

別表

| | |
|--------------|--|
| 最優先供給品目 | <ul style="list-style-type: none"> ★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・調理パン・食パン） ★牛乳（LLその他） ★果物（バナナ等） ★レトルト食品（ごはん・おかず類） ★米 |
| 状況に応じて供給する品目 | <ul style="list-style-type: none"> ・缶詰（イージーオープン） ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ・簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料用ポリタンク ・カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤・石けん ・紙おむつ ・生理用品 ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴 ・下着、靴下 ・タオル ・蚊取り線香（夏） ・使い捨てカイロ（冬） |

(1) ★印（最優先供給品目）は、災害直後の最優先で調達、供給すべき品目。

(2) 「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者ニーズの変化等の状況に応じて調達、供給する。

(3) 品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

○ 災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書

下諏訪町（以下「甲」という。）と医療法人（社団）南信勤労者医療協会諏訪共立病院（以下「乙」という。）とは、災害用備蓄医薬品及び医療器材（以下「医薬品」という。）の保管業務に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、平成8年4月1日付けで甲と諏訪郡医師会が締結した災害時の医療救護活動に関する協定第8条の規定により、甲が備蓄する医薬品の保管業務並びにこれらに付帯する事務（以下「委託業務」という。）を乙に委託するものとする。

（医薬品の種類・数量）

第2条 甲が乙に委託する医薬品の種類・数量は、別紙のとおりとする。

（医薬品の管理）

第3条 乙は、委託業務を実施するにあたり、乙の医療行為の中で使用期限に配慮し、常に適正な管理に努めるものとする。

（委託料）

第4条 医薬品の保管に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（医薬品の引き渡し）

第5条 乙は、甲から要請があったときは、いかなる場合においても医薬品を引き渡すものとする。
2 前項の規定に基づき、乙が甲に引き渡した医薬品を補充するために要する費用は、甲が負担するものとする。

（法令等の遵守）

第6条 乙は、委託業務の実施にあたり、薬事法（昭和35年法律第145号）その他関係法令等を遵守し、事故のないよう努めなければならない。

（履行状況の報告等）

第7条 甲は、乙のこの契約の履行に関して必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、また実施に調査することができる。

（協議）

第8条 この契約について定めのない事項又は契約事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（契約の有効期間等）

第9条 この契約は、平成13年4月1日から平成14年3月31日まで適用するものとする。ただし、この契約の有効期間満了1箇月前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間延長するものとし、以後同様とする。

この契約の証として本書4通を作成し、甲乙立会人記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成13年4月1日

| | | |
|-----|------------------------------|---|
| 甲 | 下諏訪町長 | 印 |
| 乙 | 医療法人（社団）南信勤労者医療協会 諏訪共立病院長 | 印 |
| 立会人 | 諏訪郡医師会長 | 印 |
| 立会人 | 下諏訪町医師会代表 | 印 |

(別紙)

諏訪共立病院災害用備蓄医薬品

| 商品名 | 新備蓄数 | 小分類 | 細分類 |
|------------------------------------|------|----------------------|------------------|
| 5%ブドウ糖注(テルモ糖注), 500ml, 20袋 | 180 | 糖類剤 | ブドウ糖製剤 |
| 5%ブドウ糖注(テルモ糖注), 500ml, 20袋 | | 糖類剤 | ブドウ糖製剤 |
| 50%ブドウ糖注(グルノン50%-PL), 20ml, 50A | 180 | 糖類剤 | ブドウ糖製剤 |
| 50%ブドウ糖注(グルノン50%-PL), 20ml, 50A | | 糖類剤 | ブドウ糖製剤 |
| 生理食塩液(フィンザルツ-PLスタンダブル), 100ml, 10b | 180 | 血液代用剤 | 生理食塩液類 |
| 生理食塩液(フィンザルツ-PLスタンダブル), 100ml, 10b | | 血液代用剤 | 生理食塩液類 |
| 生理食塩液(テルモ生食), 500ml, 20袋, (エア-有)▼ | 180 | 血液代用剤 | 生理食塩液類 |
| 生理食塩液(テルモ生食), 500ml, 20袋, (エア-有)▼ | | 血液代用剤 | 生理食塩液類 |
| 生理食塩液(カーミパックL), 1300ml, 5袋, | 180 | 血液代用剤 | 生理食塩液類 |
| 生理食塩液(カーミパックL), 1300ml, 5袋, | | 血液代用剤 | 生理食塩液類 |
| 生理食塩液(カーミパックL), 1300ml, 5袋, | | 血液代用剤 | 生理食塩液類 |
| ソルデム1, 500ml, 20袋 | 180 | 血液代用剤 | 塩化ナトリウム・ブドウ糖剤 |
| ソルデム1, 500ml, 20袋 | | 血液代用剤 | 塩化ナトリウム・ブドウ糖剤 |
| ソルデム3A, 500ml, 20袋 | 180 | 血液代用剤 | 乳酸ナトリウム・無機塩類・糖類剤 |
| ソルデム3A, 500ml, 20袋 | | 血液代用剤 | 乳酸ナトリウム・無機塩類・糖類剤 |
| ソルデム3A, 500ml, 20袋 | | 血液代用剤 | 乳酸ナトリウム・無機塩類・糖類剤 |
| ソルデム3A, 500ml, 20袋 | | 血液代用剤 | 乳酸ナトリウム・無機塩類・糖類剤 |
| グリセレブ, 200ml, 30袋 | 45 | その他の循環器官用薬 | 配合剤 |
| メイロン, 7%, 250ml, 10袋▼ | 90 | 解毒剤 | その他 |
| メイロン, 7%, 250ml, 10袋▼ | | 解毒剤 | その他 |
| 大塚食塩注10%, 20ml, 50A | 30 | 血液代用剤 | 生理食塩液類 |
| カルチコール注射液8.5%5mL, 50A● | 50 | カルシウム剤 | グルコン酸カルシウム製剤 |
| カルチコール注射液8.5%5mL, 10A● | 10 | カルシウム剤 | グルコン酸カルシウム製剤 |
| 注射用ビクシリン, 1g, 10v | 60 | 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの | ペニシリン系抗生物質製剤 |
| 注射用ビクシリン, 1g, 10v | | 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの | ペニシリン系抗生物質製剤 |
| ラセナゾリン注射用1g, 10v | 60 | 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの | セフェム系抗生物質製剤 |
| ラセナゾリン注射用1g, 10v | | 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの | セフェム系抗生物質製剤 |
| ミドシン注射液600mg, 10A 変更 | 60 | 主としてグラム陽性菌に作用するもの | リンコマイシン系抗生物質製剤 |
| アミカシン硫酸鉛注射液200mg, 10A●変更 | 60 | 主としてグラム陰性菌に作用するもの | アミノ糖系抗生物質製剤 |
| ポピラール液, 10%, 250ml | 9000 | 外皮用殺菌消毒剤 | ヨウ素化合物 |
| ポピラール液, 10%, 250ml | | 外皮用殺菌消毒剤 | ヨウ素化合物 |
| 消毒用エタノール, 500ml(減容器) | 9000 | 外皮用殺菌消毒剤 | アルコール製剤 |
| クレゾール石ケン液, 500ml(ポリ)● | 9000 | 外皮用殺菌消毒剤 | 石鹼類製剤 |
| クレゾール石ケン液, 500ml(ポリ)● | | 外皮用殺菌消毒剤 | 石鹼類製剤 |
| 0.05W/V%マスキ水, 500ml | 9000 | 外皮用殺菌消毒剤 | その他 |
| MS冷シップ「タカミツ」, 100g, 100p | 9000 | 鎮痛, 鎮痒, 収斂, 消炎剤 | パップ剤 |
| ソフラチュール, 10.8mg, 10×10cm, 10枚▼ | 180 | 化膿性疾患用剤 | 外用抗生物質製剤 |
| ソフラチュール, 10.8mg, 10×10cm, 10枚▼ | | 化膿性疾患用剤 | 外用抗生物質製剤 |
| アーツェー注25mg, 5ml, 50A● | 30 | 止血剤 | カルバゾクロム系製剤 |
| トランサミン注5%, 5ml, 50A▼ | 120 | 止血剤 | 抗プラスミン剤 |
| トランサミン注5%, 5ml, 50A▼ | | 止血剤 | 抗プラスミン剤 |
| トランサミン注5%, 5ml, 10A▼ | | 止血剤 | 抗プラスミン剤 |
| ブスコパン注射液, 2%, 1ml, 50A(10A無いカ)▼ | 120 | 鎮けい剤 | アトロピン系製剤 |

| | | | |
|-----------------------------------|-----|----------------------|------------------------|
| ブスコパン注射液, 2%, 1ml, 10A▼ | | 鎮けい剤 | アトロピン系製剤 |
| ポララミン注5mg, 1ml, 10A● | 60 | 抗ヒスタミン剤 | その他 |
| ポララミン注5mg, 1ml, 10A● | | 抗ヒスタミン剤 | その他 |
| グリファージェンC, 20ml, 50A | 60 | 肝臓疾患用剤 | グリチルリチン・グリシン・システイン剤 |
| 塩酸モルヒネ注射液10mg「三共」, 1ml, 10A | 30 | あへんアルカロイド系麻薬 | モルヒネ系製剤 |
| ソセゴン注射液15mg, 1ml, 10A▼ | 30 | 解熱鎮痛消炎剤 | その他 |
| ソセゴン注射液15mg, 1ml, 10A▼ | | 解熱鎮痛消炎剤 | その他 |
| レペタン注0. 2mg, 1ml, 10A▼ | 30 | 解熱鎮痛消炎剤 | その他 |
| ボスミン注, 0. 1%, 1ml, 20A▼ | 300 | 副腎ホルモン剤 | エピネフリン製剤 |
| ボスミン注, 0. 1%, 1ml, 20A▼ | | 副腎ホルモン剤 | エピネフリン製剤 |
| ボスミン注, 0. 1%, 1ml, 20A▼ | | 副腎ホルモン剤 | エピネフリン製剤 |
| ボスミン注, 0. 1%, 1ml, 20A▼ | | 副腎ホルモン剤 | エピネフリン製剤 |
| ボスミン注, 0. 1%, 1ml, 20A▼ | | 副腎ホルモン剤 | エピネフリン製剤 |
| ノルアドリナリン, 0. 1%, 1ml, 10A▼ | 12 | 副腎ホルモン剤 | エピネフリン製剤 |
| ジゴシン注, 0. 025%, 1ml, 10A▼ | 30 | 強心剤 | ジギタリス製剤 |
| ジゴシン注, 0. 025%, 1ml, 10A▼ | | 強心剤 | ジギタリス製剤 |
| ニトロール錠, 5mg, H, 100t● | 150 | 血管拡張剤 | 冠血管拡張剤 |
| リスモダンP注, 50mg, 5ml, 10A● | 60 | 不整脈用剤 | その他 |
| アミサリン注, 200mg, 2ml, 10A● | 60 | 不整脈用剤 | プロカインアミド系製剤 |
| インデラル注射液2mg, 2ml, 10A | 60 | 不整脈用剤 | β-遮断剤 |
| 静注用キシロカイン2%, 5ml, 10A● | 60 | 局所麻酔剤 | キシリジン系製剤 |
| 静注用キシロカイン2%, 5ml, 10A● | | 局所麻酔剤 | キシリジン系製剤 |
| 静注用キシロカイン2%, 5ml, 10A● | | 局所麻酔剤 | キシリジン系製剤 |
| ネオフィリン注, 250mg, 10ml, 30A | 60 | 強心剤 | カフェイン系製剤 |
| ネオフィリン注, 250mg, 10ml, 30A | | 強心剤 | カフェイン系製剤 |
| メプチン吸入液ユニット0. 3ml, 56本 | 120 | 気管支拡張剤 | その他 |
| クレイトン注射液, 100mg, 2ml, 10A▼ | 60 | 副腎ホルモン剤 | コルチゾン系製剤 |
| 注射用ソル・メルコート125(溶解液付), 5v▼ | 12 | 副腎ホルモン剤 | プレドニゾン系製剤 |
| 注射用ソル・メルコート125(溶解液付), 5v▼ | | 副腎ホルモン剤 | プレドニゾン系製剤 |
| 注射用ソル・メルコート500(溶解液付), 5v● | 60 | 副腎ホルモン剤 | プレドニゾン系製剤 |
| ヘパリンナトリウム注「シミズ」, 1000u, 10ml, 10A | 900 | 血液凝固阻止剤 | ヘパリン製剤 |
| ヘパリンナトリウム注「シミズ」, 1000u, 10ml, 10A | | 血液凝固阻止剤 | ヘパリン製剤 |
| 硫酸アトロピン注0. 5g「タナベ」, 1ml, 10A● | 60 | 鎮けい剤 | アトロピン系製剤 |
| 硫酸アトロピン注0. 5g「タナベ」, 1ml, 10A● | | 鎮けい剤 | アトロピン系製剤 |
| ラシックス注20mg, 2ml, 50A | 150 | 利尿剤 | その他 |
| テタガムP, 250I. U. , 1ml, 1A● | 30 | 血液製剤類 | 血漿分画製剤 |
| ミスロール注, 50mg, 100ml, 10v▼ | 30 | 血管拡張剤 | 冠血管拡張剤 |
| ミスロール注, 50mg, 100ml, 10v▼ | | 血管拡張剤 | 冠血管拡張剤 |
| ウロキナーゼ注「フジ」60, 000, 10v● | 40 | 酵素製剤 | ウロキナーゼ製剤 |
| ノボリン30R注100, 100u/ml, 10ml▼ | 30 | その他のホルモン剤(抗ホルモン剤を含む) | すい臓ホルモン剤 |
| ノボリンR注100, 100u/ml, 10ml▼ | 30 | その他のホルモン剤(抗ホルモン剤を含む) | すい臓ホルモン剤 |
| ホリゾン注射液10mg, 2ml, 10A● | 60 | 催眠鎮静剤. 抗不安剤 | ベンゾジアゼピン系製剤 |
| ホリゾン注射液10mg, 2ml, 10A● | | 催眠鎮静剤. 抗不安剤 | ベンゾジアゼピン系製剤 |
| アレビアチン注250mg, 5ml, 10A● | 30 | 抗てんかん剤 | ヒダントイン系製剤 |
| アレビアチン注250mg, 5ml, 10A● | | 抗てんかん剤 | ヒダントイン系製剤 |
| 10%フェノバル, 1ml, 10A● | 30 | 催眠鎮静剤. 抗不安剤 | バルビツール酸系及びチオバルビツール酸系製剤 |
| アクトパミン注射液, 100mg, 5ml, 10A | 75 | 強心剤 | その他 |
| レタメックス, 100mg, 5ml, 10A | 75 | 強心剤 | その他 |
| トーワチーム顆粒, 1g, 800p▼ | 270 | 総合感冒剤 | 鎮咳・抗ヒスタミン・解熱配合剤 |
| センノサイド錠「サワイ」, 12mg, H, 1000t | 180 | 下剤, 浣腸剤 | 植物性製剤 |

| | | | |
|------------------------------|------|---------------------------|--------------------|
| ラクソセリン液, 0.75%, 10ml, 10本● | 600 | 下剤, 浣腸剤 | その他 |
| ラクソセリン液, 0.75%, 10ml, 10本● | | 下剤, 浣腸剤 | その他 |
| グリセリン浣腸「ムネ」30, 20本▼ | 45 | 下剤, 浣腸剤 | グリセリン製剤 |
| グリセリン浣腸「ムネ」30, 20本▼ | | 下剤, 浣腸剤 | グリセリン製剤 |
| グリセリン浣腸「ムネ」60, 10本▼ | 45 | 下剤, 浣腸剤 | グリセリン製剤 |
| グリセリン浣腸「ムネ」60, 10本▼ | | 下剤, 浣腸剤 | グリセリン製剤 |
| ネルボン錠5mg, H, 100t | 90 | 催眠鎮静剤, 抗不安剤 | ベンゾジアゼピン系製剤 |
| セレナミン錠2mg, H, 1000t▼ | 180 | 催眠鎮静剤, 抗不安剤 | ベンゾジアゼピン系製剤 |
| ラニタック錠150, H, 100t▼ | 180 | 消化性潰瘍用剤 | H2遮断剤 |
| ノエル細粒40%, B, 100g | 135 | 消化性潰瘍用剤 | その他 |
| つくしA・M散, 1.3g, 84p(109.2g) | 270 | 健胃消化剤 | 消化酵素・制酸・生薬・被覆剤 |
| シフロキノン錠100mg, H, 100t▼ | 270 | 合成抗菌剤 | ピリドンカルボン酸系製剤 |
| トミロン錠50, H, 100t | 270 | 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの | セフェム系抗生物質製剤 |
| トミロン錠50, H, 100t | | 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの | セフェム系抗生物質製剤 |
| エリスロシン錠200mg, H, 100t● | 540 | 主としてグラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの | エリスロマイシン製剤 |
| ドルセファンドライシロップ200, B, 100g● | 270 | 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの | セフェム系抗生物質製剤 |
| 歯科用(口腔用)アフタゾロン, 3g, 10本▼ | 270 | その他の消化器官用薬 | その他 |
| 歯科用(口腔用)アフタゾロン, 3g, 10本▼ | | その他の消化器官用薬 | その他 |
| イソジンガーグル, 7%, 30ml, 50本▼ | 1350 | 含嗽剤 | その他 |
| エコリシン点眼液, 5ml, 10本● | 450 | 眼科用剤 | 配合剤 |
| アズラビン点眼液0.002%, 5ml, 50本● 変更 | 100 | 眼科用剤 | その他 |
| デキサンG軟膏0.12%, 5g, 50本● 変更 | 500 | 鎮痛, 鎮痒, 収斂, 消炎剤 | 抗生物質及び副腎皮質ホルモン混合製剤 |
| 強力レスタミンコーチゾンコーワ軟膏, 10g, 10本▼ | 900 | 鎮痛, 鎮痒, 収斂, 消炎剤 | その他の配合剤 |
| 強力レスタミンコーチゾンコーワ軟膏, 10g, 10本▼ | | | |
| シフロキノン錠100mg, H, 100t | 300 | 合成抗菌剤 | ピリドンカルボン酸系製剤 |

○ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と岡谷下諏訪歯科医師会（以下「乙」という。）は災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、下諏訪町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、防災計画に基づき、救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し救護所等を含む災害現場に派遣するものとする。

（救護班の他市町村への派遣）

第3条 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派遣することができる。

（災害歯科医療救護計画の策定等）

第4条 乙は、第2条の規定により救護活動を実施するための災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、災害歯科医療救護計画を変更した時は、速やかに変更後の災害歯科医療救護計画を甲に提出する。

（救護班の任務）

第5条 救護班は、甲が設置する避難所及び救護所等において救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）歯科傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （2）歯科傷病者に対する応急処置
- （3）死体の確認及び検案
- （4）前各号に定めるほか必要な処置

（救護班に対する指揮命令）

第6条 甲は、救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する救護班に対し、乙の定める長を通じて指揮命令を行うことができる。

（救護班の輸送）

第7条 甲は、乙が行う救護活動が円滑に実施できるように、救護班の輸送確保に努める。

（医療品等の供給）

第8条 災害時の救護活動のため、乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（救護所の設置等）

第9条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に、乙の協力を得て救護所を設置する。

3 甲は、救護所において救護班が必要とする給食及び給水並びに宿舎の手配を行う。

（医療費）

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

第11条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成、待機及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項第2号の定めによる実費弁償の額については、甲、乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、救護活動従事中に、乙に属する者が災害を受けたときは、町村非常勤職員公務災害補償条例(平成5年長野県町村総合事務組合条例第4号)の規定に準じて補償を行うものとする。

2 第9条の規定により救護所を設置した医療施設並びに歯科傷病者を転送した歯科医療機関において、救護活動により生じた施設及び設備の破損については、甲が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第13条 救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲、乙協議の上決定するものとする。

(他市町村派遣時における損害補償)

第14条 第3条の規定により救護班の他市町村派遣時における損害補償については、当事者が協議の上決定するものとする。

(医事紛争の処理)

第15条 救護活動に起因する医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため必要な処置を講ずるものとする。

(報告)

第16条 乙は、救護活動終了後速やかに、救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第17条 乙は、第11条に規定する費用及び第12条に規定する補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払い)

第18条 甲は、前条の規定により費用等の請求があった時は、その内容を審理し適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(委任)

第19条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、実施細則で定める。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については甲、乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了一カ月前までに、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲、乙両者記名押印の上、双方1通を保有する。

平成15年3月31日

甲 下諏訪町長 印
乙 岡谷下諏訪歯科医師会長 印

○ 災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則

平成15年3月31日付けで下諏訪町（以下「甲」という。）と岡谷下諏訪歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動後、各歯科医療班ごとの「歯科医療救護活動報告書」（様式第1号）「歯科医療報告書」（様式第2号）及び「医療品等使用報告書」（様式第3号）により甲に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第4号）により甲に報告するものとする。（歯科医療施設等損傷報告書）

第3条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療施設及び設備を損傷したときは、「歯科医療施設及び設備損傷報告書」（様式第5号）により甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第11条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第5条 協定書第17条に規定する費用等の請求は、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第6号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第7号）及び「歯科医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書」（様式第8号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前2条に規定する費用弁償及び費用等については、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対し支払うものとする。

平成15年3月31日

甲 下諏訪町長 印
乙 岡谷下諏訪歯科医師会 印

別表

| | | |
|-------------|----------------------|---|
| 日当 | 歯科医師 歯科衛生士 看護師 | 災害援助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。 なお、歯科衛生士は看護師の規定を適用する。 |
| 旅費 | 歯科医師 歯科衛生士 看護師 | 下諏訪町職員等の旅費に関する条例（昭和49年下諏訪町条例第3号）の例による。 この場合において歯科医師は町長・助役・収入役等の規定を、歯科衛生士及び看護師は一般職の規定を適用する。 |
| 時間外 勤務手当 | 歯科医師 歯科衛生士 看護師 | 下諏訪町一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年下諏訪町条例第45号）を準用する。 この場合において、同条例第38条の勤務1時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。 |

様式 略

○ 下諏訪町とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定

下諏訪町（以下「甲」という）とエルシーブイ株式会社（以下「乙」という）は、災害緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は「下諏訪町地域防災計画」に定める災害に関し、緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって地域住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

（1）「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、若しくは爆発その他の状態をいう。

（2）「災害緊急放送」とは、前述の目的を達成する為、甲の要請あるいは乙の独自の判断に基づき乙がコミュニティチャンネルで行う臨時の放送をいう。

（運用）

第3条 災害緊急放送の運用にあたっては、次の各号に定める手順により放送するものとする。

（1）乙は甲から要請があった場合、あるいは乙が独自に必要と認めた場合、コミュニティチャンネルにおいて優先的にこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時放送を行う。また、災害対策本部が設置された場合は、乙は速やかに災害緊急放送ができる体制を整え、甲は情報提供の窓口を設けるものとする。

（2）災害緊急放送の内容及び形態、放送時刻は乙の自主判断に基づき行うものとする。

（費用の負担）

第4条 放送に係わる費用負担は以下のとおりとする。

（1）災害緊急放送システム維持及び放送に係わる費用は、乙の負担とする。

（協定期間）

第5条 この協定の効力は次のとおりとする。

（1）協定締結の日から平成19年10月22日までとする。

（2）協定期間満了日の1ヵ月前までに、甲または乙から異議申立てのない場合、協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年10月23日

甲 下諏訪町長 青木 悟

乙 エルシーブイ株式会社
代表取締役社長 務基 和正

LCV放送センター行 FAX:0266-53-9999

災害情報通信 F A X

| | | |
|---------|--------------------------|-----------|
| 送 信 日 時 | 平成 年 月 日 () | 時 分 発表 |
| 送 信 元 | 市 町 村 | |
| | 発 信 担 当 | |

| | |
|--|--|
| 件 名 | |
| <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> | |

◇ 以下LCV記入欄

| | |
|-------------|--|
| 部長確認 | |
|-------------|--|

→ 7部コピー →

| |
|---------------------|
| 部長・D・テロップ・MC・FM・L字へ |
|---------------------|

○ 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び濁水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌あく調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するため、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規定により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

第5条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事からの会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会から必要な応援活動を受けるものとする。

(1) 災害の被害状況

(2) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等）

(3) 前号の集合日時及び集合場所

(応援活動)

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急仮復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧作業

(3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前項各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(連絡担当部局等)

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

(応急給水作業)

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応急給水用浄水機)

第9条 応急給水の用に供するため、長野県から協議会に運搬可能な浄水機（以下「受託浄水機」という。）の運用及び管理を委託されたとき、これを受託するものとする。

2 受託浄水機は、東信、北信、中信、南信の各応援地区に配置し、特定した会員にそれぞれ運用及び管理を委託する。

3 受託浄水機の運用及び管理に要する経費は、県等から交付、支弁、又は補助される等の額を除き、原則として協議会で負担する。

(応急復旧作業)

第10条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

(応急復旧資材の供出)

第11条 各会員は、会長から機械器具応援復旧資材の供出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

(応援職員の派遣)

第12条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規定により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは、必要な給水用具、作業用工具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。

ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第13条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第14条 各会員は、連絡担当部局並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

(会員以外の市町村等への応援等)

第15条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例に

より応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

（防災連絡会議の設置）

第16条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めにより難いと認める事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

様式 略

○ 災害時における水道施設の応急措置に関する協定

下諏訪町（以下「甲」という）と下諏訪町水道組合（以下「乙」という）は、下諏訪町の地域において災害が発生及び発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という）に応急対策の必要が生じた場合、迅速かつ円滑な対応をするため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て行う応急措置について必要な事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は防災計画に基づき、応急措置を実施する必要があるときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）必要とする人員
- （3）必要とする資材及び機材の種類並びに数量
- （4）必要とする活動場所、活動内容及び期間
- （5）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から応急措置の要請を受けたときは、迅速に対応するものとする。

2 甲は、乙の応急措置を円滑に行うために図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（組織体制）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は組織体制、連絡体制を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のため要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の積算単価は、実勢単価とする。

（第三者に対する損害賠償）

第6条 乙が、この協定に基づく応急措置の従事中に第三者に損害を与えた場合は、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（労働者災害補償保険の加入）

第7条 乙の協力派遣員は、作業及び労務の性格上労働者災害補償保険に加入しなければならない。

（報告）

第8条 乙は、第3条の規定に基づき、応急措置に従事したときは、次の各号に掲げる事項を文章をもって甲に報告するものとする。

- （1）応急措置に従事した人員名簿
- （2）応急措置に使用した機械類の種別及び台数
- （3）応急措置に従事した人員のそれぞれの作業従事時間
- （4）応急措置に使用した機械類の使用時間
- （5）その他必要な事項

（経費等の請求）

第9条 乙は、第5条に規定する経費及び第6条に規定する補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲の定めるところによるものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、前条の規定により経費等の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(応急対策等の訓練)

第11条 乙は、災害時における応急対策等を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて甲の行う訓練に参加するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この要諦の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成19年2月20日

甲 下諏訪町長

乙 下諏訪町水道組合
組合長

覚 書

平成19年2月20日災害時における水道施設の応急措置に関する協定の締結にあたり下諏訪町(以下「甲」という)と下諏訪町水道組合(以下「乙」という)として下記事項について覚書を取り交わす。

記

- 1 災害時における水道施設の応急措置に関する協定第5条の経費の負担は厚生労働省の請負工事積算を原則として使用する。
- 2 協力派遣員の名簿に変更が生じた時は町へ速やかに報告する。
- 3 本協定書の施行日は平成19年4月1日とする。

この覚書を確認するため、本書2通を作成し双方記名押印のうえ各1通を保持する。

平成19年2月28日

甲 住所 諏訪郡下諏訪町4613番地8
氏名 下諏訪町長 青木 悟

乙 住所 諏訪郡下諏訪町200番地
下諏訪町水道組合
組合長 高砂 一弘

○ 緊急時における岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村の水道応急連結管に関する協定書

緊急時における岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村（以下「6市町村」という。）相互の応急給水の推進を目的として、隣接する市町村間に設置する応急連結管（以下「連結管」という。）に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等緊急時において、相互に給水するために設置する連結管に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（相互協力）

第2条 6市町村は、連結管を設置し円滑に運用するため、互いに協力するものとする。

（連結管の設置場所等）

第3条 連結管の設置については、協定の趣旨に基づき接続可能な市町村から実施するものとし、接続時期、接続場所、工事の施工、維持管理、費用負担、財産区分及び運用等必要な事項は、連結管を接続する市町村で別に協議する。

（応急給水の要請等）

第4条 応急給水の要請及び回答は、次のとおりとする。

（1）連結管による応急給水の要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でできるものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

（2）応急給水の要請に対する回答は、要請に準じて行うものとする。

（応急給水の実施）

第5条 応急給水は、原則として相互の職員立会のもと開始するものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定は、締結の日から効力を生じ、いずれかの当事者が文書による破棄の通告をしない限り、効力を存続する。

（疑義等）

第7条 この協定に定めのない事項又は協定の解釈について疑義を生じたときは、連結管を接続する市町村で協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、6市町村それぞれが押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成19年8月24日

岡谷市長 林 新一郎

諏訪市長 山田 勝文

茅野市長 柳平 千代一

下諏訪町長 青木 悟

富士見町長 矢嶋 民雄

原村長 清水 澄

○ 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会諏訪支部（以下「乙」という。）は、下諏訪町内において震災、風水害その他の原因による災害が発生し、または発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力し、迅速かつ円滑に災害対応を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域における災害時に、甲の地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲の指定する避難施設に対して、乙が応急危険度判定を実施して住民のより安全を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）応急危険度判定の実施内容
- （3）その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障またはやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。

2 乙は、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後8時間以内に甲が指定した避難施設の応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長を要請することができる。

（事前計画）

第4条 甲は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、判定する避難施設をあらかじめ定め、乙に文書で報告するものとする。

2 甲は、判定する避難施設を変更したときは、その内容を速やかに乙に報告するものとする。

3 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めて、甲に文書で報告するものとする。

4 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応急危険度判定に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事中に知り得た災害情報を、速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、応急危険度判定に従事する場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- （1）応急危険度判定結果
- （2）従事した人員及び名簿
- （3）その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は、甲乙協議の上決定する額を甲が負担するものとする。

(災害補償)

第7条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、応急措置の業務に従事した者（以下、応急措置従事者という。）の内、この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、下諏訪町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年下諏訪町例第35号）に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。

(経費等の請求)

第8条 乙は、第6条に規定する経費及び前条に規定する災害補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費等の支払)

第9条 甲は、前条の規定により経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めるときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれから本協定の改廃について申し出がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当って疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年11月25日

甲 下諏訪町長 青木 悟

乙 社団法人長野県建築士会 諏訪支部
支部長 太田 清人

○ 地域気象情報配信サービスに関する覚書

下諏訪町長（以下「甲」といいます。）と財団法人中部電気保安協会（以下「乙」といいます。）とは甲、乙間において平成18年4月1日付けをもって締結した自家用電気工作物の保安管理業務委託契約（以下「原契約」といいます。）に付帯して、乙が行う地域気象情報配信サービスについて、次のとおり覚書を締結いたします。

（地域気象情報サービスの内容）

第1条 乙は、乙が株式会社中電シーティーアイ（以下「CTI」といいます。）との契約に基づき閲覧の権利を得た地域気象情報の閲覧サービスならびに雷情報サービス（以下「本サービス」といいます。）を甲の希望により甲に提供します。

（サービスの申込み）

第2条 甲は、本サービスの提供を受けようとするときは、あらかじめ「地域気象情報配信サービス申込書」に必要事項を記入し、乙に提出するものとします。

（費用の負担）

第3条 乙は、甲に対し本サービスを無償で提供します。ただし本サービスにかかる通信費用は、甲の負担とします。

（機密の保持）

第4条 甲は、本サービスで使用するID、パスワードを第三者に公表しないものとします。

（問い合わせ等）

第5条 甲は、地域気象情報の内容に関して問い合わせ等が生じた場合は、CTIに対して行うものとし、乙に対しては一切行わないものとします。

（地域気象情報の活用の限定）

第6条 甲は、地域気象情報は甲の電気設備の使用制限、事前処置のために利用し、それ以外の目的には利用しないものとします。

（損害の免責）

第7条 甲は、本サービスの提供に基因して生じた一切の損害を乙に対して請求しないものとします。

（契約の解除）

第8条 この覚書の期間満了前に、甲および乙いずれかの都合により覚書を解除するときは、書面によりその旨を通知するものとします。

2 原契約が解約または消滅した場合は、第8条および前項の規定にかかわらず本覚書もただちに解約または消滅するものとします。

（有効期限）

第9条 この覚書の有効期間は、平成18年7月14日から平成19年3月31日までとします。

ただし、期間満了の1か月前までに、乙より翌年度の本サービスの提供について、行なわない旨の通知がない場合は、この覚書は同一条件をもって延長するものとし、以降この例によるものとします。

この覚書締結の証として本書を2通作成し、甲および乙が各1通を保有するものとします。

平成18年7月14日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町長 青木 悟

乙 長野県諏訪郡下諏訪町角石7151-4
財団法人中部電気保安協会諏訪事業所
所長 村木 紘一

○ 自家用電気工作物の保安管理業務委託契約書

下諏訪町長（以下「甲」といいます。）と財団法人中部電気保安協会（以下「乙」といいます。）とは、甲の保安規定に基づき実施する甲の自家用電気工作物（以下「電気工作物」といいます。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」といいます。）の委託について、次のとおり契約します。

（保安管理業務の委託）

第1条 甲は、第2条に掲げる甲の電気工作物の保安管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託します。

（保安管理業務の対象）

第2条 甲が委託する保安管理業務の対象となる電気工作物は次のとおりとします。

- (1) 事業場の名称
- (2) 事業場の所在地
- (3) 需要設備
 - ア、設備容量
 - イ、充電電圧
 - ウ、非常用予備発電装置
- (4) 発電所

別表 保安管理業務委託事業所一覧表のとおり

（保安管理業務の内容）

第3条 乙は、この契約及び別に定める保安管理業務の細目及び基準（以下「細目及び基準」といいます。）に定めるところにより保安管理業務を実施します。

（手数料等）

第4条 乙は、細目及び基準1項第1号①に掲げる定例の保安管理業務の手数料として、次の金額を甲から申し受けます。

別表 保安管理業務委託事業所一覧表のとおり

- (1) この手数料は、乙が保安管理業務を開始した月から適用するものとします。
 - (2) この手数料は、乙の所定時間内に実施することを原則とします。なお、甲の依頼により乙の所定時間外に実施する場合には、別に定める手数料を申し受けます。
 - (3) 手数料の内消費税及び地方消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した金額です。
- 2 乙は、細目及び基準第1項第1号②に掲げる定例外の保安管理業務の手数料として、実費に基づいて算出した金額を甲から申し受けます。
- 3 この契約が変更又は消滅した場合は、必要に応じて第1項の手数料を精算するものとします。

（手数料の支払い）

第5条 甲は、第4条の手数料を、乙の指定する日までに乙に支払うものとします。

2 前項の支払は、原則として、乙の指定する金融機関の乙の口座への入金により行うものとし、その振替日又は払込日をもって支払日とします。

（点検等の頻度）

第6条 乙が実施する保安管理業務のうち定期的に行う点検、測定及び試験の頻度は、経済産業省告示第249号第4条に定める設備条件による頻度を適用し、原則として次のとおりとします。

- (1) 定期点検Aは
 - 重要設備においては 別表一覧表のとおり
 - 発電所においては 別表一覧表のとおり

配電線路については——— 行うものとします。

(2) 工事中の点検、臨時点検は、細目及び基準に定めるところにより実施します。

2 第2条第3号の需要設備又は第4号の発電所に使用期間を定めた場合、その休止期間中は前項第1号の点検の頻度は適用しません。

なお、休止中の需要設備又は発電所を使用する前には臨時点検を実施するものとします。ただし、臨時点検は定期点検を含むものとします。

(実施日の通知等)

第7条 乙は前条の点検等の実施予定日を次の期限までに甲に通知するものとします。

(1) 定期点検Aは、原則として実施予定日の前日まで。

(2) 定期点検Bは、原則として実施予定日の2週間前まで。

2 甲は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力するものとします。ただし、やむを得ない理由がある場合は甲乙協議の上、日程を変更するものとします。

(相互の義務)

第8条 甲は、乙が実施する保安管理業務に関し乙に協力するとともに、乙の指導、助言した事項及び乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。

2 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとします。

(相互の連絡)

第9条 甲及び乙は、保安管理業務を的確に遂行するうえで必要となる事項について、細目及び基準第2項に定めるところにより相手方に連絡するものとします。

(電気保安責任者等)

第10条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を乙に連絡する連絡責任者（以下「電気保安管理者」といいます。）を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するとともに契約の履行に関して乙との連絡にあてるものとします。

この場合、甲の重要設備の設備容量が6,000kVA以上であるときは、その電気保安責任者は、電気事業法第43条第2項の選任許可基準（「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の2.

(1) ②イからホに掲げる者）又はそれと同等以上の資格を有する者とします。

2 甲は、前各項の電気保安責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるとともに、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

3 甲は、前項に変更が生じた場合は、乙に通知するものとします。

4 甲は、電気保安責任者又はその代務者を、乙の行う保管管理業務に立ち合わせるものとします。

(保安業務担当者等)

第11条 乙は、保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則第52条の2第1項第2号イ及び附則第3条に適合する保安業務従事者をあてるものとします。

2 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。

3 保安業務担当者及び前項の保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行させ保安管理業務の実施を補助させます。

4 乙は、保安業務担当者等の氏名、生年月日、免状の種類及び番号を書面により甲に通知するものとし、甲は保安業務担当者等と面接等を行い、本人確認を行うものとします。

5 乙は、保安業務担当者等の変更が生じた場合は、書面により甲に通知するものとし、甲は保安業務担当者等と面接等を行い、本人確認を行なうものとします。

(事業場内の立ち入り等)

第12条 保安管理業務を行うため甲の事業場に立ち入る時は、甲の承諾を得るものとします。

2 乙は、甲の事業場内に立ち入る際は保安業務担当者等であることの証明書を携行するとともに、甲の求めに応じて提示するものとします。

(秘密の保持及び個人情報保護)

第13条 乙は、業務上知り得た甲の情報を、甲の承諾なく他に漏らさないものとします。

- 2 甲および乙は、この契約に基づいて取得した個人情報に関し「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとします。

(損害賠償の免責)

第14条 乙は、次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとします。

- (1) この契約に基づき協議決定した事項又は乙が指導、助言した事項について、甲が実施しなかったことにより損害が生じた場合。
- (2) 甲が法令又はこの契約に違反する行為を行ったことにより損害が生じた場合。
- (3) 甲が第9条による甲から乙への連絡を怠ったことにより損害が生じた場合。
- (4) 天災地変、設備の自然劣化又は原因不明の欠陥等乙の責めとならない事由により損害が生じた場合。

(点検結果等の確認と記録の保存)

第15条 甲は、乙が実施した保安管理業務の点検結果等について、保安業務担当者等からの報告を受けるとします。

- 2 点検結果等に係る次の記録は甲乙双方において原則3年間保存することとします。

- (1) 巡視、点検、測定及び試験の記録。
ただし、試験記録のうち絶縁油に関する記録は次回試験実施まで保存するものとします。
- (2) 電気自己に関する記録。

- 3 甲は、主要電気機器の重要な補修記録は、必要期間保存するものとします。

(記録の調査及び備品等の整備)

第16条 乙は、保管管理業務の遂行上必要がある場合は、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等を調査し、必要な措置についてこうと協議するものとします。

- 2 甲は、乙の意見を聞いて甲の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理業務に必要な書類、図面及び備品等を整備保管しておくものとします。

- (1) 設計図、単線結線図、使用区域図、高圧機械器具配置図、仕様書、取扱説明書及び設備台帳。
- (2) 測定器具、工具、材料、予備品及び消耗品等。

(契約の変更等)

第17条 甲及び乙は、第19条の契約期間内であっても、双方の協議によりこの契約を更改することができるものとします。

(契約の解除及び失効)

第18条 甲は、乙がこの契約に違反し保安管理業務を適切に実施できないと認められるときは、ただちにこの契約を解除することができるものとします。

- 2 乙は、次のいずれかに該当する場合は、ただちにこの契約を解除することができるものとします。

- (1) 甲が電気業務法施行規則第52条第2項の承認を得られない場合。
- (2) 黄河手数料の支払いを遅延した場合。
- (3) 甲がこの契約に違反し保安管理業務を適切に実施できないと認められる場合。

- 3 保安管理業務の対象となる甲の自家用電気工作物が次のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。

- (1) 電気工作物が廃止された場合。
- (2) 電気事業法施行規則第52条第2項の承認が取り消された場合。
- (3) 一般用電気工作物となった場合。
- (4) 受電圧が7,000Vを越える場合。
- (5) 発電所の出力が1,000kW以上となる場合。
- (6) 構外にわたる配電路線の電圧が600Vを越える場合。
- (7) 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる場所に設置する電機工作物となった場合。

4 この契約の満了期間の前に、甲及び乙いずれかの都合により契約を解除するときは、3ヵ月前までに書面によりその旨を相手方に通知するものとします。

(契約期間)

第19条 この契約の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとします。

(協議)

第20条 この契約に定めない事項については、その都度、甲及び乙が協議し決めるものとします。

(前契約の失効)

第21条 この契約により、以前に甲乙相互間で締結した契約は効力を失うものとします。

この契約締結の証として本契約書を2通作成し、甲及び乙が各1通を保有するものとします。

平成18年4月1日

委託者（甲）

住所 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

氏名 下諏訪町長 青木 悟

受託者（乙）

住所 長野県諏訪郡下諏訪町角石7151-4

氏名 財団法人中部電気保安協会諏訪事業所

所長 村木 紘一

○ 保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、甲の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け毎週1回工事中の点検を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省令第249号第4条の規定により工事中の点検は行わないものとします。

エ. 電気事故その他電気工作物に以上が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行いません。

この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告書が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続の指導を行います。

カ. 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等を立ち合わせます。

② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣へ提出書類及び図面について、その作成及び手続の指導を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

ウ. 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気事業者又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア. 漏電火災警報器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。

イ. オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。

ウ. 移動して使用する機器及びこれに付属する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。

エ. 密閉型防爆構造の機器等、構造上の内部点検ができないもの。

オ. 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が生じるもの。

カ. 点検できない隠蔽箇所等に設置された配線及び機器等。

キ. 建設中の2階以上の高所部分、シールド室内及び工事中のトンネル内等、電気設備又は機器等の点検が困難なもの。

ク. 業務上の都合甲の理由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等。

(3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1号による点検のほか、甲が行うものとします。

2. 相互の連絡

(1) 甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

①遅滞なく連絡する事項

ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

イ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

②その他連絡する事項

ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施行する場合及び工事が完成した場合。

ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。

エ. 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。

オ. 平常時および事故その他異常時における運転操作について定める場合。

カ. 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。

キ. 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備のしよう区域を変更する場合。

ク. 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。

ケ. 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。

コ. 電気事業者との需給契約を変更する場合。

サ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。

シ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合。

(2) 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。

ア. 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。

イ. 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。

ウ. その他必要な事項。

3. 絶縁監視装置及び機器の設置

(1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要施設に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。

(2) 電気工作物に設置する絶縁装置並ぶに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。

(3) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。

(4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。

(5) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。

(6) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で異説、取外し、修理等を行わないものとします。

4. 絶縁監視装置及び機器の撤去

(1) 乙は、甲との保安全管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等の機器を撤去するものとします。

(2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。

(3) 電気工作物の変更により、絶縁装置の設置に関して第3項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

5. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

(1) 保安全管理業務を実施するための通路又は足場等の設置環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。

(2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。

(3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。

(4) 乙は、甲に改修依頼した安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

6. その他

この「保安管理業務の細目基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

別表

点検、測定及び試験の基準

| 電気工作物 | | 点検、測定及び試験項目 | 定期点検 A | 定期点検 B | | 臨時点検 |
|--|--|-------------|--------|--------|-----------|-----------|
| | | | | I | II | |
| 受 電 設 備 （ 二 次 変 電 設 備 ） | 引込線 電線及び支持物 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | | ○※1 | |
| | | 放電雑音チェック | | ○ | | |
| | 遮断機 開閉器 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の 都度 |
| | | 絶縁抵抗測定 | | | ○※1 | |
| | | 継電器の動作試験 | | ○※1 | ○※1 | |
| | | 継電器との結合動作試験 | | | ○※1 | |
| | | トリップ回路の導通試験 | | ○※1 | | |
| | | 絶縁油酸価度試験 | | | ○※2 | |
| | | 絶縁油破壊電圧試験 | | | ○※2 | |
| | | 内部点検 | | | ○※2 | |
| | | 放電雑音チェック | | ○ | | |
| | 温度チェック | | ○ | | | |
| | 母線、計器用変成器、 断路器、避雷器、電力 用コンデンサ、その他 機器 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の 都度 |
| | | 絶縁抵抗測定 | | | ○※1 | |
| | | 放電雑音チェック | | ○ | | |
| | | 温度チェック | | ○ | | |
| | 変圧器 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の 都度 |
| | | 絶縁抵抗測定 | | | ○※1 | |
| | | 絶縁油透明度チェック | | | ○※3 | |
| 絶縁油酸価度試験 | | | | ○※3 | | |
| 絶縁油破壊電圧試験 | | | | ○※3 | | |
| 内部点検 | | | | ○※3 | | |
| 放電雑音チェック | | | ○ | | | |
| 温度チェック | | | ○ | | | |
| 配電盤及び制御回路 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の 都度 | |
| | 絶縁抵抗測定 | | | ○※1 | | |
| | 継電器の動作試験 | | | ○※1 | | |
| | 継電器との結合動作試験 | | | ○※1 | | |
| | 放電雑音チェック | | ○ | | | |
| | 温度チェック | | ○ | | | |
| 接地装置 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の 都度 | |
| | 接地抵抗測定 | | | | | |
| 蓄電池 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の 都度 | |
| | 比重測定 | 1回/年 | ○ | ○ | | |
| | 液温測定 | 1回/年 | ○ | ○ | | |
| | 電圧測定 | 1回/年 | ○ | ○ | | |

| 電気工作物 | | 点検、測定及び試験項目 | 定期点検 A | 定期点検 B | | 臨時点検 |
|--|---------|-------------|--------|--------|-----------|------|
| | | | | I | II | |
| 電動機、電熱器、電気溶接機、その他の電気機器類、照明装置、配線及び配線器具、接地装置、配電線路の電線等及び支持物 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の 都度 | |
| | 絶縁抵抗測定 | | | ○※1, 6 | | |
| | 接地抵抗測定 | | ○※4 | ○※4 | | |
| | 温度チェック | | ○ | | | |
| | 漏洩電流測定 | ○※5 | ○※5 | | | |
| | 絶縁監視 | ○※7 | ○※7 | ○※7 | | |
| | | | | | | |
| ガスタービン及び 付属装置 内燃機関及び付属装置 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の 都度 | |
| | 起動試験 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | | |
| 発電機及び励磁装置 接地装置 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の 都度 | |
| | 絶縁抵抗測定 | | ○※1 | ○※1 | | |
| | 接地抵抗測定 | | ○※4 | ○※4 | | |
| | | | | | | |
| 遮断器・開閉器 | 受電設備と同じ | | | | 必要の 都度 | |
| その他の電気機器類 | | | | | | |

注（１）「外視点検」とは、目視により点検を行うことをいいます。

（２）定期点検 B（Ⅰ）は無停電で行う点検（無停電点検）で、定期点検 B（Ⅱ）は停電をして行う点検（停電点検）をいいます。なお、定期点検 B（Ⅰ）を実施する場合は 3 年に 1 回は定期点検 B（Ⅱ）を行うものとします。

設備の条件等により定期点検 B（Ⅰ）を適用しない場合があります。

（３）※ 1 を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

（４）※ 2 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10 年経過時に、10 年を超えたものは 5 年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、定期点検 B（Ⅰ）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

※ 2 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

（５）※ 3 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10 年経過毎に、20 年を超えたものは 3 年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、定期点検 B（Ⅰ）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

※ 3 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

（６）※ 4 を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

（７）※ 5 を付した測定は毎月点検の場合は、隔月 1 回高圧受変電設備の変圧器の B 種設置線で行うものとします。

（８）※ 6 を付した測定は絶縁監視装置の監視記録に代えることがあります。

（９）※ 7 を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検 A, B 実施時、誤差試験を年 1 回行うものとします。

別表 保安業務委託事業場 一覧表

| お客様 番号 | 事業場の名称 | 事業場の所在地 | 需要 設備 容量 (KVA) | 受電 電圧 (V) | 非常用予備発電装置及び 常用発電設備 | | | | 定期 点検A の 周期 | 絶縁 監視 装置 設置 の有 無 |
|-----------|------------------------------|-------------------|-------------------------|-----------------|-----------------------|--------------|-------------|-----------------|----------------------|---------------------------------|
| | | | | | 用途 | 種類 | 容量 (KVA) | 発電 電圧 (V) | | |
| 770- 66 | 下諏訪町役場 後道水源地 | 下諏訪町 下の原大門 | 86 | 6,600 | | | | | 毎月 1回 | 無 |
| 770- 608 | 下諏訪町浄水場 | 下諏訪町斧立 1696-1 | 95 | 6,600 | 予備 | ディ ゼ ル | 40 | 220 | 毎月 1回 | 無 |
| 770-1214 | 下諏訪町役場 | 下諏訪町4613-8 | 250 | 6,600 | 予備 | ディ ゼ ル | 145 | 220 | 隔月 1回 | 有 |
| 770-1215 | 下諏訪町立 北小学校 | 下諏訪町社7269 | 200 | 6,600 | | | | | 隔月 1回 | 有 |
| 770-1216 | 下諏訪町立 南小学校 | 下諏訪町5188 | 187 | 6,600 | | | | | 隔月 1回 | 有 |
| 770-1217 | 下諏訪町立 杜中学校 | 下諏訪町社 | 100 | 6,600 | | | | | 隔月 1回 | 有 |
| 770-1220 | 下諏訪町体育館 | 下諏訪町4611-11 | 375 | 6,600 | 予備 | ディ ゼ ル | 30 | 220 | 隔月 1回 | 有 |
| 770-1430 | 下諏訪町 特別養護老人ホーム 「ハイム天白」 | 下諏訪町557-2 | 100 | 6,600 | 予備 | ディ ゼ ル | 45 | 220 | 隔月 1回 | 無 |
| 770-1441 | 下諏訪町総合文化 センター | 下諏訪町4611-40 | 800 | 6,600 | 予備 | ディ ゼ ル | 120 | 220 | 隔月 1回 | 有 |
| 770-1744 | 下諏訪町消防署 | 下諏訪町4488-36 | 105 | 6,600 | 予備 | ディ ゼ ル | 55 | 220 | 隔月 1回 | 有 |
| 770-1952 | 下諏訪町立諏訪湖 博物館・赤彦記念 館 | 下諏訪町10616-11 1 | 250 | 6,600 | | | | | 隔月 1回 | 有 |
| 770-2054 | 下諏訪町立 下諏訪中学校 | 下諏訪町5480 | 105 | 6,600 | | | | | 隔月 1回 | 有 |
| 770-2386 | 下諏訪町 清掃センター | 下諏訪町652-4 | 1145 | 6,600 | 予備 | ディ ゼ ル | 125 | 440 | 毎月 1回 | 無 |
| 770-2817 | 下諏訪町立 図書館 | 下諏訪町4562-41 | 325 | 6,600 | | | | | 隔月 1回 | 有 |

○ 災害時における応急対策業務に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と下諏訪建設労働組合（以下「乙」という。）は災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合（以下「災害発生時等」という。）において、下諏訪町地域防災計画に基づき、災害時における救出活動、被災した避難施設の補修、倒壊建物等障害物の除去及び応急仮設住宅の速やかな建設にあたり、町内建設業者の積極的な協力を得るために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は災害発生時等において、乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）の出勤及び必要な資機材の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。

ただし緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後書面を提出するものとする。

3 第1項の要請は、乙の組合長（以下「組合長」という。）に対して行うものとする。

ただし組合長が事故又は不在のときは、あらかじめ組合長が指名した者に対して行うものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、組合員を甲が指定した場所に直ちに出勤させるとともに、資機材を供給するものとする。

2 甲は、出勤した組合員を指揮するものとする。

3 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断したときは、前条による甲の要請を待たずに、組合員を出勤させることができる。

（活動業務）

第4条 前条の規定により出勤した組合員は、次の業務を行う。

- (1) 倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。
- (2) 避難施設及びその他の町有施設の応急補修に関すること。
- (3) 倒壊建物等障害物の除去に関すること。
- (4) 応急仮設住宅の建設に関すること。
- (5) その他甲が必要と認める業務に関すること。

2 乙は第2条の規定により甲からの要請に協力する場合において、要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示により、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは、甲の要請内容によって応急対策活動を実施するものとする。

3 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断し、甲の要請を待たずに応急対策活動を実施した場合は、初動後、速やかに甲に応急対策活動の概要を報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく応急対策活動に要した費用は、甲乙協議の上決定する額を甲が負担する。

ただし、資機材の供給に要した経費を算定する場合の資機材の価格は災害発生直前の小売価格を基準とするものとする。

（報告）

第6条 乙は第4条に規定する応急対策活動が終了したときは、次の各号に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策活動に従事した人員、名簿及び期間
- (2) 応急対策活動に使用した機器類の種別、台数及び使用期間

(3) 応急対策活動に供給した資機材の種別及び数量

(4) その他必要な事項

(請求)

第7条 乙は第4条に規定する応急対策活動が終了し、前条に規定する報告書を甲に提出した後、第5条による経費を甲に請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は乙から前条の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第9条 甲の要請に基づき、乙の組合員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、下諏訪町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年町条例第35号）の規定に準じその損害を補償するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は平成21年4月22日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年4月22日

甲 下 諏 訪 町 長 青 木 悟

乙 下 諏 訪 建 設 労 働 組 合 長 高 木 常 吉

○ 災害時の医療救護活動に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と岡谷薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、下諏訪町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画の策定等）

第2条 乙は、災害発生時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、災害医療救護計画を変更した時は、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う場合において、乙の協力が必要なときは、乙に対し薬剤師班の編制及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた時は、直ちに薬剤師班を編制し、災害現場等の医療救護所等に派遣するものとする。

（薬剤師班の他市町村への派遣）

第4条 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派遣することができる。

（薬剤師班の任務）

第5条 薬剤師班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において医療救護活動を行う。

2 薬剤師班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（ア）傷病者に対する調剤、服薬指導

（イ）医薬品の仕分け及び管理等

（ウ）前各号に定めるほか必要な活動

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく応急対策活動に要した費用は、甲乙協議の上決定する額を甲が負担する。

ただし、資機材の供給に要した経費を算定する場合の資機材の価格は災害発生直前の小売価格を基準とするものとする。

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第6条 甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する薬剤師班に対し、乙の定める長を通じて指揮命令を行うことができる。

（薬剤師班の輸送）

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるように、薬剤師班の輸送確保に努める。

（医薬品等の供給等）

第8条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が救急するものとする。

（調剤費）

第9条 医療救護所における調剤薬費は、無料とする。

（費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（1）薬剤師班の編成、待機及び派遣に要する経費

（2）薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、医療救護活動従事中に乙に属する者が災害を受けたときは、市町村非常勤職員公務災害補償条例（平成5年長野県市町村総合事務組合条例第4号）の規定に準じて補償を行うものとする。（第三者に対する損害賠償）

第12条 従事者が第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(他市町村災害時における損害賠償)

第13条 第4条の規定により薬剤師班の他市町村派遣時における損害賠償については、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(医事紛争の処理)

第14条 医療救護活動に起因する医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙との協議のうえ誠意を持って解決のための適当な処理を講ずるものとする。

(報告)

第15条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第16条 乙は、第9条の費用及び第10条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(費用等の支払)

第17条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認められたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第18条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

(実施細則)

第19条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要事項は、実施細則で定めるものとする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成21年10月28日から平成22年10月27日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方1通を保有するものとする。

平成21年10月28日

| | | |
|---|--------------------|-------|
| 甲 | 下 諏 訪 町 長 | 青 木 悟 |
| 乙 | 岡 谷 薬 剤 師 会 会 長 | 小 池 隆 |

○ 災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成21年10月28日付けで、下諏訪町（以下「甲」という。）と岡谷薬剤師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第3条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後、「医療救護活動実施報告書」（様式第1号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第2号）を作成し、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第2条 協定書第10条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第10条第1項第2号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第11条に規定する医療救護活動従事者の災害が発生したときは、「事故報告書」（様式第3号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用等の請求）

第4条 協定書第16条に規定する費用等の請求は、乙が書く薬剤師班分をとりまとめ、「費用弁償請求書」（様式第4号）及び「医薬品等実費弁償請求書」（様式第5号）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第5条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

平成21年10月28日

甲 下 諏 訪 町 長 青 木 悟

乙 岡 谷 薬 剤 師 会
会 長 小 池 隆

別表

| 種 類 | 額 |
|------------------|--|
| 日 当 | 災害救助法施行規則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。 |
| 旅 費 | 下諏訪町職員等の旅費に関する条例（昭和49年下諏訪町条例第3号）の例による。 |
| 時 間 外 勤 務 手 当 | 下諏訪町一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年下諏訪町条例第45号）を準用する。この場合において、同条例38条の勤務1時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。 |

様式 略

○ 災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と下諏訪町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、下諏訪町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 下諏訪町内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 下諏訪町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関する事
- 三 その他甲及び乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年4月1日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修

乙 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町
下 諏 訪 町 長 青 木 悟

○ 災害時における電気の保安に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と財団法人中部電気保安協会長野支部（以下「乙」という。）は、町内において発生した地震、津波、風水害その他による災害時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気施設の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行うことを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として甲との自家用電気工作物の保安管理業務委託契約を着実に履行するほか、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の避難場所等重要施設の電源復旧支援を優先的に行う。なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、甲が他者に外部委託を申請認可している高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ同法上の法的義務を負う者から要請があった場合について可能な限り協力する。

2 乙は、避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対し必要なアドバイスを行う。

3 乙は、大規模災害が発生し乙が外向する避難場所で生活用品が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供する。

（防災訓練等）

第3条 乙は、甲が主催する町民総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備を行うとともに、電気の安全使用など啓発活動を行うものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対し災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務内容等を文書（別記様式）で指定し、協力要請するものとする。

2 ただし、災害の状況が切迫し文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は、無償とする。

（損害補償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、これを補償するものとする。

（第三者に対する損害補償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は、甲の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制連絡）

第8条 乙は、乙の事業所の組織図及び連絡先を記載した書面を年1回甲に提出するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成23年6月29日から平成24年6月28日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙いずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定は同一条件をもって有効期間満了後1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年6月29日

- 甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下 諏 訪 町 長 青 木 悟
- 乙 長野県長野市桐原一丁目5-8
財団法人 中部電気保安協会
長 野 支 部 長 高 松 昌 登

○ 災害時における電気の保安に関する協定書に付帯する覚書

下諏訪町（以下「甲」という。）と財団法人中部電気保安協会 長野支部（以下「乙」という。）は、平成23年6月29日付で甲と乙が締結した災害時における電気の保安に関する協定書（以下「協定書」という。）に付帯して、下記の通り確認し覚書を締結する。

（災害応急対策業務の実施条件）

- 第1条 乙は、協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務を、電気事業法により電力会社が供給責任を負う低圧設備について実施する場合は、電力会社の要請により、その指揮下で支援する。
- 2 乙は、協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務を、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備について実施する場合は、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者の要請により、その指揮下で支援する。
- 3 乙は、協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務を第三者の指揮下で実施する場合は、甲と相互に協力し、必要な情報を可能な限り提供するものとする。
- 4 乙は、電気事業法に基づく電気主任技術者の外部委託者として甲と委託契約している供給設備についての災害応急復旧上電気工事業者の範疇となる電力設備の本格復旧工事に関して、手配された電気工事会社への状況説明及び工事中の指導・助言を行い、復旧後は竣工試験、送電立会い等の支援を行う。

（費用負担）

- 第2条 乙は、甲と電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として保安管理業務を受託している設備について、協定書第2条に基づく災害応急対策業務を実施した場合の費用は、協定書第5条に基づき無償とする。ただし、無償の範囲は、人件費及び別に定める材料（別紙）並びにこれに準ずる品物についてとする。
- 2 乙は、協定書第2条第2項及び第3項に基づく災害応急対策業務を実施した場合に要した費用は、協定書第5条に基づき無償とする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成23年6月29日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下 諏 訪 町 長 青 木 悟

乙 長野県長野市桐原一丁目5-8
財団法人 中部電気保安協会
長 野 支 部 長 高 松 昌 登

様式 略

○ 全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書

全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村は、加盟市町村に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき、被災加盟市町村に対し、実情に応じた実施可能な方法と範囲で応援活動を行うものとし、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村（以下「加盟市町村」という。）において、災害が発生し、被災加盟市町村独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができないと認められるとき、又は、応援要請があった場合に加盟市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(協定市町村)

第2条 この協定は、別記に掲げる加盟市町村の相互間において行うものとする。

(連絡の窓口)

第3条 加盟市町村は、あらかじめ災害時における救援活動等に関する連絡調整を行うため、相互応援に関する担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

(応援・支援の内容)

第4条 応援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1)被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- (2)食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供
- (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4)救助及び応急措置に必要な職員等の応援
- (5)応急対策及び復旧・復興対策を円滑に遂行するため、被災者の一時的な受入についても、可能な限り支援するものとする。
- (6)前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

(応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする被災加盟市町村は、次に掲げる事項を明確にして、電話・地域衛星通信ネットワークその他有効な通信手段により他の加盟市町村に要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1)被害の状況
- (2)応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の搬入
必要物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的応援)

第6条 加盟市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災地状況等の情報が入手できない場合又は事態が緊急を要するときは、速やかに被災地状況等について自主的に情報収集・提供を行い、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第7条 応援を行う加盟市町村の職員等は、被災加盟市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、原則として応援を要請した加盟市町村の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

3 物資等の経費については、応援を要請した加盟市町村の負担とする。

(情報交換)

第9条 加盟市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料若しくは情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、加盟市町村がその都度協議し定めるものとする。この場合、当該年度の全国ボート場所在市町村協議会事務局が担当する。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成24年7月27日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村長の同意をもって証する。

(別記)

平成24年(2012年)7月27日現在

| 県名 | 市町村名 | 住所 | 担当部局 |
|------|--------|---------------------|---------------|
| 宮城県 | 登米市 | 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番1 | 総務部防災課 |
| 秋田県 | 由利本荘市 | 秋田県由利本荘市尾崎17 | 総務部危機管理課 |
| 秋田県 | 大潟村 | 秋田県南秋田郡大潟村字中央1-1 | 住民生活課 |
| 福島県 | 喜多方市 | 福島県喜多方市字御清水東7244-2 | 市民部生活環境課 |
| 茨城県 | 潮来市 | 茨城県潮来市辻626 | 総務課市民安心安全室 |
| 埼玉県 | 戸田市 | 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号 | 総務部危機管理防災課 |
| 千葉県 | 香取市 | 千葉県香取市佐原口2127 | 総務部総務課 |
| 新潟県 | 阿賀町 | 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 | 消防防災係 |
| 富山県 | 南砺市 | 富山県南砺市苗島4880 | 総務部消防防災係 |
| 福井県 | 美浜町 | 福井県三方郡美浜町郷市25-25 | 総務課防災安全室 |
| 山梨県 | 富士河口湖町 | 山梨県富士河口湖町1700番地 | 総務課防災係 |
| 長野県 | 下諏訪町 | 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8 | 総務課危機管理室 |
| 岐阜県 | 川辺町 | 岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4 | 総務企画課 |
| 岐阜県 | 海津市 | 岐阜県海津市海津町福岡460-2 | 消防本部消防課 |
| 愛知県 | 愛西市 | 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 | 総務部安全対策課 |
| 愛知県 | 東郷町 | 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1 | 総務部安全安心課 |
| 愛知県 | 高浜市 | 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 | 都市政策部都市防災グループ |
| 三重県 | 大台町 | 三重県多気郡大台町佐原750 | 総務課 |
| 兵庫県 | 豊岡市 | 兵庫県豊岡市中央町2番4号 | 総務部防災課 |
| 兵庫県 | 加古川市 | 兵庫県加古川市加古川町北在家2000 | 総務部危機管理室 |
| 福岡県 | 遠賀町 | 福岡県遠賀町大字今古賀513 | 総務課庶務係 |
| 熊本県 | 菊池市 | 熊本県菊池市隈府888番地 | 市民環境部防災交通課 |
| 大分県 | 日田市 | 大分県日田市田島2-6-1 | 総務部防災・危機管理室 |
| 鹿児島県 | 薩摩川内市 | 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号 | 総務部防災安全課 |

○ 災害時における応援協力に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と諏訪生コン協同組合（以下「乙」という。）とは地震、風水害等の災害時等における応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に地震、風水害その他による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う支援活動に係る乙の応援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び応援協力）

第2条 甲は、災害時において、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

（応援協力の内容）

第3条 前条第2項に規定する応援協力は、次に掲げるものとする。

- （1）消火用水及び資材用砂・砂利等の供給
- （2）乙の組合員が所有する重機（オペレーター付）の提供
- （3）乙の組合員が所有する無線車による連絡網の確保
- （4）乙の組合員が所有する工場敷地の提供
- （5）その他、甲が必要と認めるもの

（要請手続き）

第4条 甲は、第2条第1項に規定する応援協力の要請を行う時は、応援協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等により要請できるとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条第2項に規定する要請を受けた時は、資機材の提供等必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条第2項及び第3条に規定する応援協力を実施したときは、応援業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第2条第2項及び第3条に規定する応援協力に要した提供資材の経費負担については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定により他の地方公共団体の長等の要求に応じて応援活動を行った場合の費用負担は、同法92条に定めるところによる。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費等の支払）

第8条 甲は、前条の規定による経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲と乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(災害補償)

第10条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、応援協力の業務に従事した者のうち、この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、下諏訪町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年下諏訪町条例第35号）に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。

(情報提供)

第11条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等に積極的に提供するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までの間とする。ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年11月28日

甲 下諏訪町4613番地8番
下諏訪町

下諏訪町長 青木 悟

乙 長野県諏訪市五丁目72番地
諏訪生コン協同組合

理事長 笠井 宗近

○ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）、長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び長野県石油商業組合諏訪支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下諏訪町地域防災計画に基づき、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、もって住民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
- (3) 乙及び丙等が取り扱う物資（前2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙及び丙等の給油所における、被災者、帰宅困難者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「被災者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙及び丙等の給油所における被災者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙及び丙等の給油所における傷病者である被災者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、石油類燃料の供給等要請書（様式第1号）によるものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに救援実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等の報告)

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時に備えるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿(様式第3号)を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

(防災意識の向上)

第10条 乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

(住民への周知)

第11条 甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について住民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲 下諏訪町

下諏訪町長 青 木 悟

乙 長野県石油商業組合

理事長 渡 邊 一 正

丙 長野県石油商業組合諏訪支部

支部長 小 松 市 男

様式略

○ 臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書

諏訪広域連合（以下「甲」という。）とエルシーブイ株式会社（以下「乙」という。）は、諏訪圏域において大規模災害等により、甚大な被害が発生した場合の臨時災害放送局（以下「臨災局」という。）の開設及び運用の基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、諏訪圏域において大規模災害が発生した場合に開設する臨災局の運用について必要な事項を定め、いち早く必要な情報を住民に提供することにより、災害等による被害の軽減化を図り、もって住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「大規模災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「臨時災害放送」とは、放送法第八条及び放送法施行規則第七条第二項第二号に規定された放送をいう。

（臨災局の開設）

第3条 甲又は甲の関係市町村は、住民に対し災害関連情報の伝達手段として臨災局の開設が適切であると判断した場合に、甲を開設の主体として免許申請を行うものとする。

2 大規模災害が複数の自治体におよんだ場合及び一自治体において甚大な被害を受けた場合においても前項の判断により免許申請を行うものとする。

（運用）

第4条 甲に臨災局の開設が許可された場合、甲は乙に対しその運用を委託する事ができるものとし、乙はそれを受託するものとする。

2 臨時災害放送の内容等については、別に定める運用マニュアルにもとづき放送するものとする。

3 臨災局としての放送終了については、甲及び甲の関係市町村、乙において協議の上決定するものとする。

（経費負担）

第5条 臨災局の運用について発生した経費は、甲が負担するものとし、乙は別に定める臨災局運営に掛る算出根拠にもとづき請求するものとする。それ以外については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲、甲の関係市町村及び乙は、臨時災害放送の円滑な実施を図るため連絡責任者を置くものとし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた事項については、甲乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の効力は、次のとおりとする。

- (1) 協定締結の日から平成26年3月31日までとする。
- (2) 協定期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙から異議申立てのない場合、協定は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 8月21日

甲 諏訪広域連合
広域連合長 山 田 勝 文

乙 エルシーブイ株式会社
代表取締役社長 河 口 讓

○ 災害時における飲料水の提供に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）とサントリービバレッジサービス株式会社（以下「乙」という。）は、町内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に協力して、住民生活の早期安定及び被災者支援を図るため、飲料水等の迅速かつ円滑な供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請したときをもって発動する。

（供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が飲料水等を必要とするときは、乙に対して飲料水等の供給に係る協力を要請することができる。

（協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、次の内容について協力するものとする。

- (1) 乙は、緊急時飲料提供型自動販売機内の飲料水等を甲に無償提供するものとする。
- (2) 乙は、速やかに飲料水等の確保と配備体制を整えるものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対応するものとする。
- (3) 乙は、保有飲料水等の優先的な安定供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲は、第3条に規定する要請をするときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（引き渡し等）

第6条 飲料水等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により飲料水等の運搬を行うときには、乙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 緊急時飲料提供型自動販売機内の飲料水等を除き、乙が供給した飲料水等の費用及び乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。

3 甲は、乙から前2項に規定する費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

第8条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者、担当者を定めるものとする。また、期間の途中において内容に変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 3月17日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

下諏訪町長 青 木 悟

乙 長野県長野市真島町真島1388

サントリービバレッジサービス株式会社

関東・信越営業本部

本部長 蓼原 三治

○ 諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書

諏訪広域連合、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村（以下「市町村等」という。）並びに一般社団法人岡谷市医師会、一般社団法人諏訪市医師会及び一般社団法人諏訪郡医師会（以下「医師会」という。）は、諏訪地域圏域内に災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に定める災害のほか、これに準じる災害及び事故であって、集団的に多数の傷病者が生じたために市町村等の長が緊急応急措置を実施する必要があると認めた事態（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災した市町村等に対し医療救護の応援活動（以下「応援活動」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模災害等発生時において、市町村等の長が必要と認めた医師会の協力を得て広域的に行う応援活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（災害時医療救護応援活動計画）

第 2 条 医師会は、市町村等からの応援活動に関する要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、災害時において医師会が実施すべき応援活動に関する「災害時医療救護応援活動計画」（以下「計画」という。）を策定し、これを市町村等に提出する。

- 2 医師会は、計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を市町村等に提出する。
- 3 第 1 項の計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成、出動体制
 - ア 班の医師、看護師その他職種別構成
 - イ 班の地域別編成、出動体制
- (2) 医薬品等の備蓄体制
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第 3 条 市町村等は、大規模災害等が発生し、広域的に行う応援活動を実施する必要がある場合には、医師会に対し計画に基づき編成した医療救護班の派遣を要請する。

- 2 医師会は、前項の規定により市町村等から要請を受けた場合は、直ちに計画に基づき編成した医療救護班を第 4 条に定める救護所へ派遣するものとする。
- 3 医師会は、医療機関の収容能力を超える多数の傷病者が短時間に発生すると見込まれる場合など事態が緊急を要するときは、派遣要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援活動を行うものとする。その際、医師会は、遅滞なく市町村等に報告するものとする。
- 4 市町村等は、医師会が前項の規定により派遣した後において、市町村等が第 1 項に基づく医療救護班の派遣が必要な災害であったと認めたときは、医師会が派遣したときを要請のあったときとみなす。

(救護所の設置)

第4条 市町村等は、災害の状況により必要に応じて、災害現場、避難所及び応援活動が必要とされる場所等に救護所（以下「救護所」という。）を設置する。

2 市町村等は前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、応援活動が可能な被災地周辺の医療施設に医師会の協力を得て、広域的に対応する救護所を設置する。

(医療救護活動の範囲)

第5条 医療救護班は、救護所において応援活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の行う応援活動の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急処置とし、その内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急的な医療処置
- (2) 医療施設への収容、転送の可否及び収容、転送順位の決定
- (3) 遺体の検案及び死亡確認
- (4) 前各号以外の必要な処置

(医療救護班に対する指揮命令)

第6条 市町村等は、応援活動の総合調整を図るため、医師会が派遣する医療救護班に対し、医師会の長を通じて指揮命令を行う。

(医薬品等)

第7条 市町村等の要請に基づき応援活動のため、医師会が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行する。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

第9条 市町村等の要請に基づき医師会が応援活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、要請した市町村等が負担するものとする。ただし、市町村等の要請に基づき医師会が派遣し救護所で応援活動を実施したときに要した費用に限る。

- (1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項第2号の規定による実費弁償の額については、市町村等と医師会が協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第10条 市町村等の要請に基づき医療救護班に属する者が、応援活動従事中において負傷、罹患又は死亡する被害を受けたときは、市町村等の「消防団員等公務災害補償条例」の規定に準じて、市町村等が補償を行なうものとする。

2 第4条第2項の規定による救護所を開設した医療施設において、応援活動により生じた施設及び

設備の損害の補償については、市町村等と医師会が協議の上、決定するものとする。

(医事紛争の処理)

第 11 条 医師会は、医療救護班が応援活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、誠意をもって解決のための適切な措置を講じ、かつ、直ちに市町村等に報告をするものとする。

(報告)

第 12 条 医師会は、応援活動終了後速やかに、市町村等の定めるところにより応援活動従事者の氏名及び人数その他応援活動の内容を市町村等に報告するものとする。

(委任)

第 13 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度市町村等と医師会が協議して決定するものとする。

(協定期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了 1 ヶ月前までに、市町村等又は医師会のいずれから何ら意志表示がないときは、期間満了の翌日からさらに 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書 10 通作成し、市町村等、医師会記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 20 日

| | | |
|---------------|-------|--------|
| 諏訪広域連合 | 広域連合長 | 山田 勝文 |
| | 岡谷市長 | 今井 竜五 |
| | 諏訪市長 | 山田 勝文 |
| | 茅野市長 | 柳平 千代一 |
| | 下諏訪町長 | 青木 悟 |
| | 富士見町長 | 小林 一彦 |
| | 原村長 | 清水 澄 |
| 一般社団法人岡谷市医師会長 | | 小口 直彦 |
| 一般社団法人諏訪市医師会長 | | 塩澤 滋夫 |
| 一般社団法人諏訪郡医師会長 | | 小口 晋平 |

○ 災害時におけるL Pガスに係る協力を協定書

下諏訪町(以下「甲」という。)と長野L P協会諏訪支部(以下「乙」という。)並びに一般社団法人長野県L Pガス協会(以下「丙」という。)とは、災害時におけるL Pガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるL Pガスに係る保安の確保並びに避難所、公共施設等災害対策上重要な施設又は応急仮設住宅に対するL Pガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し第4条に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

2 乙は、前項の協力要請を受けた業務の一部について、丙に協力を要請することができる。

3 第1項の規定による要請は、L Pガスの供給等要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を交付するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙及び丙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲内において次条を実施する。

(協力業務)

第4条 協力業務は次のとおりとする。

(1) 甲が指定する避難所、公共施設等災害対策上重要な施設又は応急仮設住宅へのL Pガスの優先的な供給、また、L Pガスを供給する場合のL Pガス供給設備工事及びL Pガス供給

(2) 別表に掲げるL Pガス設備うち、要請時点で乙及び丙が調達可能な物資の供給

(3) 供給設備設置場所以外で発見されたL Pガス容器について、容器所有者及び供給者が行うべき回収及び保管

(4) 被災地域のL Pガスの一般消費者等(以下「一般消費者等」という。)に

対して液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律149号)に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

(5) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

(6) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びL Pガス供給のために特に必要な業務

(報告手続)

第5条 乙及び丙は、第3条の協力を行った場合には口頭又は電話で甲に報告し、その後、速やかに

協力実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条第1号及び第2号の規定により乙及び丙が行った業務の費用並びに乙及び丙が供給したLPガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の長野県平均価格を基準として、甲、乙、丙が協議の上決定する。

（役割分担）

第7条 甲は、災害時において円滑にLPガスを供給するため、あらかじめ公共施設等にLPガス供給設備を設置又は併設及び防災資材の整備を行うものとする。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第4条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請された業務を実施するほか、災害対策上必要と思われる報告を求められたときは、速やかに、甲及び丙に報告する。

（連絡体制）

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務課危機管理室、乙においては乙の事務局、丙においては、丙の事務局とする。

2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にLPガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に運用されるよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙及び丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

（緊急連絡体制の整備）

第9条 甲、乙及び丙は、災害時に円滑な協力業務が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、事務担当者名簿を作成し、これを甲、乙及び丙にそれぞれ提出するものとする。

2 前項の事務担当者名簿について、毎年見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、乙及び丙にそれぞれ提出するものとする。

（防災訓練等への参加）

第10条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（災害補償）

第11条 第4条の協力業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、応援活動従事中において負傷、疾病又は死亡する被害を受けたときは、次に掲げる場合を除き、下諏訪町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年下諏訪町条例第35号）の規定に準じて、甲が補償を行うものとする。

（1）故意又は重大な過失による場合

（2）当該損害について、乙、丙又は従事者が締結した損害保険契約による保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が相互に協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了1ヶ月前までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月26日

甲 下諏訪町
下諏訪町長 青木 悟 印

乙 長野LP協会諏訪支部
支部長 野口 行 敏 印

丙 一般社団法人長野県LPガス協会
会 長 小 林 芳 夫 印

別表

| | |
|--------|--------------------|
| LPガス設備 | LPガスボンベ、供給機器一式、コンロ |
|--------|--------------------|

様式 略

○ 災害時における避難者支援に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と日本電産サンキョー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援及び避難所、緊急避難場所としての開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て支援及び乙の所有する施設を避難所、緊急避難場所として住民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（支援）

第2条 この協定に定める支援とは、次のとおりとする。

- (1) 乙の所有する施設を避難所及び緊急避難場所として提供するものとする。
- (2) 乙が施設を提供した場合、乙は可能な範囲で人的及び備蓄品の提供をするなど、避難者の支援をするものとする。

（避難所の指定及び周知）

第3条 甲は、この協定による施設を、民間協力避難施設及び緊急避難場所として位置付け、町民に周知する。

（対象施設）

第4条 この協定の対象となる施設等は、次のとおりとする。ただし、災害により乙に甚大な被害が発生し、災害対応活動に支障を生ずるおそれがあるとき又は、避難者の安全が図れないと判断されたときは、この限りでない。

(1) 避難施設

施設名称 日本電産サンキョー株式会社 体育館アリーナ
所在地 長野県諏訪郡下諏訪町5338番地3
所有者 日本電産サンキョー株式会社
使用責任者 総務部門長

(2) 緊急避難場所

施設名称 日本電産サンキョー株式会社 駐車場
所在地 長野県諏訪郡下諏訪町5338番地1ほか
所有者 日本電産サンキョー株式会社
使用責任者 総務部門長

（使用施設の開設及び支援の要請）

第5条 甲は、次のとおり、乙に対して第4条の施設を避難所及び緊急避難場所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震、風水害等による災害が発生し、又は、発生する恐れがあり、周辺住民の避難

及び帰宅困難者に緊急を要する場合。

(2) その他、著しく住民等の生命を脅かす事態により、甲が乙の使用施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 甲が乙に対し、前項の要請をする場合は、避難施設等開設要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他有効な手段により要請し、事後において文書を提出するものとする。

3 乙は、緊急と判断し必要と認めた場合は、甲の要請を待たず、自主的に避難所及び緊急避難場所として開設する場合はその旨を甲に連絡する。

(支援の実施)

第6条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、避難者の支援を実施するものとする。

2 乙は、対象施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(施設変更の報告)

第7条 乙は使用施設の増改築等により、当該建物に変更が生じた場合又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときには、あらかじめ甲に連絡するものとする。

(支援の終了)

第8条 甲は、被害状況により支援の必要がなくなったと判断した場合は、支援の終了及び使用施設の閉鎖を乙に避難施設等閉鎖通知書(様式第2号)で通知するものとする。ただし、乙の判断により引き続き支援を実施することについては、これを妨げるものではない。

(費用の負担)

第9条 避難施設等の使用料は、無料とする。

2 避難場所の使用時に生じた避難者の不慮の事故、病気、けが等について、乙は一切の責任を負わないものとする。

3 第6条に規定する支援等の実施に要した費用負担は、甲乙協議の上決定する。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲乙それぞれ次のとおりとする。

甲 総務課危機管理室長

乙 総務部長

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期限)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いず

れかから協定解除または変更の申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 3月27日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

下諏訪町長 青 木 悟

乙 長野県諏訪郡下諏訪町5329番地

日本電産サンキョー株式会社

代表取締役社長 安 川 員 仁

様式 略

○ 災害時における応急対策業務の協力要請に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と株式会社丸西クレーン（以下「乙」という。）は地震、風水害等の災害時における応急対策業務の協力要請に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害時応急対策業務（以下「業務」という。）を円滑に推進するため、乙が協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲が業務を実施するため、乙に対し協力を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした応急対策業務協力要請書（様式第1号）により乙に協力要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、事後において応急対策業務協力要請書を提出する。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする重機機材、種類及び数量
- (4) 活動場所、活動内容及び期間
- (5) その他必要事項

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から障害物の除去等の要請を受けたときは、可能な範囲において、乙が保有する重機機材及びその重機操作に係るオペレーターを提供し、甲の指示に従い、業務を実施するものとする。

2 乙は、甲の要請に最大限協力するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、業務を実施する者（以下「実施者」という。）を決定し、速やかに着手するものとする。

- 2 前条の業務は、公共造営物等の安全確保、機能確保及び回復にかかわる必要最小限度とする。
- 3 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。
- 4 実施者は、業務の実施にあたって、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。
- 5 乙は、適宜、業務の実施状況を報告し、業務が完了したときは、速やかに応急対策実施報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（緊急連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、災害時に円滑な協力体制が実施できるよう、あらかじめ連絡責任者届（様式第3号）を作成し、乙にあっては緊急要請に対応する組織内体制及び連絡体制（以下「緊急体制」と

いう。)を取り決め、活動体制の整備に努める。

- 2 前項の連絡責任者及び緊急体制について、毎年見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲及び乙にそれぞれ提出するものとする。

(経費の請求及び支払い)

第6条 乙は、第4条に規定する協力の実施に要した経費を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から請求された経費について、応急対策実施報告書を確認し、適当と認めるときは、速やかに経費を支払うものとする。
- 3 業務の実施にかかる費用は、大規模災害等の直前における適正な通常業務の価格とする。

(災害補償)

第7条 実施者が業務実施中において、負傷、疾病又は死亡する被害を受けたときは、次に掲げる場合を除き、下諏訪町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年下諏訪町条例第35号）の規定に準じて、甲が補償を行うものとする。

- (1) 故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害について、乙又は実施者が締結した損害保険契約による保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までの間とする。ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年9月30日

甲 下諏訪町4613番地8
下諏訪町
下諏訪町長 青木 悟

乙 下諏訪町4611番地86
株式会社丸西クレーン
代表取締役 西 禎 康

様式 略

○ 下諏訪町と長和町との災害時における相互応援に関する協定書

下諏訪町と長和町（以下これらを「協定町」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定町のいずれかにおいて地震、風水害等の大規模な災害が発生し、被災した町（以下「被災町」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災町が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 被災者の救出、救護、医療、防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材の提供及びあっせん
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者支援のための避難施設及び入浴施設等の開放
- (6) ごみ、し尿処理のための車両及び施設の使用に必要な措置
- (7) 被災町との境界付近における緊急輸送路の確保のための必要な措置
- (8) ホームページの代行発信等による情報支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（要請の手続）

第3条 被災町が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援をおこなう町（以下「応援町」という。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災町の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援町も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

- 2 被災町が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災町から要請があった場合には、応援町は当該費用を一時立て替えるものとする。
- 3 応援活動に従事した職員が、その活動により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、法令その他の特別の定めがある場合を除き、応援町の負担とする。

(連絡窓口及び体制)

第5条 協定町は、災害時に円滑な応援業務が実施できるよう、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、別記様式により相手方に報告するものとする。連絡担当部局に異動があったときも同様とする。

- 2 災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(自主応援)

第6条 協定町は、災害発生時において、通信の途絶等により被災町と連絡が取れないとき、又は事態が緊急を要するときは、速やかに被災町の状況等について自主的に情報の収集及び提供を行い、第3条の要請の有無にかかわらず、応援町の判断により必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第7条 応援町から派遣された職員が被災町の地域内で活動する場合は、被災町の長の指揮の下に活動するものとする。

(資料等の交換)

第8条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑かつ効果的に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料又は情報を相互に交換するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとし、有効期間満了1ヶ月前までに、双方から特段の意思表示がないときは更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定町が、その都度協議して定めるものとする。

- 2 この協定の実施及び運用に関し必要な事項は、第5条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 協定町に隣接する地域において、林野火災が発生した場合は、「下諏訪町・長和町・隣接地域の消防応援活動について(申し合わせ事項)」に基づき、応援活動を実施するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、2者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月24日

長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

下 諏 訪 町

下諏訪町長 青 木 悟 印

長野県小県郡長和町長久保525番地1

長 和 町

長和町長 羽 田 健一郎

様式 略

○ 災害時における救援物資提供に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供及びメッセージボード搭載自動販売機（以下「販売機」という。）の運用により、災害時の飲料供給・情報提供を図り、もって町民の生活、生命及び財産の安全確保に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（災害時における販売機を活用した協力）

- 第1条 甲の区域内において、ライフラインが遮断、若しくはその恐れがある災害が発生した場合において、甲は乙に対し甲が設置する災害対策本部等を通じ、別記に記載された販売機内の飲料の提供について要請することができるものとする。
- 2 乙は前項に掲げる要請があったときは、販売機内の飲料を甲に無償で提供するものとする。なお、販売機のフリーベンド（無償提供）設定は甲が行うものとする。
- 3 甲は、第1項に掲げる要請を行うときは、救援物資無償提供要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請し、後日速やかに救援物資無償提供要請書を提出するものとする。

（災害時における救援物資提供）

- 第2条 乙は、前条第1項に掲げる要請以外に、甲から飲料の提供についての要請があったときは、有償で飲料の優先的な供給を甲に行うものとする。
- 2 前項の飲料の引渡し場所及び費用については、甲乙協議のうえ定めるものとし、費用は後日、乙からの請求に基づき支払うものとする。
- 3 甲は、第1項の要請を行うときは、救援物資有償提供要請書（様式第2号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請し、後日速やかに救援物資有償提供要請書を提出するものとする。

（販売機の設置等）

- 第3条 乙は、甲が管理する施設内等に、販売機を乙の負担により設置するものとする。なお、設置場所及び台数については、甲乙双方でその都度協議するものとする。
- 2 乙は、設置した販売機の維持管理に努めるとともに、その費用については乙の負担とする。

（メッセージボードの使用）

- 第4条 甲は、販売機に搭載されたメッセージボード（以下「ボード」という。）に行政情報及び災害情報（以下「情報」という。）を甲の判断により適宜表示できるものとする。

（販売機操作の為の機材）

- 第5条 乙は、甲がボードへの情報表示及びフリーベンド設定を行うために必要な機材を甲に無償で貸与するものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を定め、連絡責任者届(様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡担当部局に異動があったときも同様とする。

2 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとし、有効期間満了1か月前までに、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し、必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月16日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

下諏訪町

下諏訪町長 青木 悟

乙 富山県高岡市内島3550番地

北陸コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 稲垣 晴彦

様式 略

○ 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部（以下「乙」という。）は、下諏訪町内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、資機材のレンタルを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（レンタルの協力要請）

第3条 甲は、災害時において、資機材のレンタルを必要とするときには、乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、資機材のレンタルを実施するものとする。

（レンタルの範囲）

第4条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる資機材
- (2) その他、乙の可能な範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続）

第5条 第3条に規定する甲の乙に対する要請手続は、資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した資機材レンタル要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（資機材のレンタルの協力）

第6条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、速やかにその実施状況を資機材レンタル実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（資機材の運搬搬入等）

第7条 資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のうえ引渡を受けるものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 前2条の規定により、乙がレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

3 甲の過失によりレンタルした資機材が損傷した場合は、修理費又は時価相当額を甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なく支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材のレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年3月27日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

下諏訪町

下諏訪町長 青 木 悟 印

乙 長野県飯田市上郷黒田2731-1

一般社団法人日本建設機械レンタル協会

長野支部

会長 原 茂 印

別表（第4条関係）

| | |
|-----------------|--------------|
| ○発電機（2～3KVA） | ○ツイントイレ |
| ○発電機（10～25KVA） | ○本水洗トイレ |
| ○インバーター発電機 | ○簡易水洗トイレ |
| ○屋内用電圧調整器 | ○会議用テーブル |
| ○トランス昇圧・降圧 | ○折いす |
| ○水中ポンプ | ○ホワイトボード（脚付） |
| ○エンジンポンプ | ○くず入れ |
| ○コードリール（屋内） | ○コピー機 |
| ○コードリール（屋外） | ○レーザープリンター |
| ○投光機（500w・1kw） | ○ノートパソコン |
| ○投光機（2灯式） | ○衛星電話 |
| ○投光機（4灯式） | ○コードレス電話 |
| ○投光機（バルーン型） | ○ブルーヒーター |
| ○軽トラック | ○石油ストーブ |
| ○組立ハウス | ○テレビ |
| ○コンテナハウス（3坪クラス） | ○ファンヒーター |
| ○コンテナハウス（4坪クラス） | ○扇風機 |

様式 略

○ 災害時の情報収集に関する応援協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と下諏訪アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）とは、災害時における情報の収集伝達（以下「通信活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下諏訪町地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う通信活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務遂行の基本）

第2条 この協定による乙の業務遂行は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条4号に規定する非常通信の範囲内において、ボランティア精神に基づき行うものとする。

（通信活動の実施）

第3条 この協定による通信活動は、乙の構成員が行うものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、アマチュア無線による通信活動の必要がある時は、乙に対し、通信活動について協力を要請するものとする。

2 乙は、前項により要請を受けた時は、通信活動に関する業務について協力するものとする。

（情報の提供）

第5条 乙は、甲から協力要請がなくても、必要と思われる情報については、甲に提供するものとする。

（情報収集伝達訓練）

第6条 甲及び乙は、災害時における通信活動を迅速かつ的確に行うため、共同の訓練を適宜行うものとする。

（災害補償）

第7条 第4条第2項の規定により、通信活動中に乙の構成員が負傷した場合等の補償は、下諏訪町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年町条例第35号）の規定に基づき、甲が補償する。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までの間とする。ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月16日

甲 下諏訪町4613番地8
下諏訪町

下諏訪町長 青 木 悟

乙 下諏訪町561番地7
下諏訪アマチュア無線クラブ

会 長 永 田 保

○ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する応援協定書

下諏訪町(以下「甲」という。)とイオンリテール株式会社東海・長野カンパニー(以下「乙」という。)は、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、下諏訪町内において地震等による大規模な災害が発生したとき(以下「災害時」という。)に、甲から乙に対して行う応急生活物資供給等の協力要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、緊急に応急生活物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する応急生活物資の供給及び運搬について協力を要請できるものとする。

2 甲が乙に要請する応急生活物資は、別表に掲げる物資及び甲が指定する物資とする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達可能な物資について速やかに対応するものとする。

(要請の方法)

第4条 甲が第2条第1項の要請をするときは、出荷要請書(様式第1号)をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行い、要請後速やかに出荷要請書(様式第1号)を提出するものとする。

(物資の引渡し)

第5条 物資の運搬は、乙において行うものとし、甲は、指定する場所に職員を派遣して調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに入荷確認書(様式第2号)を乙に提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条及び第5条第1項の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った物資の運搬に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく費用の請求があったときは、その内容を確認し、延滞なく支払うものとする。

(物資の価格)

第7条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を定め、連絡責任者届（様式第3号）により相手方に報告するものとする。連絡担当部局に異動があったときも同様とする。

2 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び応急生活物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとし、有効期間満了1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは、更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月2日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町
下諏訪町長 青 木 悟 印

乙 愛知県名古屋市中村区名駅5-25-1
イオンリテール株式会社
東海・長野カンパニー
支社長 辻 晴 芳 印

別表（第2条関係）

■ 災害時の主な必要物資一覧表

| 災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度) | その後に必要な物資 |
|--|---|
| <p>食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、缶詰(イージーオープン)</p> <p>生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香(夏季)、 使い捨てカイロ(冬季)</p> | <p>食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、 防水シート</p> |

様式 略

○ 災害時における避難者支援に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と宗教法人諏訪大社（以下「乙」という。）は、災害時における支援及び避難所、緊急避難場所としての開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て支援及び乙の所有する施設を避難所、緊急避難場所として住民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（支援）

第2条 この協定に定める支援とは、乙の所有する施設を避難所及び緊急避難場所として提供するものとする。

（避難所の指定及び周知）

第3条 甲は、この協定による施設を、避難所及び緊急避難場所として位置付け、町民に周知する。

（対象施設）

第4条 この協定の対象となる施設等は、次のとおりとする。ただし、災害により乙に甚大な被害が発生し、災害対応活動に支障を生ずる恐れがあるとき又は避難者の安全が図れないと判断されたときは、この限りでない。

(1) 避難所

施設名称 諏訪大社下社秋宮参集殿
所在地 長野県諏訪郡下諏訪町5828番地
所有者 宗教法人諏訪大社
使用責任者 諏訪大社下社総務課長

(2) 緊急避難場所

施設名称 諏訪大社下社秋宮及び春宮境内
所在地 長野県諏訪郡下諏訪町5828番地ほか
所有者 宗教法人諏訪大社
使用責任者 諏訪大社下社総務課長

（使用施設の開設及び支援の要請）

第5条 甲は、次のとおり、乙に対して第4条の施設を避難所及び緊急避難場所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震、風水害等による災害が発生し、又は発生する恐れがあり、周辺住民の避難及び帰宅困難者に緊急を要する場合。
- (2) その他、著しく住民等の生命を脅かす事態により、甲が乙の使用施設に避難させる必要があると認めた場合。

- 2 甲が乙に対し、前項の要請をする場合は、避難施設等開設要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他有効な手段により要請し、事後において文書を提出するものとする。
- 3 乙は、緊急と判断し必要と認めた場合は、甲の要請を待たず、自主的に避難所及び緊急避難場所として開設する場合はその旨を甲に連絡する。

(支援の実施)

第6条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、避難者の支援を実施するものとする。

- 2 乙は、対象施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(施設変更の報告)

第7条 乙は使用施設の増改築等により、当該建物に変更が生じた場合又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときには、あらかじめ甲に連絡するものとする。

(支援の終了)

第8条 甲は、被害状況により支援の必要がなくなったと判断した場合は、支援の終了及び使用施設の閉鎖を乙に避難施設等閉鎖通知書(様式第2号)で通知するものとする。ただし、乙の判断により引き続き支援を実施することについては、これを妨げるものではない。

(費用の負担)

第9条 避難施設等の使用料は、無料とする。

- 2 避難場所の使用時に生じた避難者の不慮の事故、病気、けが等について、乙は一切の責任を負わないものとする。
- 3 第6条に規定する支援等の実施に要した費用負担は、甲乙協議の上決定する。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲乙それぞれ次のとおりとする。

- 甲 総務課危機管理室長
- 乙 諏訪大社下社総務課長

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期限)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 3月 2日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

下諏訪町長 青 木 悟

乙 長野県諏訪郡下諏訪町5828番地

宗教法人諏訪大社

代表役員 宮司 北島 和孝

様式 略

○ 災害時における避難者支援に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と武藤工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援及び避難所、緊急避難場所としての開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て支援及び乙の所有する施設を避難所、緊急避難場所として住民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（支援）

第2条 この協定に定める支援とは、次のとおりとする。

- (1) 乙の所有する施設を避難所及び緊急避難場所として提供するものとする。
- (2) 乙が施設を提供した場合、乙は可能な範囲で人的及び備蓄品の提供をするなど、避難者の支援をするものとする。

（避難所の指定及び周知）

第3条 甲は、この協定による施設を、民間協力避難施設及び緊急避難場所として位置付け、町民に周知する。

（対象施設）

第4条 この協定の対象となる施設等は、次のとおりとする。ただし、災害により乙に甚大な被害が発生し、災害対応活動に支障を生ずるおそれがあるとき又は、避難者の安全が図れないと判断されたときは、この限りでない。

(1) 避難施設

施設名称 武藤工業株式会社 LFP事業部諏訪工場
所在地 長野県諏訪郡下諏訪町3128番地
所有者 武藤工業株式会社
使用責任者 管理部管理課長

(2) 緊急避難場所

施設名称 武藤工業株式会社 LFP事業部諏訪工場 駐車場
所在地 長野県諏訪郡下諏訪町3128番地 ほか
所有者 武藤工業株式会社
使用責任者 管理部管理課長

（使用施設の開設及び支援の要請）

第5条 甲は、次のとおり、乙に対して第4条の施設を避難所及び緊急避難場所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震、風水害等による災害が発生し、又は、発生する恐れがあり、周辺住民の避難

及び帰宅困難者に緊急を要する場合。

(2) その他、著しく住民等の生命を脅かす事態により、甲が乙の使用施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 甲が乙に対し、前項の要請をする場合は、避難施設等開設要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他有効な手段により要請し、事後において文書を提出するものとする。

3 乙は、緊急と判断し必要と認めた場合は、甲の要請を待たず、自主的に避難所及び緊急避難場所として開設する場合はその旨を甲に連絡する。

(支援の実施)

第6条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、避難者の支援を実施するものとする。

2 乙は、対象施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(施設変更の報告)

第7条 乙は使用施設の増改築等により、当該建物に変更が生じた場合又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときには、あらかじめ甲に連絡するものとする。

(支援の終了)

第8条 甲は、被害状況により支援の必要がなくなったと判断した場合は、支援の終了及び使用施設の閉鎖を乙に避難施設等閉鎖通知書(様式第2号)で通知するものとする。ただし、乙の判断により引き続き支援を実施することについては、これを妨げるものではない。

(費用の負担)

第9条 避難施設等の使用料は、無料とする。

2 避難場所の使用時に生じた避難者の不慮の事故、病気、けが等について、乙は一切の責任を負わないものとする。

3 第6条に規定する支援等の実施に要した費用負担は、甲乙協議の上決定する。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲乙それぞれ次のとおりとする。

甲 総務課危機管理室長

乙 管理部管理課長

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期限)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙い

れかから協定解除または変更の申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 3月 2日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

下諏訪町長 青 木 悟

乙 東京都世田谷区池尻3丁目1番3号

武藤工業株式会社

代表取締役社長 早 川 信 正

様式 略

○ 災害時における要配慮者の避難施設としての使用に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と社会医療法人 南信勤労者医療協会（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者の避難施設としての使用に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「要配慮者」とは、災害時に何らかの介護を必要とする次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者
- (2) 身体、知的及び精神に障害のある者
- (3) その他災害時に援助が必要と思われる者

（要請）

第2条 甲は、災害により居宅が居住困難となった要配慮者及び下諏訪町地域防災計画で定める避難施設等では対応が困難な要配慮者のために、乙が所有する施設を使用することについて、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の協力要請があった場合は、現に施設を使用している者に支障のない範囲でこれを受諾するものとする。

（対象施設）

第3条 この協定の対象となる施設は、次のとおりとする。ただし、災害により乙に甚大な被害が発生し、災害対応活動に支障を生ずる恐れがあるとき又は要配慮者の安全が図られないと判断したときは、この限りでない。

| | |
|-------|-------------------|
| 施設名称 | 諏訪共立ケアセンター赤砂 |
| 所在地 | 長野県諏訪郡下諏訪町4429番地6 |
| 所有者 | 社会医療法人南信勤労者医療協会 |
| 使用責任者 | 南信勤労者医療法人専務理事 |

（手続等）

第4条 甲は、第2条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した要配慮者連絡票（別記様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の氏名、住所、心身の状況及び連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名及び連絡先等
- (3) 受入を要請する期間
- (4) その他必要な事項

（要配慮者の移送）

第5条 第3条に規定する施設への要配慮者の移送は、原則として甲又は要配慮者の家族、支援者等

が行うものとする。ただし、移送が困難な場合甲は、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合は、やむを得ない理由のある場合を除きこれを受諾するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の要請により要配慮者が乙の所有する施設を利用した場合に要した経費の負担については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。

2 前項に定める有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの異議の意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 3月 2日

甲 住 所 諏訪郡下諏訪町4613番地8
氏 名 下諏訪町長 青 木 悟

乙 住 所 諏訪郡下諏訪町214番地
社会医療法人 南信勤労者医療協会
氏 名 理 事 長 林 芳 久

様式 略

○ 災害等発生時における遺体搬送に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と、一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び公益社団法人長野県トラック協会霊柩部会（以下「丙」という。）とは、災害等発生時における遺体搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、下諏訪町に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害（以下「災害等」という。）が発生し、その災害等により、多数の死亡者が発生した場合に、甲から乙及び丙に対しての霊柩自動車による遺体搬送（以下「搬送」という。）の要請及びその手続きについて必要事項を定めるものとする。

（搬送要請）

第2条 甲は、災害等が発生した場合に搬送を必要とするときは、乙及び丙に対して搬送を要請することができることとする。

（搬送拠点の確保及び火葬計画）

第3条 甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点（駐車スペース、宿泊スペース等）を確保するとともに、火葬計画を立てるものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、下諏訪町長が次に掲げる事項を記載した遺体搬送要請書（様式第1号）により行う。ただし、急を要する場合には、担当者が事前に電話等による要請を行うことができることとする。

- (1) 担当者の連絡先
- (2) 要請の理由
- (3) 必要とする霊柩車両数又は遺体の数
- (4) 搬送拠点の場所（所在地、施設名）
- (5) その他必要な事項

（搬送業務）

第5条 甲の要請により、搬送に従事する乙及び丙の協会員は、甲の指示に従い火葬場、斎場等への遺体の搬送に従事するものとする。

- 2 搬送及び遺体保護のために必要な物品（棺、冷却剤等）は、原則として乙及び丙が調達するものとする。

（搬送実績報告）

第6条 乙及び丙は、前条の規定に基づき搬送を行ったときは、次に掲げる事項を記載した遺体搬送

実績報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

- (1) 搬送従事者名及び従事車両数
- (2) 搬送を行った期間
- (3) 使用した物品の種類及び数量
- (4) その他必要な事項

（費用の負担及び算定方法）

第7条 遺体搬送に要した費用及びその付帯費用は、甲が負担する。

- 2 遺体搬送に関する費用の算定は、地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。
- 3 付帯費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。
- 4 搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙及び丙は、前条により算定した費用を甲に一括して請求するものとする。

- 2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。
- 3 甲の要請事項以外に、乙又は丙が遺族の要請により遺体搬送の範囲を超える協力を行った場合、当該協力に要した費用は、乙又は丙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。

（費用の支払い）

第9条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙又は丙から費用の支払い請求があったときは、乙又は丙に対して速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第10条 この協定に基づく搬送業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、下諏訪町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年下諏訪町条例第35号）の規定に準じて、甲が補償するものとする。

- 2 乙又は丙の搬送業務により生じた霊柩車両の損傷については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第11条 乙又は丙が、この協定に基づく搬送業務従事中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法及び賠償額は、甲乙丙協議の上決定するものとする。

（広域的な応援体制）

第12条 乙及び丙は、災害の状況を勘案し、必要があると認めるときは単一県協会を越えた広域的な応援体制の構築に努めるものとする。

（会員名簿の提供）

第13条 乙及び丙は、搬送業務の円滑化に資するため、事前に乙及び丙の会員名簿を甲に提出するものとする。協定の有効期間を延長した場合も同様とする。

(協定に関する連絡責任者)

第14条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては下諏訪町危機管理室長とし、乙及び丙にあっては、丙の霊柩部会長とする。

(災害情報の提供)

第15条 乙及び丙は、搬送業務中に現認した災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第16条 乙及び丙は、搬送業務中に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(職員の同乗等)

第17条 甲は、必要に応じて乙又は丙の搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙又は丙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じて甲に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(変更の通知)

第18条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項に重要な変更が生じたときは、その旨を速やかに相互に通知するものとする。

(定期協議)

第19条 甲、乙及び丙は、協定の実効性を確保するため、必要に応じて定期協議を実施するものとする。

(協定の施行日)

第20条 この協定は、協定締結の日から施行する。

(協定の有効期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成28年3月18日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに、甲、乙又は丙いずれかが文書により協定を解除する意思表示をしないときは、更に1年間協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 3月18日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

長野県下諏訪町

下諏訪町長 青 木 悟 ㊟

乙 東京都新宿区四谷3-2-5全日本トラック総合会館2F

一般社団法人 全国霊柩自動車協会

会 長 一 柳 鏝 ㊟

丙 長野県長野市南長池710-3

公益社団法人 長野県トラック協会 霊柩部会

部 会 長 伊 藤 達 成 ㊟

様式 略

○ 大規模災害等発生時における帰宅困難者対応に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害の発生により乙が運行する交通が遮断した場合及び甲の地域で災害が発生した場合における帰宅困難者対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本協定が適用される乙の駅は、下諏訪駅（以下「駅」という。）とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 大規模地震、台風、集中豪雨等の自然災害で、甚大な被害を及ぼす事象をいう。
- (2) 帰宅困難者 大規模災害により乙が運行する交通が遮断した場合又は甲の地域で災害が発生した場合において、自分の家に帰ることができない者をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動するものとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、大規模災害が発生した際に以下のとおり対応するものとする。

- (1) 乙は、必要と認めるときは、甲と協議のうえ甲が指定する別紙1に定める避難所等に帰宅困難者を誘導することができる。乙は、誘導を実施するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
- (2) 乙は、前号の措置と並行して、乙の管理する駅の構内の安全確認を行い、その結果、一時滞在場所として提供可能と判断した場合は、その旨を甲へ連絡するとともに、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れるものとする。

2 前項の対応に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力して人員の配置に努めるものとする。

（情報共有）

第5条 甲及び乙は、大規模災害により帰宅困難者が発生し、又は発生するおそれがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努めるものとする。

2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けたときは、警察、消防及び関係機関等に情報を提供するものとする。

3 乙は、乙が運行する交通の運転再開状況、その他必要な情報を甲及び帰宅困難者へ提供するものとする。

4 甲は、避難所等の開設状況、その他必要な情報を乙及び帰宅困難者へ提供するものとする。

5 甲及び乙は、乙が運行する交通の遮断が解消され、乙が駅を帰宅困難者の一時滞在場所として提供することを終了するまで、随時相互に連絡するものとする。

(施設の提供)

第6条 乙は駅の安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を利用できるように努めるものとする。

(平常時の備え)

第7条 甲及び乙は、大規模災害の発生に備え、相互の連絡窓口を別紙2のとおり指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

3 甲は、避難所に変更があった場合は、これを乙に通知するものとする。

4 甲及び乙は、大規模災害発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第8条 本協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定有効期間)

第9条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年 3月18日

甲 諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町
下諏訪町長

乙 長野市栗田源田窪992-6
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員長野支社長

【別紙1】

| 甲が指定する避難所 | | | | |
|-----------|-------------|--------------|---------|--------|
| | 名 称 | 所在地 | 連絡先 | 収容人員 |
| 1 | 下諏訪総合文化センター | 下諏訪町4611番地40 | 28-0018 | 1,200名 |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

甲は、必要に応じ、この表にない施設を避難所として指定することができる。

【別紙2】

相互の連絡窓口

| 下諏訪町 | 下諏訪駅 |
|---|--|
| ○連絡窓口・電話番号 (平日) 下諏訪町総務課危機管理室 0266-27-1111(内線259) 0266-27-1157(危機管理室直通) (休日・夜間) 同上 0266-27-1111 ※日直、宿直者から危機管理室職員へ連絡 | ○連絡窓口・電話番号 下諏訪駅 0266-26-7088 下諏訪駅長 080-9208-0296 |

様式 略

○ 災害時における災害救助犬に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）とは、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象）

第1条 この協定による活動は、下諏訪町の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動が必要であると認めた人命検索活動とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、人命検索活動のため災害救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 前項の要請を受けて乙が出動させる災害救助犬の頭数は、災害状況、規模及び検索範囲等を考慮して、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の受託）

第3条 乙は、前条第1項の出動の要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）及び災害救助犬を出動させるものとする。

（活動の実施）

第4条 会員は、出動した災害現場においては、甲の指揮の下に人命検索活動を実施するものとする。

（活動の終了）

第5条 この協定による活動の終了は、甲が人命検索活動の終了を告げたとき、又は災害救助犬による人命検索活動の続行が不可能となったときとする。

（訓練の実施）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める活動を円滑に実施するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定に基づく出動に要する費用及び第6条の規定に基づく訓練への乙の出動に要する費用は、乙において負担するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。

2 前項に定める期間の満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による申し出がなければ、本協定を1年間更新する。

3 前項の規定は、同項の規定により更新した本協定を再度更新する場合に準用する。

(災害現場等における損害補償)

第9条 この協定に基づく会員及び災害救助犬の活動又は訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害の補償を含む。）は、乙及び会員の責任において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定に定める活動又は訓練によって、会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、下諏訪町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年下諏訪町条例第35号）の規定に準じて、甲が負担するものとする。

(連絡会)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるため、必要の都度、連絡会を開催するものとする。

(協定の見直し)

第11条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、両者の合意により協定の変更ができるものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上各1通を保有する。

平成28年3月25日

甲 下諏訪町4613番地8
下諏訪町
下諏訪町長 青木 悟

乙 神奈川県藤沢市葛原766-1
特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会
理事長 村瀬 英博

様式 略

○ 災害時における飲料水等の供給に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と株式会社ジャパンビバレッジホールディングス（以下「乙」という。）は、町内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に協力して、住民生活の早期安定及び被災者支援を図るため、飲料水等の迅速かつ円滑な供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請したときをもって発動する。

（供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が飲料水等を必要とするときは、乙に対して飲料水等の供給に係る協力を要請することができる。

（協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、次の内容について協力するものとする。

- (1) 乙は、速やかに飲料水等の確保と配備体制を整えるものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対応するものとする。
- (2) 乙は、保有飲料水等の優先的な安定供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲は、第3条に規定する要請をするときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（引き渡し等）

第6条 飲料水等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により飲料水等の運搬を行うときには、乙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が供給した飲料水等の費用及び乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。
- 3 甲は、乙から前2項に規定する費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

第8条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者、担当者を定めるものとする。また、期間の途中において内容に変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 4月25日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

下諏訪町長 青 木 悟

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目9番6号
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス
東日本支社

支 社 長 秋 本 定 己

様式 略

○ 防災・減災に関する応援協定

岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村（以下「市町村」という。）と公益財団法人日本財団（以下「財団」という。）は、防災・減災対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市町村の区域内において、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、災害救助法が適用される災害及びその他住民生活に重大な支障が生じる災害が発生した場合における住民生活の早期安定並びにその発生に備えた地域防災力の向上等を図ることを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 市町村及び財団は、前条の目的を達成するため、市町村が防災・減災対策の知識・技術を持った人材の派遣及び必要な支援活動の企画実施に関する事項を財団に要請したときは、誠意をもって積極的に連携協力するものとする。

2 前項に規定する事項の具体的な取組内容及び実施方法等については、別に定める。

（確認事項）

第3条 市町村及び財団は、この協定の締結が、市町村が財団以外の者と連携し協力すること及び財団が市町村以外の地方公共団体と連携し、協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 市町村又は財団がこの協定の内容の変更を申し出たときは、双方協議の上、変更を行うものとする。

（協定の効力）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに市町村及び財団のいずれからも延長しない意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

（担当者会）

第6条 市町村及び財団は、協力体制の維持及び推進のため、年1回以上担当者会を開催して情報交換等を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、市町村及び財団相互に協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、市町村及び財団が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3月17日

岡谷市長 今井 竜 五

諏訪市長 金 子 ゆかり

茅野市長 柳 平 千代一

下諏訪町長 青 木 悟

富士見町長 小 林 一 彦

原 村 長 五 味 武 雄

公益財団法人 日本財団

会 長 笹 川 陽 平

○ 大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所（以下「甲」という。）と長野県下諏訪町（以下「乙」という。）は、双方の行政区域内における大規模土砂災害等に備えた相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模土砂災害等の発生時における減災活動や災害対応等を円滑に進めるため、甲と乙が相互に協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、大規模土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う次の業務に関し、乙に対する協力を行うものとする。

- (1) 警戒・避難情報等の発令
- (2) 災害対策資機材の提供
- (3) 大規模土砂災害時等の防災体制の確立

（体制）

第3条 甲と乙は、前条に規定する協力体制の推進に当たって検討会を設置し、情報交換を行うものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

2 期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって5年間延長し、以後も同様とする。

（疑議の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙の双方が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年3月30日

（甲） 長野県駒ヶ根市上穂南7番10号
国土交通省中部地方整備局
天竜川上流河川事務所
所 長 椎 葉 秀 作 印

(乙) 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
長野県下諏訪町
下諏訪町長 青 木 悟 印

○ 災害時における避難者支援に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と日亜化学工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援及び、緊急避難場所としての開設等に関し、下諏訪町第5区代表者を立会人とし、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の協力を得て、乙の所有する施設を緊急避難場所として開設し、住民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（支援）

第2条 この協定に定める支援とは、次のとおりとする。

(1) 乙の所有する施設を緊急避難場所として提供するものとする。

(2) 乙が施設を提供した場合、乙は可能な範囲で人的及び備蓄品の提供をするなど、避難者の支援をするものとする。

（避難所の指定及び周知）

第3条 甲は、次条に定める施設を、民間協力避難施設及び緊急避難場所として位置付け、町民に周知する。

（対象施設）

第4条 この協定の対象となる施設等は、次のとおりとする。ただし、災害により乙に甚大な被害が発生し、災害対応活動に支障を生ずるおそれがあるとき又は、避難者の安全が図れないと判断されたときは、この限りでない。

(1) 緊急避難場所

施設名称 日亜化学工業株式会社

諏訪技術センター敷地内階段状ピロティスペース

所在地 長野県諏訪郡下諏訪町8974番地6

所有者 日亜化学工業株式会社

使用責任者 総務人事部技術センター総務課長

（使用施設の開設及び支援の要請）

第5条 甲は、次のとおり、乙に対して第4条の施設を緊急避難場所として開設するよう要請することができる。

(1) 大規模な地震、風水害等による災害が発生し、又は、発生する恐れがあり、周辺住民の避難及び帰宅困難者に緊急を要する場合。

(2) その他、著しく住民等の生命を脅かす事態により、甲が対象施設に避難させる必要があると認めた場合。

- 2 甲が乙に対し、前項の要請をする場合は、避難施設等開設要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他有効な手段により要請し、事後において文書を提出するものとする。
- 3 乙は、緊急と判断し必要と認めた場合は、甲の要請を待たず、自主的に緊急避難場所として開設する場合はその旨を甲に連絡する。

(支援の実施)

第6条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、避難者の支援を実施するものとする。

- 2 乙は、対象施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(施設変更の報告)

第7条 乙は使用施設の増改築等により、対象施設に変更が生じた場合又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときには、あらかじめ甲に連絡するものとする。

(支援の終了)

第8条 甲は、被害状況により支援の必要がなくなったと判断した場合は、支援の終了及び避難施設の閉鎖を乙に避難施設等閉鎖通知書(様式第2号)で通知するものとする。ただし、乙の判断により引き続き支援を実施することについては、これを妨げるものではない。

(費用の負担)

第9条 避難施設等の使用料は、無料とする。

- 2 避難場所の使用時に生じた避難者の不慮の事故、病気、けが等について、乙は一切の責任を負わないものとする。
- 3 第6条に規定する支援等の実施に要した費用負担は、甲乙協議の上決定する。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲乙それぞれ次のとおりとする。

- 甲 総務課危機管理室長
- 乙 総務人事部技術センター総務課長

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期限)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、立会人記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月29日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町
下諏訪町長 青 木 悟

乙 徳島県阿南市上中町岡491番地
日亜化学工業株式会社
代表取締役社長 小 川 裕 義

立会人 長野県諏訪郡下諏訪町9186番地
下諏訪町第5区
区長 久保田 利 広

様式 略

○災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と興亜化成株式会社（以下「乙」という。）並びにHARIO株式会社（以下「丙」という。）は、町内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資等の供給及び平常時における防災教育の支援を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が日頃から連携し、災害時における住民生活の早期安定及び被災者支援のための生活物資等の迅速な供給並びに、平常時における災害に備えるための教育（以下「防災教育」という。）に協力して取組み、甲の一層の防災力向上に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に避難施設等において生活物資等を必要とする時、又は平常時の防災教育の支援について必要とする時は、乙及び丙に協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙及び丙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲内において次条を実施する。

（協力の内容）

第4条 甲が、乙又は丙に協力を要請する避難施設等における生活物資等の範囲は、次の内容とする。（別紙1参照）

- （1）避難所等における避難者用の発泡スチロール製のマットの提供、及び使用後の回収
- （2）避難所等における発泡スチロール製のトイレ用品の提供
- （3）日用品の備蓄セットの提供
- （4）その他災害時の応急対策に必要な生活物資等として、乙丙が供給できるもの

2 甲が、乙又は丙に協力を要請する防災教育の範囲は、地域における防災教育全般に係わるコーディネートとする。（別紙1参照）

（要請の手続き）

第5条 甲は、第2条に規定する協力の要請を、乙又は丙にするとき、生活物資等要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し等）

第6条 前条の要請書に基づく生活物資等の引き渡し場所への運搬は、原則として要請を請けた乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙が自ら運搬することができない場合は、甲に対して協力を求めることができる。

2 甲は、乙又は丙が防災用品等の運搬を行うときには、乙又は丙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 乙又は丙が供給した生活物資等の費用及びそれらの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙又は丙が業務の履行後に提出する生活物資等報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)に基づき、災害等発生前における適正な価格を基準とし、甲乙丙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 前条第1項に規定する費用について、乙又は丙から報告書に基づく請求があったときは、甲は、速やかにその内容を確認して支払うものとする。

(情報交換)

第9条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めて共有するものとし、変更があった場合は、速やかに相手先に報告するものとする。(別紙2)

2 甲乙丙は、平時から第4条の協力の内容について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。

2 前項に規定する有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも申出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間延長され、以降これと同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年 7月12日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町
下諏訪町長 青木 悟

乙 長野県伊那市御園180番地2

興亜化成株式会社

代表取締役社長 山 岸 弘 道

丙

長野県東筑摩郡朝日村針尾9 1 6 番地

HARIO株式会社

代表取締役 清 沢 俊太郎

様式 略

○ 災害時における物資供給に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するもの

とする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月13日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町
下諏訪町長 青 木 悟

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄 一 郎

○ 災害時における物資供給に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と株式会社ケーヨー（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するもの

とする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月29日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町
下諏訪町長 青木 悟 印

乙 千葉県千葉市若葉区みつわ台1丁目28番1号
株式会社ケーヨー
代表取締役社長 醍醐 茂夫 印

○ 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、下諏訪町内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる下諏訪町内の避難所又は甲が指定する物資の共有場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに、支援物資の荷卸し、仕分、登録、分配及び積み込み（以下「荷役作業」という。）又は搬送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、下諏訪町内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を懸案勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を書式により要請することができる。ただし、書面により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに書面を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で必要と認めるときは、書面により乙に対し、支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、書面により甲に報告するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに書面により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、書面により甲に報告するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに書面により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び本条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に書面により通知するものとする。

(費用の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに書面により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責めに帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

ただし、下諏訪町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年町条例第35号）が適用される場合は、甲がこれを補償する。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署及び連絡責任者を定め、連絡責任者届（様式第1号）により相手方に報告するものとする。

2 前項の連絡責任者を変更したときは、直ちに速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が書面により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成31年2月7日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町
下諏訪町長

乙 長野県須坂市井上700番地1
佐川急便株式会社信越支店
支店長

○ 災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー諏訪営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、下諏訪町内で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供

(2) 乙の災害復旧に必要となる甲が管理する道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置

(3) 乙による停電情報等に関する情報連絡員の派遣

(4) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施に当たり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資及び機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地及び施設をあらかじめ定め、甲に連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

(定期的な情報交換)

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため、定期的な情報交換等を実施することとする。

(情報管理の徹底)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施に当たっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由より相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の解決)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第12条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2019年 3月22日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番8
下諏訪町
下諏訪町長 青木 悟

乙 長野県諏訪郡下諏訪町西鷹野町4559番地43
中部電力株式会社
電力ネットワークカンパニー
諏訪営業所長 東本 清文

○ 長野県広域防災拠点施設に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と下諏訪町（以下「乙」という。）とは、次のとおり広域防災拠点施設に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、長野県広域受援計画に基づき、乙が設置又は設置又は所有する施設を使用して、甲が広域防災拠点となる施設を開設及び運用するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

| 施設名 | 所在地 |
|-------|--------------------|
| 赤砂崎公園 | 諏訪郡下諏訪町字赤砂崎10944番地 |

（要請）

第3条 甲は、大規模災害発生時に、県内の状況を踏まえて、乙に対し必要な広域防災拠点施設の使用を文書により要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等により要請できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請があった広域防災拠点施設について、要請受諾の可否を決定し、速やかに甲に対して文書により回答する。ただし、緊急を要する場合は、口頭及びファクシミリ等により回答できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（広域防災拠点施設の管理運営）

第4条 甲が開設した広域防災拠点施設の運営は、甲の職員を広域防災拠点施設に派遣し、甲が責任をもって当たるものとする。

2 甲は広域防災拠点施設内の安全確保に万全を期すとともに、広域防災拠点施設及び備品の破損又は亡失が生じないように配慮するものとする。

3 乙は、第3条第1項の規定による要請を受諾した場合、広域防災拠点として機能が果たせるよう施設の開錠など必要な措置を速やかに講じるものとする。

4 乙は、前項で定める措置を行ったのち、甲による広域防災拠点施設の開設及び広域防災拠点施設の運営に可能な限り協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条第1項の規定による要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を使用した期間の使用料は、乙の条例等に基づき甲が負担する。また、甲が広域防災拠点施設を使用した期間の経費（電気料、水道料等）は、甲が負担する。

2 甲は、乙又は広域防災拠点施設を管理運営する指定管理者（以下「指定管理者」という。）から前項の請求があった場合は、その内容を確認のうえ、乙又は指定管理者に対し速やかに支払うものとする。

(原状回復)

第6条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の使用を終えたときは、乙の立会いの下、当該施設の現状確認を行うものとする。

2 甲は、前項の現状確認により、当該施設の損害が発生したことが確認された場合は、甲の負担により速やかに現状回復を行うものとし、原状回復のための費用の額、方法等は、甲乙が協議して決定するものとする。

(損失の補填)

第7条 甲は、乙若しくは指定管理者又は第三者（当該施設利用者等）に損失を与えた場合は、甲がその費用を負担する。

2 甲の広域防災拠点施設使用に伴う指定管理者の減収相当額（施設管理料相当額、使用料減収相当額）及び新たに必要となる費用（人件費等）が生じた場合は、甲が負担する。

3 甲は、乙若しくは指定管理者又は第三者から第1項及び第2項の費用の請求があった場合は、甲乙若しくは指定管理者又は第三者が協議して、その費用の額、支払方法等を決定するものとする。

(使用の期間)

第8条 広域防災拠点の廃止については、災害応急対応の実施状況等を考慮し、甲乙が協議して決定するものとする。

2 広域防災拠点施設の閉鎖は、甲が広域防災拠点施設の運営及び当該施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

3 甲は、広域防災拠点施設を閉鎖するときは、乙に対して文書により通知するものとする。

(平常時からの連携)

第9条 甲及び乙は、平常時から広域防災拠点施設の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による広域防災拠点施設の現地調査に対して協力するとともに、広域防災拠点施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(広域防災拠点施設の変更及び廃止)

第10条 乙は、第2条に規定する広域防災拠点施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止した場合は、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第11条 本協定に定めない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合については、甲乙が協議して決定するものとする。

(継続)

第12条 この協定は、甲又は乙のいずれかから書面による協定廃止の申出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年 7 月 1 日

甲 長野県
長野市大字南長野字幅下692の2
長野県知事 阿 部 守 一

乙 下諏訪町
諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町長 青 木 悟

○ 災害時における応急物資の供給に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と株式会社マツモトキヨシ甲信越販売（以下「乙」という。）は、災害時における応急物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、医薬品、食糧、生活必需品等（以下「応急物資」という。）を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給の協力要請）

第3条 甲は、災害時において応急物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な応急物資の供給についての協力を要請することができる。

（応急物資の範囲）

第4条 応急物資の範囲は、乙が取扱い可能な商品を対象とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する応急物資名、規格、数量、引渡場所等を記載した要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（応急物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、応急物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 応急物資の引渡場所は、乙の指定した店舗とし、甲の職員が物資を確認の上、引渡しを受けるとする。ただし、状況によっては、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により乙が供給した応急物資の代金及び第7条の規定により乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(費用の支払)

第9条 応急物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び応急物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上 決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町
下諏訪町長 青 木 悟

乙 長野県長野市鶴賀緑町1393番地3
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売
代表取締役社長 安 藤 浩

○ 災害に係る情報発信等に関する協定

下諏訪町（以下「町」という。）及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、町が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ町の行政機能の低下を軽減させるため、町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、町及びヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 町が、町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 町が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 町が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 町が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 町が、町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 町及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、町及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、町から提供を受ける情報について、町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年10月25日

町：長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町
下諏訪町長 青 木 悟

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

○ 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、甲及び甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は下諏訪町内において地震災害及び不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

尚、乙は必要に応じて大栄環境グループ各社、並びに乙が氏名する提携会社と協力して本協定書の実施に当たるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理支援」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定および策定支援
- (2) 災害廃棄物等の撤去、積込作業に関すること
- (3) 災害廃棄物等の収集運搬に関すること
- (4) 災害廃棄物等の処分に関すること
- (5) 前各号に伴う必要な事業に関すること

（災害廃棄物等の処理支援の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社にて、甲が実施する災害廃棄物等の処理支援に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理支援に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 処理計画、処理体制の構築に当たっては関係法令を遵守すること。
- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮した計画とすること。
- (3) 再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

（連携協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害および不測の事態について
- (2) 協力要請の手続き、手順について
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業について
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

（個別契約書の締結）

第6条 本協定書のに基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理支援に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理支援についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（甲の解除権）

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由なく協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げるものがいると認められるとき。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団委員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力と背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 乙の役員等または使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めをおわないものとする。

(有効期間)

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(規定のない事項の取扱い)

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月24日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町長 青木 悟

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社
代表取締役 金子 文雄

○ 災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と下諏訪温泉旅館組合（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した場合又は水害に備えて早期に避難が必要な場合（以下「災害時等」という。）における宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供等（以下「宿泊施設の提供等」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が災害時等において、高齢者等特段の配慮が必要な方の避難を甲が速やかに実施するため、乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、特段の配慮が必要な方の避難所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請の方法は、次に掲げる事項を記載した協力要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

（要請する業務の範囲）

第3条 前条の規定による要請に基づき乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 乙の組合員（又は乙）が所有する宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他必要とする事項

2 宿泊施設の提供等を受ける方に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、甲が当該宿泊施設へ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（実施）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実績報告書（様式2）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、F

A X等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 報告を行った担当者の職・氏名
- (2) 履行内容
- (3) 履行の場所
- (4) 履行の期日又は期間
- (5) その他必要な事項

(対象期間)

第5条 宿泊施設の提供等の対象期間は、原則として、甲による避難準備・高齢者等避難開始の指示を契機として、宿泊施設等へ受入対象者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(宿泊施設の提供等を受ける方の割振り)

第6条 宿泊施設の提供等を受ける方の割振りは甲が行うものとする。

2 甲は、前項の割振りを災害時等に速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

(経費)

第7条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費（燃料費、引き渡しまでの運搬費を含む。）（以下「経費」という。）を負担するものとし、その経費は、災害時等の直前における適正価格を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

(受入実績の報告と経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書（様式3）を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

- (1) 氏名、性別及び年齢
- (2) 住所
- (3) 宿泊期間及び宿泊数
- (4) 金額
- (5) 対象者の要件
- (6) 特記事項
- (7) その他必要な事項

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第10条 甲及び乙は、災害時等における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、
甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日からの
1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたもの
とし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙押印の上、各自その1部を保有する。

令和2年7月29日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町
下諏訪町長 青 木 悟

乙 長野県諏訪郡下諏訪町3437番地
下諏訪温泉旅館組合
組合長 長 崎 誠

様式 略

○ 災害時における避難施設等の開設に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と一般財団法人諏訪自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における避難所、避難場所又は調整本部（以下「避難施設等」という。）の開設に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の所有する施設を避難施設等として使用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（支援）

第2条 乙は、この協定において次の支援をするものとする。ただし、災害により乙に甚大な被害が発生し、災害対応活動に支障を生ずる恐れがあるとき又は避難者等の安全が図れないと判断されたときは、この限りでない。

(1) 乙の所有する次の施設を避難施設等として開設する。

所在地 長野県諏訪郡下諏訪町10795番地

施設名称 諏訪自動車会館（B u - b u）1階会議室及び敷地

(2) 前号の避難施設等に対して、可能な範囲で人員及び施設の備蓄品等を提供する。

（避難施設の指定及び周知）

第3条 甲は、前条の施設を、民間協力避難施設として位置付け、町民に周知する。

（避難施設等の開設の要請）

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合に、乙に対して避難施設等の開設を要請するものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等による災害が発生し、又は発生する恐れがあり、周辺住民及び帰宅困難者の避難に緊急を要する場合

(2) 赤砂崎公園を防災拠点とするような大規模な地震、風水害等による災害が発生し、又は発生する恐れがあり、防災関係組織団体の調整本部として使用する場合

(3) その他著しく住民等の生命を脅かす事態により、住民等を避難させる必要がある場合

2 甲は、乙に対して前項の要請をする場合は、避難施設等開設要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他有効な手段により要請し、事後において文書を提出するものとする。

3 乙は、緊急と判断し、甲の要請を待たず自主的に避難所として開設する場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

（避難施設等の開設）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、可能な限り速やかに避難施設等の開設をするものとする。

2 乙は、施設への避難者等に対して、可能な範囲で施設内への安全な誘導及び施設の備蓄品等の提供に努めるものとする。

(避難施設等の閉鎖)

第6条 甲は、被害状況により支援の必要がなくなったと判断した場合は、避難施設等閉鎖通知書(様式第2号)により、乙に対して避難施設等の閉鎖及び支援の終了を通知するものとする。ただし、乙の判断により引き続き支援を実施することについては、これを妨げるものではない。

(費用の負担)

第7条 避難施設等の使用料は、無料とする。

2 避難施設等において生じた避難者等の不慮の事故、病気、けが等について、乙は一切の責任を負わないものとする。

3 第2条に規定する支援等に要した費用負担は、甲乙協議の上決定する。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲乙それぞれ次のとおりとする。

甲の連絡責任者 下諏訪町総務課危機管理室長

乙の連絡責任者 一般財団法人諏訪自動車協会専務理事

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(施設の変更)

第10条 乙は、施設が増改築等により変更が生じるとき又は何らかの事情により使用が不可能となるときは、あらかじめ甲に連絡するものとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月30日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

下諏訪町長 青 木 悟

乙 長野県諏訪郡下諏訪町10795番地

一般財団法人 諏訪自動車協会

代表理事 濱 康 幸

様式 略

○災害時における相互協力に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「下諏訪町区域」という。）で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、下諏訪町区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要となる乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すも

のとする。

- 3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。
- 4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。
- 5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。
 - (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報
- 6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。
 - (2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。
- 2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月1日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町長 宮坂 徹

乙 長野県長野市新田町1137-5
東日本電信電話株式会社
長野支店長 茂谷 浩子

〔様式等〕

○ 被害認定基準

| 被害種類 | 認定基準 |
|------------------|---|
| 死者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 |
| 行方不明者 | 当該災害で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。 |
| 重傷者 軽傷者 | 災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。 |
| 住家 | 現実にその居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| 非住家 | 住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 |
| 住家全壊 (全焼・全流失) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 |
| 住家半壊 (半焼) | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 |
| 一部損壊 | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 |
| 床上浸水 | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 |
| 床下浸水 | 床上浸水に至らない程度に浸水したもの。 |
| 罹災世帯 | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| 罹災者 | 罹災世帯の構成員とする。 |

○ 被害状況報告等の様式

1 様式第1号（概況速報）

（表1）

| 現 況 速 報 | | | |
|-----------|--|-------------|--|
| 災 害 の 名 称 | | 災 害 発 生 日 時 | |
| 報 告 の 時 限 | | 発 受 信 時 刻 | |
| 発 信 者 | | 受 信 者 | |

| 被 害 の 種 別 | 被 害 状 況 | |
|-----------------------------------|-----------------|-----------|
| | 被 害 地 域 又 は 場 所 | 災 害 の 状 況 |
| 人 的 ・ 住 家 関 係 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 農 業 関 係 | | |
| 林 業 関 係 | | |
| 公 共 土 木 施 設 関 係 | | |
| | | |
| 鉄道 } 施設関係 通信 } 電力 } 水道 } | | |
| | | |
| そ の 他 | | |
| 応急対策等の活動状況 消防職員・消防団員の 出動状況等 | | |

2 様式第2号（人的及び住家の被害）

（表2）

市町村

| 人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定） | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------------|---------|----|-----------------|-------------|-------------------------------|----------------|----|---|---|---|---|
| 災害の名称 | | | | 災害発生の日時 | | 月 | | 日時 | | | | |
| 災害発生の場所 | | | | | | | | | | | | |
| 災害報告の時限 | | 月 日 時現在 | | 発信機関及び 発信担当者 | | | | | | | | |
| 人的被害 | 死者 | | 人 | | 災害の概況 | | | | | | | |
| | 行方不明者 | | 人 | | | | | | | | | |
| | 負傷者 | 重傷 | | 人 | | | | | | | | |
| | | 軽傷 | | 人 | | | | | | | | |
| | | 小計 | | 人 | | | | | | | | |
| 計 | | 人 | | 災害発生の原因 | | | | | | | | |
| 住家の被害 | 全壊・全焼 又は流失 | 棟 | | 棟 | | 災害適用の見込み 救済措置の状況 災害対策本部 | | | | | | |
| | | 世帯 | | 世帯 | | | | | | | | |
| | | 人員 | | 人 | | | | | | | | |
| | 半壊又は 半焼 | 棟 | | 棟 | | | | | | | | |
| | | 世帯 | | 世帯 | | | | | | | | |
| | | 人員 | | 人 | | | | | | | | |
| | 一部破損 | 棟 | | 棟 | | | | | | | | |
| | | 世帯 | | 世帯 | | | | | | | | |
| | | 人員 | | 人 | | | | | | | | |
| | 床上浸水 | 棟 | | 棟 | | | 災本 害対 策部 | 名称 | | | | |
| | | 世帯 | | 世帯 | | | | 設置 | 月 | 日 | 時 | 分 |
| | | 人員 | | 人 | | | | 廃止 | 月 | 日 | 時 | 分 |
| 床下浸水 | 棟 | | 棟 | | そ の 他 | 消防職員出動延人員 | | 人 | | | | |
| | 世帯 | | 世帯 | | | 消防団員出動延人員 | | 人 | | | | |
| | 人員 | | 人 | | | | | | | | | |
| 非住家の被害(全・半壊) | | 棟 | | | | | | | | | | |

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第228号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。

様式第2-1号 (避難勧告・指示等避難状況報告)

(表2の1)

| | | | | | | | |
|------------|-----|-----|-----|----------|-------|-------|------|
| 災害の名称 | | | | 災害発生日時 | 月 | 日 | 時 |
| 報告の時限 | 月 | 日 | 時現在 | 発信時刻 | 月 | 日 | 時 |
| 発信者 | | | | | | | |
| 避難勧告・指示の状況 | | | | 避難場所等の状況 | | | |
| 勧告、指示の別 | 地区名 | 世帯数 | 人員 | 避難場所名 | 設置地区名 | 入所世帯数 | 入所人員 |
| | | | | | | | |
| 合計 | | | | 合計 | | | |

4 様式第5号（農業関係被害）

（表5の1）

| | | | | |
|-----|---------------|-----------------|---------------|---------|
| 災害名 | 発生日時 | 月 日 時 分 ~ 日 時 分 | 発信日時 | 月 日 時 分 |
| | 発信機関 (発信者) | | 受信機関 (発信者) | |

| 区分 項目 | 作物名 | 被害率30%未満 | | 被害率30%以上 | | 合 計 | | | 主な被害地区及 び被害農作物の 種類等 |
|-----------------------|------------------|----------|-----|----------|-----|-----|-----|------|---------------------------|
| | | 面積 | 減収量 | 面積 | 減収量 | 面積 | 減収量 | 被害金額 | |
| 生 産 物 被 害 | 水 稲 | | | | | | | | |
| | 麦・雑穀・豆類 | | | | | | | | |
| | 果 樹 | | | | | | | | |
| | 野 菜 | | | | | | | | |
| | 花 き | | | | | | | | |
| | 特 用 作 物 | | | | | | | | |
| | 桑 | | | | | | | | |
| | そ の 他 | | | | | | | | |
| | 小 計 | | | | | | | | |
| | 樹 体 被 害 | 果 樹 | | | | | | | |
| その他() | | | | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | |

| 区分 項目 | 施設名 | 園芸関係 | | | そ の 他 | | | 合 計 | | |
|------------------|-----------|------|-----------|------|-------|-----------|------|-----|-----------|------|
| | | 件数 | 面積 (㎡) | 被害金額 | 件数 | 面積 (㎡) | 被害金額 | 件数 | 面積 (㎡) | 被害金額 |
| 施 設 関 係 | 建 物 | | | | | | | | | |
| | 温室（ガラス張） | | | | | | | | | |
| | プラスチックハウス | | | | | | | | | |
| | 構 築 物 | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | |

| 区分 項目 | 種類名 | 被 害 量 | 被 害 金 額 | 主な被害地区名 | 主な被害品目名 |
|-------------|-----------|-------|-------------|---------|---------|
| そ の 他 | 家 畜 | | | | |
| | 畜 産 物 | | | | |
| | 水産物(寒天含む) | | | | |
| | 加工品貯蔵品等 | | | | |
| | 蚕 繭 | | | | |
| | 計 | | | | |
| 被害農業者（家）数 | | 戸 | 特別被害農業者(家)数 | 戸 | |

| 市町村別被害の状況 | 市町村名 | 被害面積 | 減収量 | 被害金額 | 市町村名 | 被害面積 | 減収量 | 被害金額 | 適用 | | | | |
|-----------|------|------|-----|------|------|------|-----|------|------|----|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 合計 | | | |
| | | | | | | | | | 市町村名 | | | | |

(注) 記入単位は次のとおりとする。

面積-ha、減収量・被害量-t・千本・千鉢・個・頭・羽・箱、金額-千円

(表6の4)

4 林産物及び林産施設被害状況（速報、概況、確定）

災害の名称

調査年月日

災害発生年月日

| | |
|-----------------------------|--|
| 災害の種類 | |
| 災害の発生年月日 | |
| 被害調査年月日 被害発生地域 (市町村名) | |

(1) 林産物被害

| 区分 | 農 業 林 業 者 | | | | | | そ の 他 | | | | | | 合 計 | | | | | | |
|-------|---------------------------|----|----------------|----|-------------|----|-------|----|----|----|---------------|----|-------|----|-----|----|----|----|--|
| | 森林組合 同連合会 | | 農業協同組合 同連合会 | | その他任意 団体 | | 個人 | | 計 | | 中小企業等 協同組合 | | 会社・個人 | | その他 | | 計 | | |
| | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | |
| 木 | 立木 (m ³) | 天 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 材 | 素材 (m ³) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 製材 (m ³) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 薪 | 薪炭原木 (m ³) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 木炭 (kg) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 薪層積 (m ³) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 炭 | 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | しいたけ (kg) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特殊林産物 | わさび (kg) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 竹材 (束) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被災者数 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- 注 1 木炭出荷調整対策事業による保管木炭が被害を受けた場合には木炭欄の内数として () 書きで示すこと。
 2 立木は利用伐期令級以上のものを記入する。
 3 被害者数等の欄は森林組合等の団体にあつてはその組合数、会社及び個人にあつては会社数及び戸数の実数を記入する。
 4 県有林(県行造林含む)の被害を、その他欄に内数として () 書きで示すこと。

(2) 林産施設被害

| 区 分 | そ の 個 人 そ の 他 | | | | | | | | | | | | 合 計 | | | |
|--------------------|-------------------|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|---------------------------|-----|-------|-----|
| | 中 小 企 業 等 協 同 組 合 | | | | 会 社 ・ 個 人 | | | | そ の 他 | | | | 計 | | | |
| | 全 壊 | | 半 壊 | | 計 | | 全 壊 | | 半 壊 | | 計 | | 埋 積 土 砂 (m ³) | | 排 土 費 | |
| | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 |
| 木 材 倉 庫 (棟) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木 貯 場 (坪) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 網 場 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流 送 路 (km) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木 工 材 施 設 加 設 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機 械 (点) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木 集 運 材 施 設 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木 炭 倉 庫 (棟) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 炭 窯 (基) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木 工 炭 施 設 加 設 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建 物 (棟) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 炭 窯 (基) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 炭 簡 易 搬 送 施 設 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特 殊 林 産 倉 庫 (棟) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| わ さ び 育 成 施 設 (坪) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| し いた け 育 成 施 設 (坪) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| し いた け ほ だ 木 (本) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特 産 工 建 物 (棟) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特 殊 物 施 機 械 (点) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林 産 物 加 設 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被 災 者 数 等 | | | | | | | | | | | | | | | | |

注 1 埋積土砂量の欄は貯木場および流送路についてのみ記入する。
 2 被災者数等の欄は、中小企業等協同組合にあってはその組合数、会社、個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。
 3 県有林（県行造林含む）の被害は、その他欄に内数として（ ）書で示すこと。

(3) 林産物間接被害

| 区分 | 農 業 | | | | | | 林 業 | | | | | | そ の 他 | | | | | | 合 計 | | |
|-------|------------------------|----|--------|----|---------|----|-------|----|-----------|----|-------|----|-------|----|----|----|---|--|-----|----|--|
| | 森林組合連合会 | | 農業協同組合 | | その他任意団体 | | 会社・個人 | | 中小企業等協同組合 | | 会社・個人 | | その他 | | 計 | | 計 | | 数量 | 金額 | |
| | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | | | | | |
| 木 | 立木 (m ³) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 素材 (m ³) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 製材 (m ³) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 材 | 小 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 薪 | 薪炭原木 (m ³) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 木炭 (kg) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 薪層積 (m ³) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 炭 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特殊林産物 | しいたけ (kg) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | わさび (kg) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 竹材 (束) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被災者数 | 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注 1 道路の決壊橋梁の破損、その他により運搬不能等となった滞貨及び金額を記入する。
 2 被災者数等の欄は森林組合等の団体によってはその組合数、会社及び個人によっては会社数及び戸数の実数を記入する。

7 様式第7号 (土木関係被害)

災害 総括 表 (単位：千円)

| 区 分 | 前 回 | | | | ま で の | | | | 報 告 分 | | | | 今 回 報 告 分 | | 年 間 の 合 計 | |
|-----------|----------------|-------|-----------|---|----------------|-------|-----------|---|----------------|-------|-----------|---|----------------|-------|-----------|-----|
| | 自 月 日 至 月 日 | 箇 所 数 | 異 常 気 象 名 | 額 | 自 月 日 至 月 日 | 箇 所 数 | 異 常 気 象 名 | 額 | 自 月 日 至 月 日 | 箇 所 数 | 異 常 気 象 名 | 額 | 自 月 日 至 月 日 | 箇 所 数 | 額 | 金 額 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 河 川 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 砂 防 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地すべり | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 急 傾 斜 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道 路 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 橋 梁 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市 町 村 工 事 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 河 川 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道 路 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 橋 梁 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 河 川 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 砂 防 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地すべり | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 急 傾 斜 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道 路 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 橋 梁 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |

8 様式第8号（都市施設被害）

| 都市施設被害状況報告 中間 確定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|--------|--------|-----------|----|-----|----------|---------|-------|----------|-------|-----|----|----|-----|--|--|---|--|--|---|--|--|---|--|--|------|--|
| 災害の名称 | | | 災害発生日時 | | | 月 | | | 日 | | | 時 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害発生場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報告の時限 | | | 日 | | | 時現在 | | | 発受信時刻 | | | 日 | | | 時 | | | 分 | | | | | | | | | | |
| 発信者 | | | () | | | 受信者 | | | () | | | () | | | () | | | | | | | | | | | | | |
| 種別 | 区分 | | か所数 | 被害面積又は延長等 | | | 被害金額（千円） | | | 復旧金額（千円） | | | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市施設 災害 | 街路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 都市公園 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 都市排水路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 公下水道 共通 | 排水施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ポンプ場施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 処理施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 区整 画理 | 街路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 公園緑地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 水路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 防空壕・その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堆積土砂 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物災害及び 損害面積 | 区分 | 住家(戸) | 非住家(戸) | 計(戸) | | | 区分 | 面積 (ha) | | | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 全壊 | | | | | | 市街地被害面積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 半壊 | | | | | | その他被害面積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 流失 | | | | | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 床上浸水 | | | | | | 全市街地面積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 床下浸水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 状況 | 発火 | 月 | | | 日 | | | 時 | | | 分 | | | 鎮火 | 月 | | | 日 | | | 時 | | | 分 | | | 被災か所 | |
| | 風向 | | | | 風速 | 最大 | m/sec | | | 平均 | m/sec | | | 湿度 | % | | | | | | | | | | | | | |
| 焼失 被害 面積 及び | 区分 | 住家(戸) | 非住家(戸) | 計(戸) | | | 区分 | 面積 (ha) | | | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 全壊 | | | | | | 全市街地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 半壊 | | | | | | 被災面積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | 1 土地区画整理事業を施行する必要がある（ある・ない・不明） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 都市計画との関連（ ） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

9 様式第9号 (水道施設被害)

(表9の1)

| 水道施設被害状況報告 | | | | 〔中間確定〕 | |
|-----------------------------|--|-------------------------|---------|--------|-----|
| 災 害 の 名 称 | | 災 害 発 生 日 時 | | 月 | 日 時 |
| 災 害 発 生 場 所 | | | | | |
| 報 告 の 時 限 | 月 日 時 現在 | 発 受 信 時 刻 | | 日 時 分 | |
| 発 信 者 | () | 受 信 者 | | () | |
| 水 道 の 名 称 | | 給 水 区 域 及 び 現 在 給 水 人 口 | | (戸 人) | |
| 被 害 給 水 区 域 及 び 被 害 給 水 人 口 | (戸 人) | | | | |
| 災 害 の 状 況 | | 被 害 金 額 | | 千 円 | |
| 応 急 措 置 及 び 給 水 現 状 | | | | | |
| 給 水 応 援 | 消 毒 機 及 び 薬 品 応 援 | 復 旧 資 材 労 務 応 援 | 技 術 応 援 | | |
| 緊 急 応 援 の 要 否 | 給 水 車 両 / 日 m ³ 分 | 乾 式 注 入 能 力 g / h 機 | | | |
| | ろ 水 器 両 / 日 m ³ 分 | 湿 式 g / h 機 | | | |
| | 自 衛 隊 給 水 班 要 請 / 日 m ³ 日 間 | 簡 易 滅 菌 機 g / h 機 | | | |
| | 水 道 か ら 応 急 給 水 日 m ³ 分 | 液 体 塩 素 kg 入 本 | | | |
| | 日 間 | さ ら し 粉 高 度 普 通 500 g 本 | | | |
| | 必 要 な し | 必 要 な し | | | |

10 様式第10号（廃棄物処理施設被害）

| | | | |
|---|---------|--------|---------|
| 廃棄物処理施設 $\left(\begin{array}{c} \text{ごみ・し尿・} \\ \text{下水道終末処理} \end{array} \right)$ 被害状況報告 $\left(\begin{array}{c} \text{中間} \\ \text{確定} \end{array} \right)$ | | | |
| 災害の名称 | | 災害発生日時 | 年 月 日 時 |
| 災害発生場所 | | | |
| 報告の時限 | 月 日 時現在 | 発受信時刻 | 日 時 分 |
| 発信者 | () | 受信者 | () |

| | | | |
|-------------|----|----|----|
| 被害施設名 | | | |
| 被害の区域および処理人 | | | |
| 被害の状況 | | | |
| 被害額 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 応急措置の現況 | | | |
| 災害救助の有無 | | | |
| その他必要な事項 | | | |

11 様式第11号 (感染症関係)

(表11の1)

| | | | |
|-------------|--|------------------|--|
| 感染症関係報告 | | (中間) (確定) | |
| 災 害 の 名 称 | | 災 害 発 生 日 時 | |
| 災 害 発 生 場 所 | | | |
| 報 告 の 時 限 | | 発 受 信 時 刻 | |
| 発 信 者 | | 受 信 者 | |

| | 項目 病名 | 発 生 患 者 等 数 | | | | | 備 考 |
|-------------|----------|-------------|----|-------------------|---|----------|-----|
| | | 患者 | 擬似 | 無症状 病原体 保有者 | 計 | うち 死者 | |
| 感 染 症 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | |

12 様式第12号 (医療施設被害)

(表12の1)

| 医療施設被害状況報告 | | | | 〔中間〕 〔確定〕 | |
|------------|---------|--------|---------|--------------|--|
| 災害の名称 | | 災害発生日時 | 年 月 日 時 | | |
| 報告の時限 | 月 日 時現在 | | 発受信時刻 | 日 時 分 | |
| 発信者 | | 受信者 | | | |

| 区分 | 施設名 | 経営主体 | 所在地 | 被害の程度 | | | | | 被害額 | 復旧に要する経費 |
|-------|-----|------|-----|---------------|---------|---------------|---------|----------|-----|----------|
| | | | | 全壊 全焼 棟 | 流出 棟 | 半壊 半焼 棟 | 浸水 棟 | その他 棟 | | |
| (病院) | | | | | | | | | 千円 | 千円 |
| (診療所) | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | |

- 注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医務課に報告する場合に用いる。
- 2 各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。
- 3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

13 様式第13号 (商工関係被害)

(表13の1)

| 商工関係被害状況報告 | | | | 〔 中間 〕 〔 確定 〕 | | | | |
|-------------------------|--------------------|----------------|---------|------------------|----|-------|-----|---|
| 災害の名称 | | 災害発生日時 | | 年 月 日 時 | | | | |
| 災害発生場所 | | | | | | | | |
| 報告の時限 | | 月 日 時現在 | | 発受信時刻 日 時 分 | | | | |
| 発 信 者 | | 受 信 者 | | | | | | |
| 被害区分 | | 業種区分 | | 鉱工業 | 商業 | サービス業 | その他 | 計 |
| 組合、 団体 以外の 事務所 | 建物の被害(ア) | 全壊 | 棟数(棟) | | | | | |
| | | | 損害額(千円) | | | | | |
| | | 半壊 | 棟数(棟) | | | | | |
| | | | 損害額(千円) | | | | | |
| | | のそ 被の 害他 | 棟数(棟) | | | | | |
| | | | 損害額(千円) | | | | | |
| | 土地の被害(イ) | | 損害額(千円) | | | | | |
| | (ア)(イ)以外の有形固定資産の被害 | | 損害額(千円) | | | | | |
| 製品・仕掛品・原材料の損害 | | 損害額(千円) | | | | | | |
| 事業協同組合・商工組合・協業組合の被害 | | 件数(件) | | | | | | |
| | | 損害額(千円) | | | | | | |
| 商工会議所・商工会の被害 | | 件数(件) | | | | | | |
| | | 損害額(千円) | | | | | | |
| 小 計 | | 損害額(千円) | | | | | | |
| 除雪、排水等の災害対策に要した経費(千円) | | | | | | | | |
| その他災害の発生により生じた損害額(千円) | | | | | | | | |
| 損 害 額 総 計(千円) | | | | | | | | |
| 被害件数(事業(務)所数) | | | | | | | | |

注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。

2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。

3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。

4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。

5 大企業に関する被害については、内訳(大企業分としてまとめ)を別紙に記載する。

14 様式第14号（観光施設被害）
（表14の1）

| 観光施設被害状況報告 | | | | | | | | | | |
|------------------|-------|---------|-----|-----------|-----|----------|-----|-----------|-----|------------|
| | | | | | | | | | | （中間） 確定 |
| 災害の名称 | | | | | | 災害発生日時 | | 年 月 日 時 | | |
| 災害発生場所 | | | | | | | | | | |
| 報告の時限 | | 月 日 時現在 | | | | 発受信時刻 | | 日 時 分 | | |
| 発 信 者 | | | | | | 受 信 者 | | | | |
| 1 土木施設（遊歩道・つり橋等） | | | | | | | | | | |
| 区 分 | | 県 工 事 | | 市 町 村 工 事 | | そ の 他 | | 計 | | |
| | | か所 | 被害額 | か所 | 被害額 | か所 | 被害額 | か 所 | 被害額 | |
| 道 路 | | | 千円 | | 千円 | | 千円 | | 千円 | |
| 橋 梁 | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |
| 2 一般観光地建物等 | | | | | | | | | | |
| 区 分 | | 県 有 施 設 | | 市 町 村 施 設 | | 国民宿舎・旅館等 | | そ の 他 施 設 | | 計 |
| | | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数 |
| 建物その他 | 全 壊 | | 千円 | | 千円 | | 千円 | | 千円 | 千円 |
| | 半 壊 | | | | | | | | | |
| | そ の 他 | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | |

(表15の2)

| | | | |
|--------------|--------|------------|---|
| 教育関係施設被害状況報告 | | (中間 確定) | 課 |
| 災害の発生 | 災害発生日時 | 月 日 時 | |
| | 報告の時限 | 月 日 時現在 | |

(単位 m²・千円)

| 施設の種類 | 被害施設数 | 被害状況 | | | | | | | | | |
|--------|-------|------|----|----|----|------|----|-------------|------------|------------|-----------|
| | | 建物 | | | | | | 工作物 被害金額 | 土地被害 金額 | 設備被害 金額 | 被害額 合計 |
| | | 要新築 | | | | 要補修 | 計 | | | | |
| | | 全壊 | | 半壊 | | 大破以下 | 被害 | | | | |
| 面積 | 金額 | 面積 | 金額 | 金額 | 金額 | | | | | | |
| 幼稚園 | | | | | | | | | | | |
| 小学校 | | | | | | | | | | | |
| 中学校 | | | | | | | | | | | |
| 高等学校 | | | | | | | | | | | |
| 盲学校 | | | | | | | | | | | |
| ろう学校 | | | | | | | | | | | |
| 養護学校 | | | | | | | | | | | |
| 大学・高専 | | | | | | | | | | | |
| 共同利用施設 | | | | | | | | | | | |
| 教員住宅 | | | | | | | | | | | |
| 社会教育施設 | | | | | | | | | | | |
| 文化財 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | |

注：本表は、県関係課から県危機管理・消防防災課ほか関係課に報告する場合に用いる。

17 様式第17号（市町村有財産被害）
（表17）

| | | | | |
|--------------|----------|--------|------------|------|
| 市町村有財産被害状況報告 | | | （中間 確定） | 市町村名 |
| 災害の名称 | | 災害発生日時 | 年 月 日 時 | |
| 報告の時限 | 月 日 時 現在 | 発受信時刻 | 日 時 分 | |
| 発 信 者 | () | 受 信 者 | () | |

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

| 建 物 被 害 | 施設の別 | 発生数(計) | 全壊(流失) | 半壊 | 一部破損 | 床上浸水 | 床下浸水 | 被害額 | 備考 |
|---|------|--------|--------|----|------|------|------|-----|----|
| | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 千円 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | | | |
| 公 共 土 木 施 設 被 害 (市町村単 災のみ) | 種別 | 発生数 | 被害状況 | | | | 被害額 | 備考 | |
| | 河川 | か所 | | | | | 千円 | | |
| | 道路 | | | | | | | | |
| | 橋梁 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | | | |
| そ の 他 | 種別 | 発生数 | 被害状況 | | | | 被害額 | 備考 | |
| | | か所 | | | | | 千円 | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 計 | — | — | | | | | | |

注：本表は、市町村から地方事務所に、及び地方事務所から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

18 様式第18号 (公益事業関係被害)

(表18)

| | | | | |
|--------------|----------|--------|--------------|-----|
| 公益事業関係被害状況報告 | | | 〔中間〕 〔確定〕 | 機関名 |
| 災害の名称 | | 災害発生日時 | 年 月 日 時 | |
| 災害発生場所 | | | | |
| 報告の時限 | 月 日 時 現在 | 発受信時刻 | 日 時 分 | |
| 発 信 者 | () | 受 信 者 | () | |

| 区 分 | | 被 害 発 生 数 ・ 被 害 程 度 数 | 被 害 額 |
|--------------------------------------|------|-----------------------|-------|
| 被 害 状 況 | 建物等 | | 千円 |
| | 被害箇所 | | |
| | 不通箇所 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 応 急 措 置 ・ そ の 他 | | | |

注：この表は、鉄道・通信・電力・ガス関係の被害について、各関係機関から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

19 様式第19号
第1号様式
(火災)

第 報

| | |
|------|-----------|
| 報告日時 | 年 月 日 時 分 |
| 都道府県 | |
| 市町村 | |
| 報告者名 | |

| | | | | | | | |
|----------------|---------------------------------|----------------------|----------------------|-----|-----------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 火災種別 | 1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他 | | | | | | |
| 出火場所 | | | | | | | |
| 出火日時 (覚知日時) | 月 日 時 分 (月 日 時 分) | | (鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時 | | (月 日 時 分) 月 日 時 分 | | |
| 火元の業態・用途 | | | 事業所名(代表者氏名) | | | | |
| 出火箇所 | | | 出 火 原 因 | | | | |
| 死 傷 者 | 死者(性別・年齢) | | 人 | | 死者の生じた理由 | | |
| | 負傷者 重症 中等症 軽 傷 | | 人 人 人 | | | | |
| 建物の概要 | 構造 階層 | | 建築面積 延べ面積 | | | | |
| 焼 損 程 度 | 焼損棟数 | 全焼 半焼 部分 ぼや | 棟 棟 棟 | 計 棟 | 焼 損 面 積 | 建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積 | m ² m ² a |
| り 災 世 帯 数 | | | 気 象 状 況 | | | | |
| 消 防 活 動 状 況 | 消防本部(署) | | 台 | | 人 | | |
| | 消防団 | | 台 | | 人 | | |
| | その他 | | | | 人 | | |
| 救急・救助活動状況 | | | | | | | |
| 災害対策本部等の設置状況 | | | | | | | |
| その他参考事項 | | | | | | | |

19 様式第19の2

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

| | |
|------|--|
| 報告日時 | |
| 都道府県 | |
| 市町村 | |
| 報告者名 | |

| | | | | | |
|-----------------------------|---|------------------------------|---------|-------|--|
| 事故種別 | 1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 () | | | | |
| 発生場所 | | | | | |
| 事業所名 | 特別防災区域 | (レイアウト第一種、第一種、第二種、その他) | | | |
| 発生日時 | 月 日 時 分 | 発見日時 | 月 日 時 分 | | |
| (覚知日時) | (月 日 時 分) | 鎮火(処理完了)日時 | 月 日 時 分 | | |
| 消防覚知方法 | | 気象状況 | | | |
| 物質の区分 | 1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 () | | | | |
| 施設の区分 | 1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 () | | | | |
| 施設の概要 | | 危険物施設の区分 | | | |
| 事故の概要 | | | | | |
| 死傷者 | 死者(性別・年齢) 計 人 | 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 | | | |
| 消防防災活動 状況及び救急・ 救助活動状況 | 警戒区域の設定 使用停止命令 | 出場機関 | 出場人員 | 出場資機材 | |
| | | 事業所 | 自衛防災組織 | 人 | |
| | | | 共同防災組織 | 人 | |
| | | | その他 | 人 | |
| | | 消防本部(署) | 台 | 人 | |
| | | 消防団 | 台 | 人 | |
| | | 海上保安庁 | 人 | | |
| | | 自衛隊 | 人 | | |
| その他 | 人 | | | | |
| 災害対策本部等の設置状況 | | | | | |
| その他参考事項 | | | | | |

20 様式第20号 (警察調査被害)
(表20)

| 被害種別 | 署別 | 災 害 発 生 状 況 表 | | | | | | | | | | | | | 分現在) | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--------------|---------------|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|------|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|--|
| | | 長野中央 | 飯山 | 中野 | 須坂 | 長野南 | 千曲 | 上田 | 丸子 | 望月 | 小諸 | 佐久 | 軽井沢 | 南佐久 | 茅野 | 諏訪 | 岡谷 | 伊那 | 駒ヶ根 | 飯田 | 阿南 | 木曾 | 塩尻 | 松本 | 安曇野 | 大町 | 小計 | 累計 | |
| 人の被害 | 死者 (人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負傷者 | 不明者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物被害 | 全壊 (むね) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 半壊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 流出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 全焼 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 半焼 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 耕地被害 | 床上浸水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 床上浸水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道橋堤防山鉄通木山罹罹出発備 | 一部破損 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 非住家被害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 流出、埋没 (ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 畑 | 水田 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 冠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 冠 | 流出、埋没 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道 | 路損壊 (箇所) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 橋梁流出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堤防 | 決壊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 山 (がけ) ぐずれ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉄 (軌) 道 | 被害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 通施設被害回線 (回線) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木 | 材流出 (立米) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 山林焼失 (ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 罹 | 災世帯数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 罹災者概数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出 | 動警察官数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 発生件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 | 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |